

# 政治資金監査に関する研修テキスト

令和9年1月改定版

政治資金適正化委員会

## 政治資金監査に関する研修テキスト

平成20年10月 作成  
平成22年 9月 改定版  
平成23年12月 増補版  
平成25年 6月 改定版  
平成28年 3月 改定版  
令和元年 6月 改定版  
令和元年 7月 改定版  
令和3年 9月 改定版  
令和9年 1月 改定版

（原則として、令和8年分以降（解散分は令和9年分以降）の収支報告書に係る政治資金監査からこの政治資金監査マニュアルを適用）

この「政治資金監査に関する研修テキスト」は、政治資金規正法第19条の27第1項に規定する政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修のため作成し、研修を受ける登録政治資金監査人に交付するものです。

# 目次

## 政治資金規正法のあらまし

---

.....9

## 政治資金監査に関する具体的な指針

---

.....35

## 参考資料

---

.....125

I. 政治資金規正法の目的	11
II. 政治資金を規正する基本的考え方	11
III. 規正の対象	13
1. 政治団体	13
(1) 政治団体とは	13
(2) 政治団体の種類	13
(3) 政治団体の設立等の届出	14
2. 公職の候補者	15
IV. 政治資金の収支の公開等	15
1. 収支報告	15
2. 収支報告書の公表、閲覧及び写しの交付	16
3. 資金管理団体の収支報告に関する特例	17
4. 国会議員関係政治団体の特例	18
(1) 預貯金による政治資金の保管	18
(2) 収支報告に関する特例	18
(3) 翌年への繰越しの金額の確認等	19
(4) 代表者による確認書制度	19
(5) 登録政治資金監査人による政治資金監査	20
(6) 少額領収書等の写しの開示制度	20
(7) 収支報告書の不記載・虚偽記入に係る収入等の国庫納付に関する公職選挙法の特例	21
V. 寄附の制限	21
1. 会社等のする寄附の制限	21
2. 公職の候補者の政治活動に関する寄附の制限	21
3. 寄附の量的制限	22
4. 寄附の質的制限	23
(1) 一定の補助金等を受けている会社その他の法人がする寄附	23
(2) 赤字会社がする寄附	23
(3) 外国人・外国法人等からの寄附	23
(4) 他人名義・匿名による寄附	24
5. その他公正な流れを担保するための措置	24
(1) 寄附のあっせん及び関与の制限	24
(2) 政治資金団体に係る口座振込みの義務付け	24

VI. 政治資金パーティーの対価の支払の制限	27
(1) 開催団体	27
(2) 収支報告（公開基準）	27
(3) 対価の支払等に関する制限	28
VII. 運用等の制限	29
1. 政治資金の運用の制限	29
2. 資金管理団体による不動産の取得等の制限	29
VIII. 罰則等	29
1. 主な罰則	29
2. 公民権停止	30
3. 没収、追徴	30
(別表1) 寄附の量的制限の概要	31
(別表2) 総枠制限の一覧	32
参考情報	33

## 政治資金監査に関する具体的な指針……………35

政治資金監査マニュアル改定に当たって……………	37
はじめに……………	39
I. 政治資金監査の目的……………	41
1. 政治資金規正法の目的・基本理念……………	41
2. 政治資金監査導入の経緯……………	42
3. 政治資金監査の基本的性格……………	43
4. 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の位置付け……………	45
II. 登録政治資金監査人……………	47
1. 登録政治資金監査人の資格……………	47
(1) 資格……………	47
(2) 業務制限……………	48
2. 登録政治資金監査人の職務……………	51
3. 登録政治資金監査人の責任……………	51
III. 国会議員関係政治団体……………	53
1. 国会議員関係政治団体の定義……………	53
2. 国会議員関係政治団体の金銭の保管……………	54
3. 国会議員関係政治団体の代表者の責務……………	54
4. 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務……………	54
5. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項……………	59
IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針……………	61
1. 一般的な留意事項……………	61
2. 調査方法……………	61
3. 政治資金監査契約の締結……………	63
4. 政治資金監査契約書において規定すべき事項……………	64
(1) 一般的事項……………	64
(2) 登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の責任……………	65
(3) 秘密保持義務……………	66
(4) 使用人等の監督等……………	66
(5) 契約の解除……………	66
5. 政治資金監査契約に係る留意事項……………	67

V. 政治資金監査指針② 個別監査指針	69
1. 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項	69
2. 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項	70
(1) 領収書等の記載事項の確認	70
(2) 領収書等亡失等一覧表の作成要求	74
(3) 高額領収書等のあて名等の確認	75
(4) 会計帳簿の必要記載事項の確認	77
3. 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項	82
4. 法第19条の13第2項第4号に掲げる事項	89
(1) 一般的事項	89
(2) 領収書等を徴し難い事情の具体例	90
5. 法第19条の13第2項第5号に掲げる事項	91
(1) 一般的事項	91
(2) 差額の理由の具体例	93
VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング	94
1. 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的	94
2. ヒアリング事項	94
(1) 会計処理方法	95
(2) 支出項目の区分の分類	96
(3) 書面監査では支出の状況が確認できなかったもの	97
(4) 書面監査では翌年への繰越しの状況が確認できなかったもの	98
(5) 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの	98
(6) 書面監査に加えて、翌年への繰越しの状況の詳細を確認する必要があるもの	101
VII. 政治資金監査報告書	102
1. 政治資金監査報告書の記載事項	102
(1) 監査の概要	104
(2) 監査の結果	105
(3) 業務制限	107
(4) その他	107
2. 政治資金監査報告書記載例	109
(1) 政治資金監査の対象となった事項について全て確認できた場合	109
(2) 会計帳簿に記載不備がある場合	112
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合	115
(4) 収支報告書に支出が計上されていない場合	119

VIII. その他の留意事項	122
1. 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用	122
(1) 政治資金監査チェックリスト	122
(2) 政治資金監査報告書チェックリスト	122
2. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応	122

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・125

I. 政治資金監査チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・	127
・政治資金監査チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・	129
II. 政治資金監査報告書チェックリスト・・・・・・・・	137
・政治資金監査報告書チェックリスト・・・・・・・・	139
・政治資金監査報告書チェックリスト・政治資金監査報告書記載例対照表	145
III. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応	159
・収支報告書の提出後に生じた事情とその対応（フローチャート）	161
・①政治資金監査報告書の記載誤り	162
・②領収書等の再発行等	164
・③収支報告書の訂正	165
IV. 電子署名の付与に関する手順	173
・電子署名の付与に関する手順	175
V. 政治資金関係サイト	177
・政治資金関係サイト	179



# 政治資金規正法のあらまし

令和8年3月（令和6年法改正反映）

## I. 政治資金規正法の目的

政治資金規正法は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、①政治団体の届出、②政治団体に係る政治資金の収支の公開、③政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正、④その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的としています。

## II. 政治資金を規正する基本的考え方

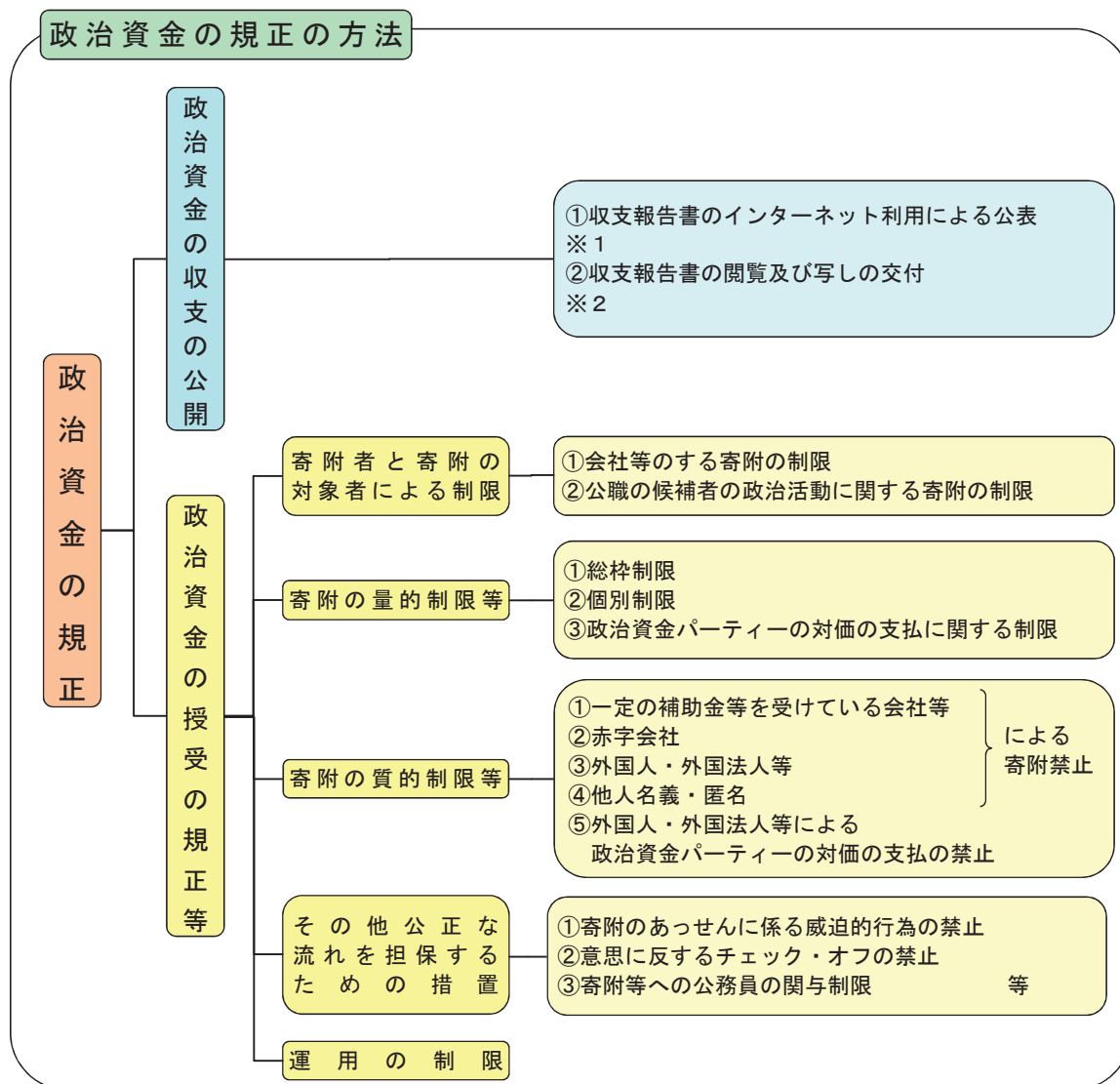
政治資金の規正については、大きく分けて、以下の2つがあり、具体的には、12ページの図のとおりとなっています。

### ① 政治資金の収支の公開

政治団体に設立の届出等を義務付けるとともに、1年間の政治団体の収入、支出、翌年への繰越しの金額及び資産等を記載した収支報告書の提出を政治団体に義務付け、これを公開することによって政治資金の収支の状況を国民の前に明らかにすること。

### ② 政治資金の授受の規正等

政治活動に関する寄附（政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動に関してされる寄附をいう。）等について、対象者による制限や、量的制限、質的制限などを行うこと。



※1 オンラインで提出された政党本部・政治資金団体・国会議員関係政治団体の収支報告書の情報については、あわせて、データベースを用いた公表も行われます。（令和10年4月1日までに開始）  
令和8年1月1日から、官報又は都道府県の公報による収支報告書の要旨の公表に係る規定は削除されました。

※2 収支報告の適正の確保等の観点から、政治団体の区分に応じ、次のような特例があります。

○政党本部・政治資金団体

- ・自主監査及び収支報告書に監査意見書を添付
- ・収支報告書等のオンライン提出義務（令和9年1月1日から）

○資金管理団体

- ・収支報告に関する特例（人件費以外の経常経費の明細、保有不動産等の利用状況）

○国会議員関係政治団体

- ・預貯金による政治資金の保管（令和8年1月1日から）
- ・全ての支出に係る領収書等の徴収義務
- ・収支報告に関する特例（人件費以外の経常経費の明細）
- ・翌年への繰越しの金額の確認等（令和8年分収支報告書から適用）
- ・代表者による収支報告書に関する監督（令和8年1月1日から）
- ・代表者による会計帳簿に関する随時又は定期的確認（令和8年1月1日から）
- ・登録政治資金監査人による政治資金監査及び収支報告書への政治資金監査報告書の添付
- ・代表者による確認及び収支報告書への確認書の添付（令和8年分収支報告書から適用）
- ・収支報告書等のオンライン提出義務（令和9年1月1日から）
- ・少額領収書等の写しの開示制度
- ・収支報告書の不記載・虚偽記入に係る収入等の国庫納付に関する公職選挙法の特例（令和8年分収支報告書から適用）

### Ⅲ. 規正の対象

政治資金規正法の規正の対象は、政治団体及び公職の候補者です。

#### 1. 政治団体

##### (1) 政治団体とは

政治資金規正法においては、下記の活動を本来の目的とする団体及び下記の活動を主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体を政治団体としています。

- ① 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること
- ② 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること

また、下記に該当する団体については、政治資金規正法上、政治団体とみなされます。

- ① 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの（いわゆる政策研究団体）
- ② 政治資金団体（政党のために資金を援助することを目的とし、政党が指定した団体）
- ③ 特定パーティー（政治資金パーティーのうち収入の金額が1,000万円以上のもの）  
開催団体（政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治団体以外の者を政治団体とみなして政治資金規正法の規定の一部が適用される。）

##### (2) 政治団体の種類

政治団体には、下記の種類があります。

政 党	次のいずれかにあてはまる政治団体 ① 所属国会議員が5人以上 ② 前回の衆議院議員総選挙（小選挙区・比例代表）、 前回又は前々回の参議院議員通常選挙（比例代表・選挙区）の いずれかの全国を通じた得票率が2%以上		
政治資金団体	政党のために資金を援助することを目的とし、政党が指定した団体		
その他の 政治団体	政党・政治資金団体以外の政治団体（主義主張団体、後援団体、政策研究団体、特定パーティー開催団体等） <table border="1" data-bbox="614 1758 1364 1960"><tr><td style="background-color: #bbdefb;">資金管理 団体</td><td>公職の候補者が、その者が代表者である政治 団体のうちから、一の政治団体をその者のた めに政治資金の拠出を受けるべき政治団体 として指定したもの</td></tr></table>	資金管理 団体	公職の候補者が、その者が代表者である政治 団体のうちから、一の政治団体をその者のた めに政治資金の拠出を受けるべき政治団体 として指定したもの
資金管理 団体	公職の候補者が、その者が代表者である政治 団体のうちから、一の政治団体をその者のた めに政治資金の拠出を受けるべき政治団体 として指定したもの		

また、下記のことを「国会議員関係政治団体」といい、収支報告に関する特例等が設けられています。

<b>国会議員関係 政治団体</b>	<p>次の①②③の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）及び④⑤の政治団体（国会議員関係政治団体とみなされます。）</p> <p>① 国会議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体</p> <p>② 租税特別措置法第41条の18第1項第4号に該当する政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける政治団体）のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体</p> <p>③ 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの（いわゆる政策研究団体）</p> <p>④ 政党の支部で、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるもの</p> <p>⑤ 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）のうち、各年中において次のいずれかに該当する寄附の金額が1,000万円以上となった政治団体（1,000万円以上となった年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなされます。）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 同一の国会議員関係政治団体（上記③を除く。）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である2以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあっては、その金額の合計）</li><li>・ 同一の上記③に該当する国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額</li></ul> <p>なお、「国会議員に係る公職の候補者」には、現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含みます。</p>
------------------------	--

※ ③及び⑤の政治団体は、令和8年1月1日から国会議員関係政治団体に追加されました。

### （3）政治団体の設立等の届出

政治団体は、その組織の日又は政治団体となった日から7日以内に、郵便によることなく文書で、組織等された旨、当該政治団体の目的、名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域、代表者・会計責任者・会計責任者の職務代行者の氏名、住所、生年月日及び選任年月日等について、下記のとおり、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届け出なければなりません。

政治団体の主たる活動区域等	届 出 先
都道府県の区域において 主としてその活動を行う政治団体	主たる事務所の所在地の 都道府県の選挙管理委員会
二以上の都道府県の区域にわたり 主としてその活動を行う政治団体	主たる事務所の所在地の 都道府県の選挙管理委員会を窓口として 総務大臣
主たる事務所の所在地の都道府県の 区域外の地域において 主としてその活動を行う政治団体	
政党の本部及び政治資金団体	

また、届け出た事項に異動が生じた場合も、その異動の日から7日以内に、郵便によることなく文書で、その内容を届け出なければなりません。

政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え付ける等日々の会計管理を行うとともに、年一度、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に収支報告書を提出することが義務付けられています。

なお、政治団体が解散し、又は政治団体でなくなった場合は、解散等の日から30日以内（国会議員関係政治団体（※）については、60日以内）に、その旨及び年月日を届け出るとともに、解散等の日までの収支報告書を提出しなければなりません。

※ 法定記載事項（これらの事項がないときは、その旨）を収支報告書に記載すべき年において国会議員関係政治団体であったものを含みます。

## 2. 公職の候補者

公職の候補者とは、公職にある者、公職選挙法の規定により届け出られた公職の候補者及び当該候補者となろうとする者をいいます。

なお、公職の候補者は、その者が代表者である政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けるべき「資金管理団体」として指定することができます（資金管理団体に係る寄附の特例については22ページ参照。）。

# IV. 政治資金の収支の公開等

## 1. 収支報告

政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係る全ての収入、支出、翌年への繰越しの金額及び資産等の状況を記載した収支報告書を翌年3月末日（1月から3月までの間に総選挙等があった場合は、4月末日。国会議員関係政治団体については、「4. 国会議員関係政治団体の特例（18ページ）」を参照。）までに、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければなりません。

## [主な報告事項]

- ① 党費又は会費（※）  
その金額及びこれを納入した者の人数  
※ 法人その他の団体が負担する党費又は会費については、寄附とみなされます。  
したがって、寄附の量的制限や質的制限の対象となります。
- ② 寄附  
年間5万円を超えるものについて、寄附者の氏名等
- ③ 機関紙誌の発行その他の事業による収入  
事業の種類、種類ごとの金額
- ④ 政治資金パーティーの対価に係る収入  
一の政治資金パーティーごとに5万円を超えるもの（※）について、支払者の氏名等  
※ 令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に收受されるものから適用されます。  
令和8年12月31日以前に開催された政治資金パーティーの対価に係る収入及び令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で令和8年12月31日以前に收受されたものについては、「20万円を超えるもの」となります。
- ⑤ 支出  
政治活動費のうち一件当たり5万円以上のもの（※）（資金管理団体又は国会議員関係政治団体である間に行った支出については、3及び4を参照）について、支出を受けた者の氏名等  
※ 領収書等の徴収義務は、一件当たり5万円以上の全ての支出にかかります。  
（注）政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によっては、することができません。（令和8年1月1日から適用）
- ⑥ 資産等  
土地、建物、建物の所有のための地上権又は土地の賃借権、100万円超の動産、預貯金（普通預金等を除く。）、金銭信託、有価証券、出資による権利、100万円超の貸付金、100万円超の敷金、100万円超の施設の利用権及び100万円超の借入金について、その内容

## [収支報告書に併せて提出すべきもの]

政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、収支報告書に記載すべき支出に係る領収書等の写しを併せて提出しなければなりません。

領収書等を徴し難い事情があった場合には、以下のいずれかを提出します。

- ① 領収書等を徴し難かった支出の明細書
- ② 振込明細書の写し及び振込明細書に係る支出目的書

## 2. 収支報告書の公表、閲覧及び写しの交付

### ① 公表

政治団体の収支報告書は、インターネットを利用する方法により、原則として

1 1月30日までに公表されます。

あわせて、オンラインで提出された政党本部、政治資金団体及び国会議員関係政治団体の収支報告書の情報については、収支報告書が公表されている期間中はデータベースを用いた公表も行われます（※）。

※ データベースによる公表は、令和8年定期公表分以降及び令和10年解散分以降の収支報告書を対象とし、令和10年4月1日までに開始されます。

その後、定期公表分の収支報告書についてはその年の12月31日までに、追加公表分・解散分の収支報告書については当該収支報告書が公表された日以後遅滞なく、データベースを用いた公表が行われます。

## ② 閲覧及び写しの交付

政治団体の収支報告書は、総務省又は都道府県の選挙管理委員会において、収支報告書が公表された日から3年間、何人も、閲覧又は写しの交付を請求することができます。

## ③ 個人寄附者等の個人情報の保護（※）

※ 令和9年1月1日以後に提出される収支報告書から適用されます。

収支報告書に記載された個人寄附者等（寄附をした者又は政治資金パーティーの対価の支払をした者（それぞれあつせんした者を含む。）であつて、個人であるもの）の住所に係る部分をインターネットを利用する方法により公表するときは、都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分（外国の場合は、当該外国の国名）に限って公表されます。

ただし、当分の間、収支報告書がオンラインにより提出された場合に限り適用し、収支報告書がオンライン以外により提出された場合において、住所限定報告書（※）が併せて提出されたときは、当該住所限定報告書を公表することとされています。

### ※【住所限定報告書】

個人寄附者等の住所に係る記載のうち、都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分以外の部分の記載がない書面（字名・番地等以下の記載がない書面）で、当該住所部分を除いた記載内容が収支報告書（オンラインではなく紙で提出されたもの）の記載内容と同一であるものをいいます。

## 3. 資金管理団体の収支報告に関する特例

### ① 人件費以外の経常経費の明細

資金管理団体については、収支報告書に明細を記載すべき支出の範囲が拡大されており、資金管理団体である間に行った支出にあつては、人件費以外の経費のうち一件当たり5万円以上のものについて、収支報告書に記載するとともに、領収書等の写しを併せて提出しなければなりません（※）。

※ 国会議員関係政治団体である資金管理団体には、以下の「4. 国会議員関係政治団体の特例（2）収支報告に関する特例」が適用されます。

## ② 保有不動産等の保有状況

資金管理団体は、平成19年8月6日以後新規に、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有することが原則として禁止されています。

そのため、資金管理団体が平成19年8月6日前から所有している不動産（これと密接に関連する不動産を含む。）については、用途その他の個々の利用の現況を収支報告書に記載しなければなりません。

## 4. 国会議員関係政治団体の特例

### (1) 預貯金による政治資金の保管

国会議員関係政治団体は、その有する金銭については、国債証券等又は金銭信託による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預貯金の方法により保管するものとされています。（令和8年1月1日から適用）

### (2) 収支報告に関する特例

国会議員関係政治団体については、収支報告書に明細を記載すべき支出の範囲が拡大されており、国会議員関係政治団体である間に行った支出にあつては、人件費以外の経費のうち一件当たり1万円を超えるものについて、収支報告書に記載するとともに、領収書等の写しを併せて提出しなければなりません。

ただし、領収書等の徴収義務は、全ての支出にかかります。

また、収支報告書の提出期限は、翌年5月末日（1月から5月までの間に総選挙等があつた場合は、6月末日）までとされています。

なお、令和9年1月1日以降に提出する収支報告書から、オンラインによる提出が義務付けられます。

【参考】支出の明細の記載及び領収書等の写し等の添付基準

	国会議員関係 政治団体	資金管理団体 (国会議員関係政 治団体以外)	国会議員関係政 治団体及び資金 管理団体以外
○経常経費			
人件費	×	×	×
光熱水費	1万円超	5万円以上	×
備品・消耗品費	1万円超	5万円以上	×
事務所費	1万円超	5万円以上	×
○政治活動費			
組織活動費	1万円超	5万円以上	5万円以上
選挙関係費	1万円超	5万円以上	5万円以上
機関紙誌の発行 その他の事業費	1万円超	5万円以上	5万円以上
調査研究費	1万円超	5万円以上	5万円以上
寄附・交付金	1万円超	5万円以上	5万円以上
その他の経費	1万円超	5万円以上	5万円以上

(「×」は記載・添付不要を表します。)

【参考】領収書等の徴収義務及び保存年限

	国会議員関係政治団体	それ以外の政治団体
領収書等の <u>徴収義務</u>	全ての支出	1件5万円以上の支出
領収書等の <u>保存年限</u>	報告書公表後3年間 (全ての支出)	報告書公表後3年間 (1件5万円以上の支出)

(3) 翌年への繰越しの金額の確認等 (※)

※ 令和8年分収支報告書及び令和9年解散分収支報告書から適用されます。

国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、収支報告書に記載すべき年の12月31日又は解散等の日における預貯金口座の残高を確認することができる書類(残高確認書)に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認しなければなりません。

国会議員関係政治団体の会計責任者は、翌年への繰越しの金額が預貯金口座の残高の額と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、その旨及びその理由を記載した書面(差額説明書)を作成しなければなりません。

(4) 代表者による確認書制度 (※)

※ ①、②は令和8年1月1日から適用されました。③～⑤は令和8年分収支報告書から適用されます。

① 収支報告書の記載に係る会計責任者の職務の監督

国会議員関係政治団体の代表者は、収支報告書の記載に係る会計責任者の職務が政治資金規正法の規定に従って行われるよう、当該国会議員関係政治団体の会計責任者を監督しなければなりません。

② 会計帳簿等に関する随時又は定期の確認

国会議員関係政治団体の代表者は、随時又は定期的に、次の事項を確認しなければなりません。

- ・ 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。
- ・ 会計帳簿には収入及び支出の状況が記載されており、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

③ 会計責任者による報告書提出時の代表者に対する説明

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該国会議員関係政治団体の代表者に対し、収支報告書が政治資金規正法の規定に従って作成されていることについて、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示して説明しなければなりません。

④ 代表者による確認書の交付

国会議員関係政治団体の代表者は、②による確認の結果及び③による説明の内容並びに政治資金監査報告書に基づき、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が政治資金規正法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付しなければなりません。

⑤ 確認書の収支報告書への添付

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、④により交付された確認書を収支報告書に添付しなければなりません。

## (5) 登録政治資金監査人による政治資金監査

国会議員関係政治団体については、収支報告書を提出するときは、翌年への繰越しの状況（※）及び支出に関し、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等などについて、政治資金適正化委員会が行う研修を修了した登録政治資金監査人（政治資金適正化委員会の登録を受けた弁護士、公認会計士、税理士）による政治資金監査を受けなければなりません。

政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき行われます。

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書の提出に併せて、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を提出しなければなりません。

※ 翌年への繰越しの状況については、令和8年分収支報告書及び令和9年解散分収支報告書から政治資金監査の対象となります。

## (6) 少額領収書等の写しの開示制度

国会議員関係政治団体については、何人でも収支報告書の公表日から3年間、人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係る領収書等の写し（少額領収書等の写し）について、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し開示請求をすることができます。

[開示請求から開示決定までの基本的な流れ]

① 開示請求書の提出

開示請求する方は、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し開示請求書を提出します。

② 少額領収書等の写しの提出命令

開示請求を受けた総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときを除き、開示請求があった日から10日以内に、国会議員関係政治団体の会計責任者に対し、少額領収書等の写しの提出を命令します。

③ 少額領収書等の写しの提出

国会議員関係政治団体の会計責任者は、提出命令があった日から原則20日以内に、少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出します。

④ 開示決定

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、少額領収書等の写しの提出があった日から原則30日以内に開示決定し、閲覧又は写しの交付の方法により開示します。

(7) 収支報告書の不記載・虚偽記入に係る収入等の国庫納付に関する公職選挙法の特例(※)

※ 令和8年分収支報告書から適用されます。

国会議員関係政治団体の収支報告書に記載すべき収入の金額の全部若しくは一部の記載がなかった場合又は収支報告書に記載すべきでない支出の金額の記載があった場合において、当該収支報告書が公表されている間に、当該国会議員関係政治団体がそれらに相当する金額の範囲内の金銭を国庫に納付するときは、その納付による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2から第199条の5まで(公職の候補者等の寄附の禁止等)の規定は、適用しないこととされています。

## V. 寄附の制限

### 1. 会社等のする寄附の制限

政治団体を除く会社・労働組合等の団体は、政党本部・政党の支部(1以上の市区町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部に限る。)及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはいけません。

また、これに違反する寄附をすることを勧誘し又は要求してはいけません。

### 2. 公職の候補者の政治活動に関する寄附の制限

何人も、公職の候補者個人の政治活動(選挙運動を除く。)に関して金銭及び有価証券

による寄附をしてはいけません。ただし、政治団体に対する寄附は認められています。

※ 政党がする寄附は、令和8年12月31日まで認められています。

### 3. 寄附の量的制限

寄附の量的制限とは、政治活動に関して一の寄附者が年間に寄附することのできる金額についての制限で、寄附の総額の制限（総枠制限）と同一の受領者に対する寄附額の制限（個別制限）があります（25、26ページの図及び別表1参照）。

なお、金銭以外の財産上の利益については時価に見積もった金額により制限の対象となること、制限の対象となる政治団体については本部・支部を通じて一体であることに注意が必要です。

#### [総枠制限] 一の寄附者ができる寄附の年間限度額

○政党・政治資金団体に対するもの

個人：2,000万円まで

会社、労働組合等：750万円～1億円まで

（資本金の額、組合員数等により異なる（別表2参照））

○その他の政治団体・公職の候補者個人に対するもの

個人：1,000万円まで

会社、労働組合等：禁止

#### [個別制限] 一の寄附者から同一の受領者への寄附の年間限度額

○個人がその他の政治団体又は公職の候補者個人に対してする寄附は、150万円まで

○その他の政治団体間でなされる寄附は、5,000万円まで

#### [資金管理団体に対する寄附の特例]

資金管理団体に対する寄附については、下記のとおり量的制限等の特例があります。

- ① 公職の候補者が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等により自らの資金管理団体に対してする寄附（特定寄附）については、総枠制限及び個別制限の適用がありません。
- ② 公職の候補者が自らの資金管理団体に対してする特定寄附以外の寄附（歳費等の自己資金による寄附）については、個別制限の適用がないので、総枠制限（1,000万円）の範囲内において寄附することができます。
- ③ 公職の候補者は、公職選挙法の規定により、選挙前一定期間、自己の後援団体に寄附することが禁止されますが、自らの資金管理団体に対しては寄附することができます。

## 4. 寄附の質的制限

寄附の質的制限とは、特定の者からの寄附に関する規制で、下記の寄附が禁止されています。

### (1) 一定の補助金等を受けている会社その他の法人がする寄附

- ① 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党交付金を除く。）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、その交付の決定の通知を受けた日から1年を経過する日までの間、政党又は政治資金団体に対して寄附をすることはできません。
- ② 国から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政党又は政治資金団体に対して寄附をすることはできません。
- ③ 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないものを除く。）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、その交付の決定の通知を受けた日から1年を経過する日までの間、その地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政党又は政治資金団体に対して寄附をすることはできません。
- ④ 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、その地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政党又は政治資金団体に対して寄附をすることはできません。

### (2) 赤字会社がする寄附

3事業年度以上にわたり継続して貸借対照表において欠損を生じている会社は、その欠損が埋められるまでの間、政党又は政治資金団体に対して寄附をすることはできません。

### (3) 外国人・外国法人等からの寄附

何人も、以下の者から政治活動に関する寄附を受けることはできません。

- ① 外国人（日本の国籍を有しない自然人）
- ② 外国法人（外国の法令に準拠して設立された法人）
- ③ 主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織

（発行済株式の過半数を外国人若しくは外国法人が保有する日本法人等）

※ 発行済株式の「過半数」の判断基準日は、直近の定時株主総会基準日（会社法に規定する議決権行使の基準日）が1年以内にあったものについては、当該定時株主総会基準日。

ただし、上記③の例外として、発行済株式の過半数を外国人等が保有する日本法人のうち、株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているもの（特例上場日本法人）からの寄附の受領は禁止されません。

特例上場日本法人が寄附をする際には、特例上場日本法人である旨を文書で、当該寄附を受ける者に通知しなければなりません。

また、外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治活動に関する寄附をすることはできません（※）。

※ 令和9年1月1日から適用されます。

#### （４）他人名義・匿名による寄附

本人以外の名義又は匿名により政治活動に関する寄附をすることはできません。

ただし、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対してする寄附でその金額が1,000円以下のものに限り、匿名による寄附をすることができます。

### 5. その他公正な流れを担保するための措置

#### （１）寄附のあっせん及び関与の制限

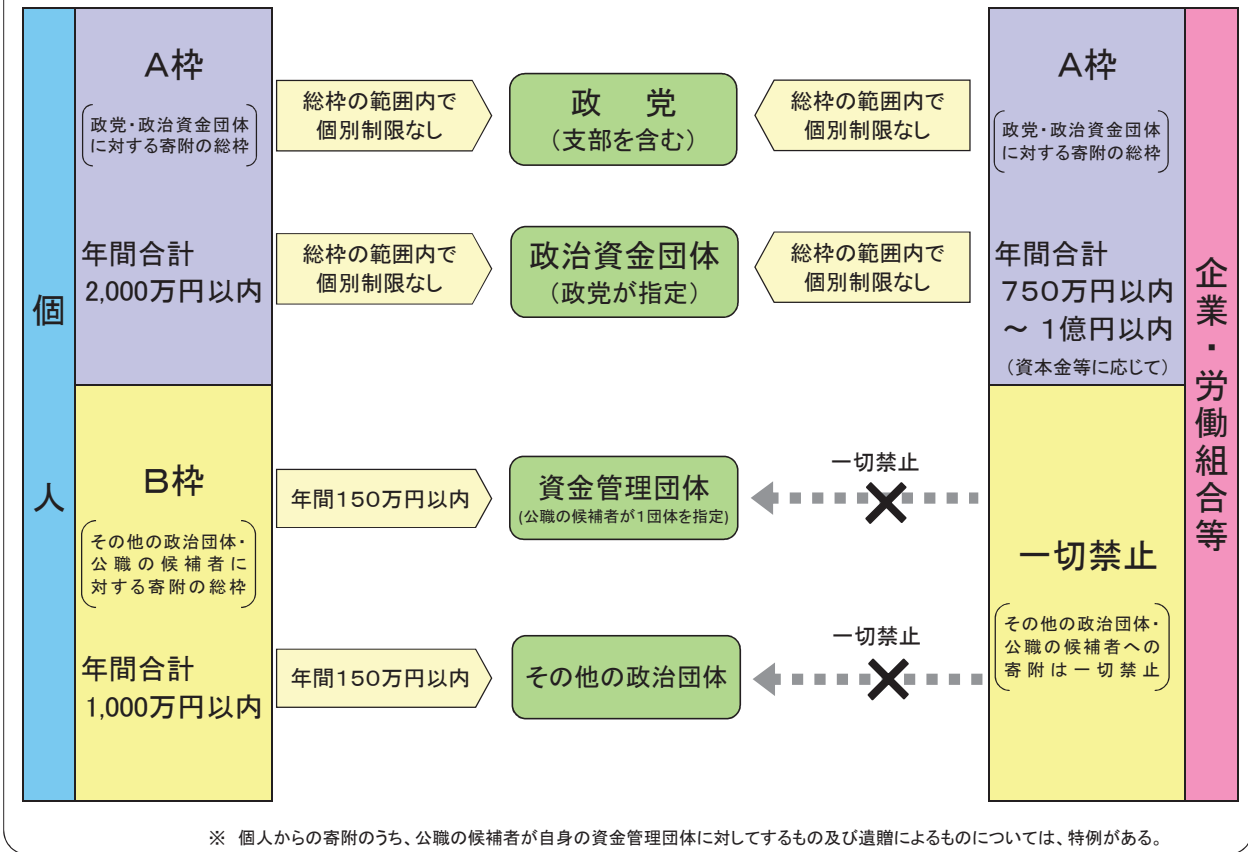
政治活動に関する寄附は、寄附者の政治活動の一環としてその自発的意思に基づいて行われるべきであり、不当にその意思を拘束し、寄附を強制することは寄附者の政治的自由の侵害となることから、次の規制があります。

- ① 威迫等により寄附者の意思を不当に拘束するような方法による寄附のあっせんの禁止
- ② 寄附者の意思に反するチェック・オフ等による寄附のあっせんの禁止
- ③ 寄附への公務員の関与制限

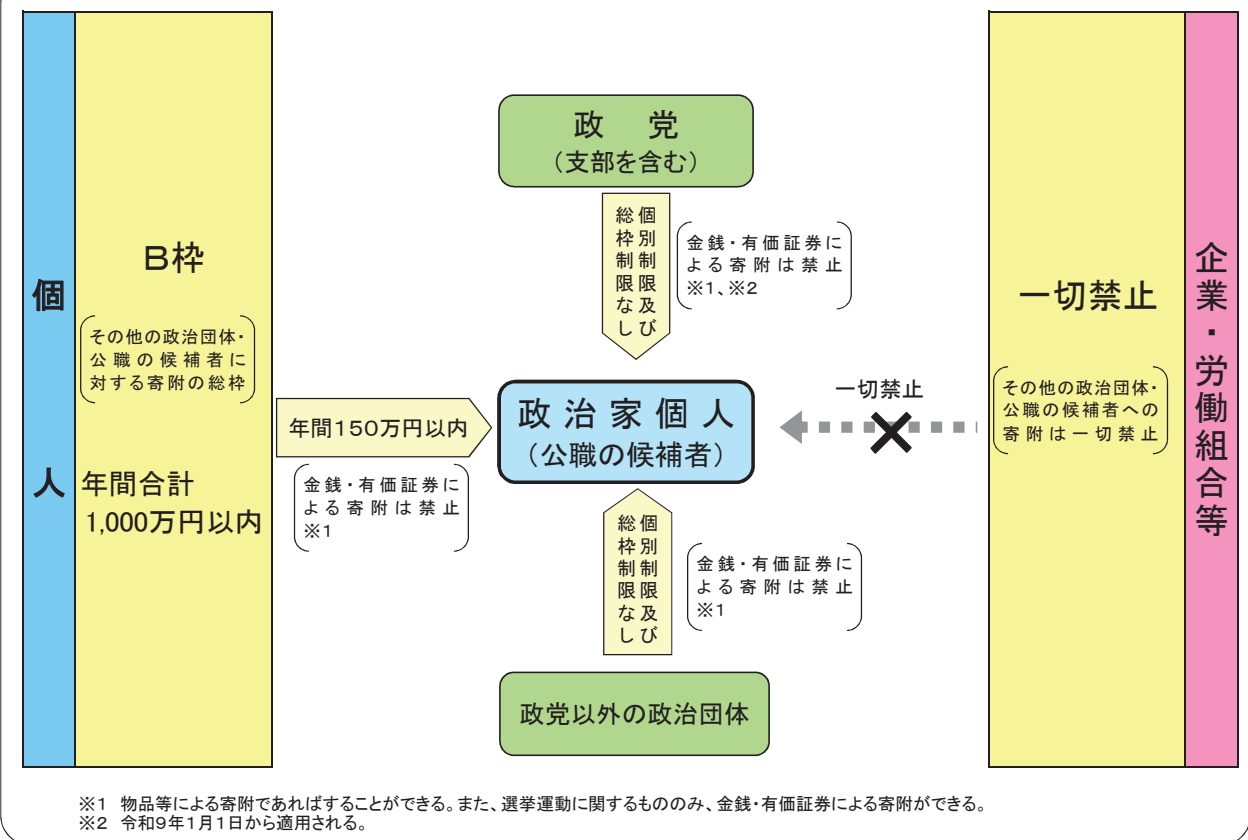
#### （２）政治資金団体に係る口座振込みの義務付け

政治資金団体に対する寄附及び政治資金団体が行う寄附については、金額が1,000円以下のもの及び不動産の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。）によるものを除き、口座への振込みによらなければならないこととされています。

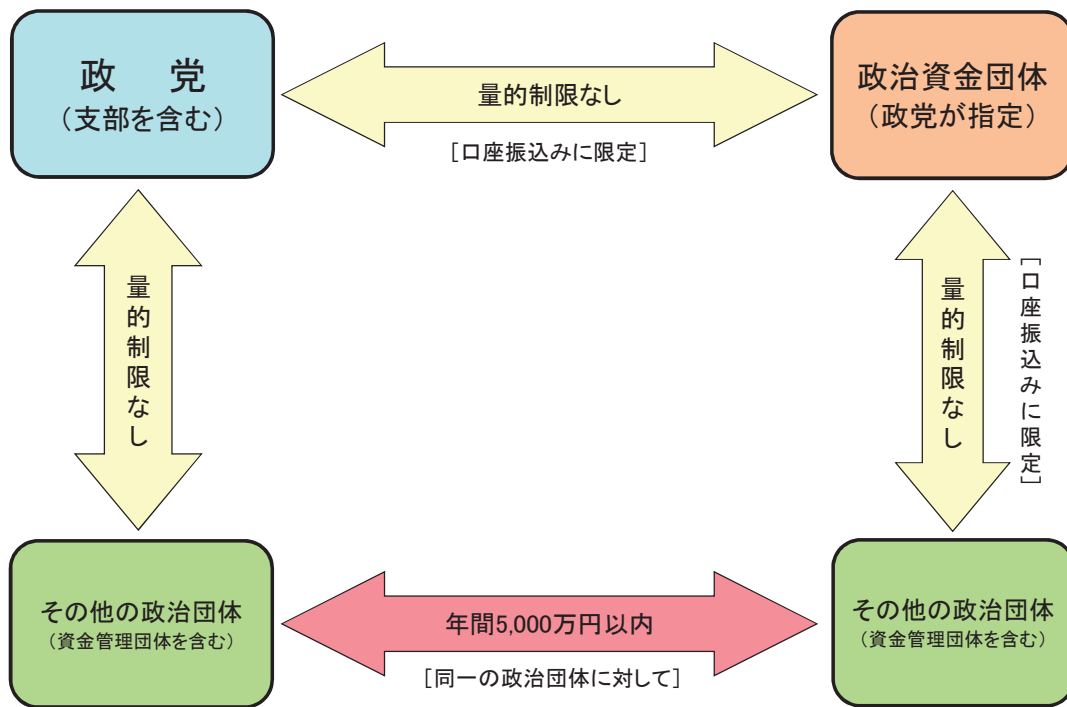
政党・政治団体への政治資金（寄附）の流れ



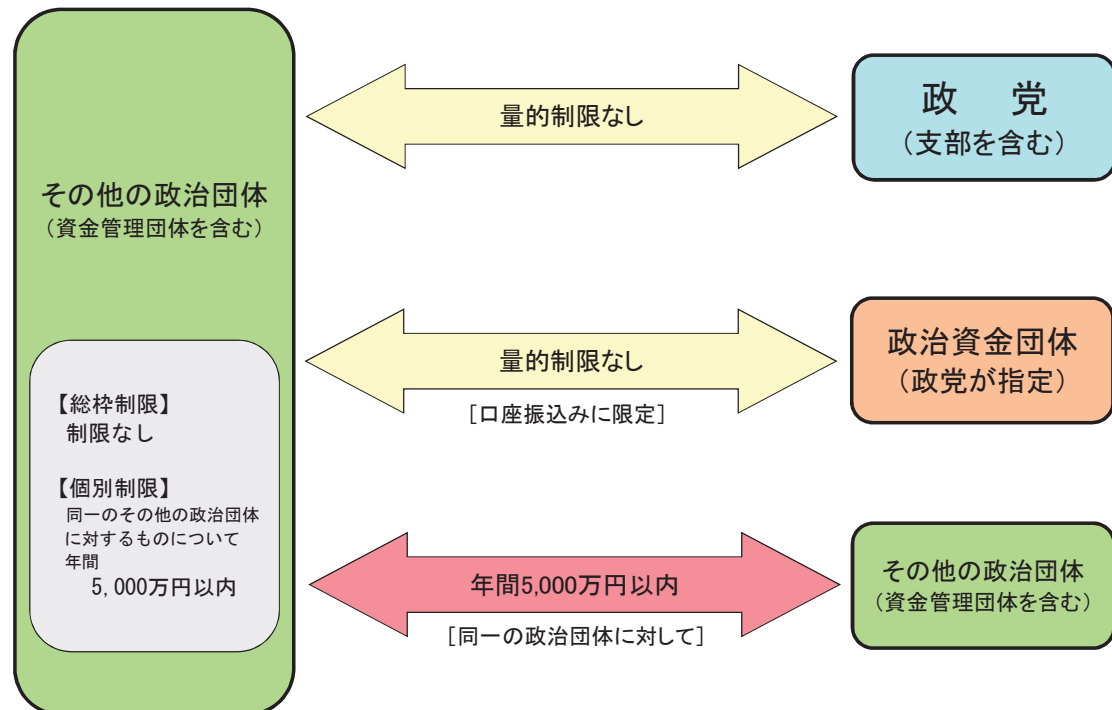
政治家個人への政治資金（寄附）の流れ



政治団体間の政治資金（寄附）の流れ



その他の政治団体から見た政治団体間の政治資金（寄附）の流れ



## VI. 政治資金パーティーの対価の支払の制限

政治資金パーティーとは、対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動に関し支出することとされているものです。

政治資金パーティーについては、下記の規制があります。

### (1) 開催団体

政治資金パーティーは、政治団体によって開催されるようにしなければなりません。

政治団体以外の者が特定パーティー（政治資金パーティーのうち収入の金額が1,000万円以上のもの）になると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治団体以外の者を政治団体とみなして政治資金規正法の規定の一部が適用されます。

### (2) 収支報告（公開基準）

政治資金パーティーの対価に係る収入については、収支報告書に所要の事項を記載して提出しなければなりません。

また、一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの対価の支払の金額又は同一の者によりあっせんされた対価の支払の金額の合計が5万円を超えるもの（※）は、対価の支払者又はあっせん者の氏名等が公表されます。

※ 令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に収受されるものから適用されます。

令和8年12月31日以前に開催された政治資金パーティーの対価に係る収入及び令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で令和8年12月31日以前に収受されたものについては、「20万円を超えるもの」となります。

#### 【参考】政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準額の引下げ

	令和8年定期分 (令和8年1月1日～12月31日) 収支報告書	令和9年定期分以降の 収支報告書
令和8年12月31日以前に開催された 政治資金パーティーの対価に係る収入 (収受年は問わない)	20万円超	20万円超
令和9年1月1日以後に開催される 政治資金パーティーの対価に係る収入で 令和8年12月31日以前に収受されたもの	20万円超	—
令和9年1月1日以後に開催される 政治資金パーティーの対価に係る収入で 令和9年1月1日以後に収受されるもの	—	5万円超

### (3) 対価の支払等に関する制限

#### ① 量的制限、あっせん及び関与の制限

何人も、一の政治資金パーティーの対価の支払をする場合において、150万円を超えて支払をしてはいけません。

また、寄附と同様に、政治資金パーティーの対価の支払についても、あっせん及び関与の制限があります（あっせん及び関与の制限については24ページ参照。）。

#### ② 対価の支払方法の制限

何人も、政治資金パーティーを開催する者の預貯金口座への振込みによることなく、政治資金パーティーの対価の支払をすることはできません。

政治資金パーティーの開催日に開催場所においてする対価の支払や口座への振込み以外の方法によってすることがやむを得ないと認められる場合については、口座への振込み以外の方法によってすることができますが、この場合は、遅滞なく、その政治資金パーティーの対価に係る金銭を開催者の預貯金口座に預け入れなければなりません。（令和8年1月1日以後に開催される政治資金パーティーに係る対価の支払で同日以後に支払がなされるものから適用）

#### ③ 告知義務

政治資金パーティーを開催する者が、対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、対価の支払をする者に対し、当該対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を書面により告知しなければなりません。

#### ④ 外国人・外国法人等から対価を支払を受けることの禁止等（※）

※ 令和9年1月1日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に收受されるものから適用されます。

何人も、外国人・外国法人等（特例上場日本法人を除く。）から政治資金パーティーの対価の支払を受けてはなりません（「外国人・外国法人等」、「特例上場日本法人」については「4. 寄附の質的制限の（3）（23ページ）」を参照。）。

特例上場日本法人が政治資金パーティーの対価の支払をする際には、特例上場日本法人である旨を文書で、当該対価の支払を受ける者に通知しなければなりません。

外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治資金パーティーの対価の支払をしてはなりません。

政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、③の告知事項に加えて、外国人・外国法人等から政治資金パーティーの対価の支払を受けることができない旨を書面により告知しなければなりません。

## VII. 運用等の制限

### 1. 政治資金の運用の制限

政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることから、政治資金の運用方法は、金融機関への預貯金、国債証券、地方債証券の取得など、安全かつ確実なものに限定されており、株式運用等を行うことは禁止されています。

### 2. 資金管理団体による不動産の取得等の制限

資金管理団体は、平成19年8月6日以後新規に、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の貸借権を取得し、又は保有することが原則として禁止されています。

## VIII. 罰則等

### 1. 主な罰則

政治資金規正法に違反した場合の主な罰則には、下記のものがあります。

違反の内容	罰則
無届団体の寄附の受領、支出の禁止違反	5年以下の拘禁刑、100万円以下の罰金
会計帳簿の備付け義務違反、不記載、虚偽記載（※）	3年以下の拘禁刑、50万円以下の罰金
領収書等の徴収義務違反、送付義務違反、虚偽記載（※）	3年以下の拘禁刑、50万円以下の罰金
会計帳簿、領収書等、残高確認書及び差額説明書等の保存義務違反（※）	3年以下の拘禁刑、50万円以下の罰金
収支報告書の不記載、虚偽記載（※）	5年以下の拘禁刑、100万円以下の罰金
国会議員関係政治団体の代表者による確認義務違反	50万円以下の罰金
国会議員関係政治団体の会計責任者による代表者に対する収支報告書の説明義務違反、虚偽説明等	100万円以下の罰金
政治資金監査報告書の虚偽記載	30万円以下の罰金
政治資金監査の業務に関して知り得た秘密の秘密保持義務違反	1年以下の拘禁刑、50万円以下の罰金
寄附の量的制限違反	1年以下の拘禁刑、50万円以下の罰金
寄附の質的制限違反	3年以下の拘禁刑、50万円以下の罰金など
あっせん、関与の制限違反	6月以下の拘禁刑、30万円以下の罰金

※ 重過失の場合を含みます。

## 2. 公民権停止

政治資金規正法に定める罪（政治資金監査報告書の虚偽記載、政治資金監査の業務等に関して知り得た秘密の秘密保持義務違反を除く。）を犯した者は、公職選挙法に関する罪を犯した者と同様、下記の期間、公民権（公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権）が停止されます。

① 拘禁刑に処せられた者

裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間とその後の5年間

② 罰金刑に処せられた者

裁判が確定した日から5年間

③ これらの刑の執行猶予の言い渡しを受けた者

裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間

なお、政治資金規正法違反によりその公民権を停止される場合においては、あわせて選挙運動も禁止されます。

## 3. 没収、追徴

寄附の量的制限、質的制限等違反による寄附に係る財産上の利益については、没収又は追徴されます。

また、匿名による寄附及び政治資金団体に係る寄附で振込みによらないでなされたものについては、国庫に帰属し、その保管者等が国庫に納付することとなります。

(別表1)

寄附の量的制限の概要

寄附者 受領者	個人		会社・労働組合・ 職員団体・その他の団体		政治		政治団体		団体	
	総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限	総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限	総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限	総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限	総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限
政党・政治資金団体	年間 2,000 万円	制限なし	総枠制限 資本金・組 合員数等 (※4)に 応じて 年間 750万円 ～1億円	制限なし	総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限	総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限	総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限
	年間 1,000 万円 (※1)	年間 150万円 (※2)	禁止	制限なし	総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限	総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限	総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限
資金管理団体 以外の 政治団体	公職の候補 者に対する ものは金銭 等 に限り禁 止(※3)	年間 150万円			制限なし	総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限	総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限	総枠制限
公職の候補者		金銭等に 限り禁 止(※3) その他は 年間 150万円			総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限	総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限	総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限

※1 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする特定寄附（22ページ参照）については、制限はない。  
 ※2 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする寄附（特定寄附及び自己資金による寄附）については、制限はない。  
 ※3 選挙運動に関するものについては、金銭等（金銭及び有価証券）による寄附ができる。  
 ※4 その他の団体については、「前年における年間の経費の額」に応じて総枠制限がある。  
 (注1) 個人の遺贈による寄附については、総枠制限及び個別制限は適用されない。  
 (注2) 政党が公職の候補者に対してする寄附については、令和8年12月31日までは制限はない。

(別表2)

総枠制限の一覧

会社 (資本金の額又は出資の金額)	労働組合又は職員団体 (組合員又は構成員の数)	会社・労働組合又は職員団体 以外の団体 (前年における年間の経費)	政党・政治資金団体 に対する寄附の年間 限度額
10億円未満	5万人未満	2千万円未満	750万円
10億円以上～50億円未満	5万人以上～10万人未満	2千万円以上～6千万円未満	1,500万円
50億円以上～100億円未満	10万人以上～15万人未満	6千万円以上～8千万円未満	3,000万円
100億円以上～150億円未満	15万人以上～20万人未満	8千万円以上～1億円未満	3,500万円
150億円以上～200億円未満	20万人以上～25万人未満	1億円以上～1億2千万円未満	4,000万円
200億円以上～250億円未満	25万人以上～30万人未満	1億2千万円以上～1億4千万円未満	4,500万円
250億円以上～300億円未満	30万人以上～35万人未満	1億4千万円以上～1億6千万円未満	5,000万円
300億円以上～350億円未満	35万人以上～40万人未満	1億6千万円以上～1億8千万円未満	5,500万円
350億円以上～400億円未満	40万人以上～45万人未満	1億8千万円以上～2億円未満	6,000万円
400億円以上～450億円未満	45万人以上～50万人未満	2億円以上～2億2千万円未満	6,300万円
450億円以上～500億円未満	50万人以上～55万人未満	2億2千万円以上～2億4千万円未満	6,600万円
500億円以上～550億円未満	55万人以上～60万人未満	2億4千万円以上～2億6千万円未満	6,900万円
550億円以上～600億円未満	60万人以上～65万人未満	2億6千万円以上～2億8千万円未満	7,200万円
600億円以上～650億円未満	65万人以上～70万人未満	2億8千万円以上～3億円未満	7,500万円
650億円以上～700億円未満	70万人以上～75万人未満	3億円以上～3億2千万円未満	7,800万円
700億円以上～750億円未満	75万人以上～80万人未満	3億2千万円以上～3億4千万円未満	8,100万円
750億円以上～800億円未満	80万人以上～85万人未満	3億4千万円以上～3億6千万円未満	8,400万円
800億円以上～850億円未満	85万人以上～90万人未満	3億6千万円以上～3億8千万円未満	8,700万円
850億円以上～900億円未満	90万人以上～95万人未満	3億8千万円以上～4億円未満	9,000万円
900億円以上～950億円未満	95万人以上～100万人未満	4億円以上～4億2千万円未満	9,300万円
950億円以上～1,000億円未満	100万人以上～105万人未満	4億2千万円以上～4億4千万円未満	9,600万円
1,000億円以上～1,050億円未満	105万人以上～110万人未満	4億4千万円以上～4億6千万円未満	9,900万円
1,050億円以上	110万人以上	4億6千万円以上	1億円

○令和6年6月に公布された政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号）の附則において、以下の内容が規定されています。

1 個人のする政治活動に関する寄附を促進するための措置

個人が政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除の対象の拡大、控除率の引上げその他の個人寄附を促進するための措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点からの検討

1のほか、改正後の政治資金規正法の規定については、施行後3年を目途として、政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点から、施行状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

○令和7年1月に公布された政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和7年法律第2号）の附則において、以下の内容が規定されています。

・ 政党交付金の交付停止等に関する法制上の措置

政党助成法（平成6年法律第5号）第3条第1項の規定による政党交付金の交付の決定を受けている政党に基準日に所属する衆議院議員又は参議院議員が政治資金又は選挙に関する犯罪に係る事件に関し起訴された場合に、当該政党に対して交付すべき政党交付金のうちその起訴された衆議院議員又は参議院議員に係る議員数割（同条第2項に規定する議員数割をいう。）の額に相当する額の政党交付金の交付を停止し、当該衆議院議員又は参議院議員が当該事件に関し刑に処せられたときは当該額の政党交付金の交付をしないこととする制度を設けるものとし、このために必要な法制上の措置について、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（注：公布の日、すなわち令和7年1月8日）後1年以内を目途として講ずるものとする。

○令和7年1月に公布された政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律（令和7年法律第3号）において、以下の内容が規定されています。

- ・ 政治資金の透明性を確保するため、別に法律で定めるところにより、国会に、政治資金監視委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。
- ・ 委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。
  - ① 国会議員関係政治団体の収支報告書の記載の正確性に関する監視を行うこと。
  - ② 政治資金の制度に関する提言を行うこと。
  - ③ ①・②の事務を行うため必要な調査及び研究を行うこと。 等



政治資金監査に関する具体的な指針  
(政治資金監査マニュアル)

「枠囲み」部分は、「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）」の補足説明です。政治資金監査マニュアルを理解する上で重要な内容が記載されていますので、本文と併せて必ずご確認ください。

## 政治資金監査マニュアル改定に当たって

令和5年11月頃から、一部の政策研究団体（いわゆる派閥）が開催した政治資金パーティー収入の一部を政治資金収支報告書に記載せず、また、派閥に所属する一部の国会議員の政治団体においても、派閥から受け取った寄附の一部を政治資金収支報告書に記載しないなどの問題が発覚し、政治とカネをめぐる国民の政治不信がこれまでになく高まった。

これを受け、第212回国会（臨時国会）及び、これに続く第213回国会（通常国会）において、政治資金規正法等の改正に係る議論が行われた結果、令和6年6月19日に「政治資金規正法の一部を改正する法律」（令和6年法律第64号）が可決・成立した。

本法律においては、政治資金監査の強化が盛り込まれ、国会議員関係政治団体の範囲の拡充がなされたほか、登録政治資金監査人による政治資金監査において確認すべき事項として、「残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が政治資金収支報告書に表示されていること」が追加された。

また、本法律で検討事項とされた項目については、各党各会派において、引き続き議論が進められ、第216回国会（臨時国会）において、令和6年12月24日に「政治資金規正法の一部を改正する法律」（令和7年法律第1号）、「政治資金規正法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第2号）及び「政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律」（令和7年法律第3号）の3本の法律が成立した。

これらを踏まえ、政治資金適正化委員会においては、政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）について、翌年への繰越しの状況に関する政治資金監査指針に係る記載の追加及び国会議員関係政治団体に関する法改正事項の反映などを改定内容とする所要の改定を行ったところである。その際の議論では、新たな政治資金監査事項として「翌年への繰越しの状況」等が追加されたことを踏まえ、登録政治資金監査人に与えられた権能の下、政治団体特有の様々な会計事務の実態を念頭においた政治資金監査の具体的な手法等について、国民の政治資金監査制度に対する期待に応えるべく熱心に検討を行った。

平素より政治資金監査にご協力を頂いている登録政治資金監査人におかれては、当初のマニュアル策定以来の大きな改定であることを理解された上で、改定内容を含め改め

て本マニュアル全体を確認し、政治資金監査に取り組むことが求められる。引き続き、改定後のマニュアルに基づいた政治資金監査の適確な実施を通して、国民の政治不信払拭の一助となることを期待するものである。

令和7年9月

政治資金適正化委員会

委員長 野々上 尚

杉田 慶一

秋山 修一郎

田口 尚文

岩井 奉信

## はじめに ～政治資金監査マニュアルの運用に当たって～

昨年、事務所費や光熱水費等の政治団体の支出について様々な報道・批判が行われ、政治資金の使途に対する国民の政治不信が高まったことを受け、第168回国会（臨時国会）では、与野党間での精力的な協議の結果、国会議員が関係する政治団体を明確にした上で、これに該当する政治団体に対して登録政治資金監査人による政治資金監査を義務付けること等を内容とする政治資金規正法の改正案が可決・成立し、平成20年4月1日、政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の策定等を所掌する政治資金適正化委員会が総務省に設置された。

これを受けて、今般、政治資金適正化委員会において策定した政治資金監査マニュアルは、「登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るもの」であり、登録政治資金監査人は、本マニュアルに基づいて政治資金監査を実施することが求められるものである。

本マニュアルは、改正法の目的でもある政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に対する国民の要請に応えると同時に、政治資金監査制度の円滑な導入・運用を図るには登録政治資金監査人の責任と負担にも留意することが必要であるということ踏まえ、様々な観点から議論を深めつつ、政治資金適正化委員会発足後概ね半年という限られた期間の中でとりまとめたものである。政治資金監査が行われるのは一般的には平成22年1月以降であるが、国会議員関係政治団体の届出が平成20年10月から行われ、当該団体においては平成21年1月からすべての支出について領収書等の徴取・保存義務が課されること等から、事前に政治資金監査の内容を明らかにすることが必要であるとの判断によるものである。

しかしながら、政治資金監査制度は、世界にも類を見ない制度と言われており、登録政治資金監査人となる弁護士、公認会計士、税理士にとって初めてであるだけでなく、政治資金監査を受ける政治団体にとっても全くの新しい試みであり、法改正後、実際に政治資金監査が行われるまで一定の期間があるとはいえ、実務面で双方が遺漏なく対応するためには相当の準備を要するものと思われる。

このような中で、本マニュアルについては、各士業団体や政党・政治団体等からのご意見も踏まえ、現時点で考え得る限りの検討を尽くしたところであるが、実際の運用に際しては、本マニュアルが想定しない様々な場面に直面することも考えられるところである。したがって、今後、政治資金適正化委員会においては、実際に政治資金監査が行われる前

の段階から、本マニュアルに関して政治資金適正化委員会に寄せられた質問、意見等については、できる限り速やかに検討を行い、見解を明らかにしていくこととしている。また、政治資金監査制度の運用状況を慎重に見極めながら、本マニュアルに定める手続きが実際の運用にそぐわない場合などには、必要に応じ本マニュアルの見直しを図り、その内容に改善を加えていくことが必要であり、このことが政治資金監査制度の定着に資するものと考えらる。

平成20年10月

政治資金適正化委員会

委員長 上 田 廣 一  
池 田 隼 啓  
小見山 満  
谷 口 将 紀  
牧之内 隆 久

# I. 政治資金監査の目的

## 1. 政治資金規正法の目的・基本理念

1. 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）は、政治活動の公明と公正を確保し、それにより民主政治の健全な発達に寄与することを目的とするものである。

### 政治資金規正法の「目的」

#### 【参照条文】

◎政治資金規正法（昭和23年法律第194号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。

2. 政治資金の収支の状況を明らかにすることがこの法律の本来の目的であり、これに対する判断は国民にゆだね、政治献金についての国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用すべきこととされている。

### 政治資金規正法の「基本理念」

#### 【参照条文】

◎政治資金規正法（昭和23年法律第194号）（抄）

（基本理念）

第2条 この法律は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやしくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない。

- 2 政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない。
- 3 政治資金の収支の報告に当たっては、真実の記載をしなければならず、収支の状況を明らかにしないようにするため支出の相手方として政治団体の役職員又は構成員を記載する等政治活動の公明の確保に支障を及ぼすような記載をしてはならない。

## 2. 政治資金監査導入の経緯

3. 一方、事務所費や光熱水費等の政治団体の支出について、様々な報道・批判が行われ、政治資金の使途に対する国民の政治不信が高まったところである。
4. このような政治資金の使途に対する国民の政治不信を払拭するため、平成19年12月、政治資金規正法の改正案が議員立法として提案され、改正法が成立した。
5. この改正法の考え方は、国会議員が関係する政治団体の範囲を法律上明確にし、これに該当する政治団体に対して、収支報告の適正の確保と透明性の向上のために一定の義務を課すものである。
6. 具体的には、国会議員関係政治団体については、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、政治資金適正化委員会が行う研修を修了した登録政治資金監査人（政治資金適正化委員会の登録を受けた弁護士、公認会計士及び税理士）による政治資金監査を受けること等が義務付けられた。

### 政治資金監査の範囲

政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号。以下「令和6年改正法」という。）による改正前の政治資金規正法に基づく政治資金監査は、外部性を有する第三者が、会計帳簿及び収支報告書に計上された全ての支出と領収書等を突合し、これらの書類の記載が整合的かどうかを外形的に確認するものであり、収入はその対象としていなかった。

これは、政治資金の透明性の向上を図りつつ、同時に政治活動の自由の確保の要請にも応えるべく、各政党間における協議の結果、このような制度とすることで合意され、その旨が政治資金規正法に定められたものである。

令和6年改正法により、登録政治資金監査人による政治資金監査において確認する事項として、「残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が収支報告書に表示されていること」が追加された。

これは、政治団体における「収入総額」は、「前年からの繰越額」と「本年の収入額」を加えたものであり、「収入総額」から「支出総額」を引いた金額が「翌年への繰越額」となるところ、国会議員関係政治団体について、保有する金銭を銀行等への預貯金の方法により保管するものとし、その預貯金口座の残高の額と「翌年への繰越額」が一致することを確認することによって、収入全体について適切な政治資金監査が行われることとなると考えられ、定められたものである。

### 3. 政治資金監査の基本的性格

7. 政治資金監査制度は、国会議員関係政治団体の収支報告の適正の確保を図ることを目的として、以下に掲げる基本的性格を有するものであり、制度の運用や政治資金監査の実施に当たっては、この基本的性格を十分に踏まえることが必要である。
8. 政治資金監査は、外部性を有する第三者が行うものである。
  - ・ 政治団体の収支報告書については、総務大臣及び都道府県の選挙管理委員会において審査が行われているが、これは収支報告書の形式や収支報告書に記載すべき事項の記載が十分であるかどうかについて、行政庁の職員が形式的に審査するものである。政治資金監査は、収支報告書のみならず、国会議員関係政治団体の内部資料である会計帳簿や領収書等の現物を含め、外部性を有する第三者が国会議員関係政治団体の全ての支出及び翌年への繰越しの状況をチェックする制度である。これにより、当該国会議員関係政治団体の全ての支出について、支出の相手方、目的、金額、年月日等が、あわせて翌年への繰越しの金額について、預金又は貯金の口座の残高の額と一致しているかが、外部的な目で確認されることになり、内部のみで処理されることによって生じうる誤りを防ぐとともに、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることができるものと期待される。したがって、政治資金監査においては、外部性の確保が重要であり、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係を有する登録政治資金監査人については、政治資金規正法において業務制限が設けられている。
9. 政治資金監査は、職業的専門家が行うものである。
  - ・ 政治資金監査を行うのは、政治資金適正化委員会に登録政治資金監査人として登録を受けた弁護士、公認会計士及び税理士である。それぞれ法律、監査及び会計並びに税務に関する国家資格を有する専門家として、高い能力と識見を有するとともに、公共的使命を担うものとされている。加えて、登録政治資金監査人は、政治資金監査の実施に当たっては、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了することが要件とされている。政治資金監査は、このような職業的専門家が、その知識と経験を生かして公正かつ誠実に行うものであり、政治資金の適正化に資する質の高いものとするのが期待される。
  - ・ なお、この政治資金監査は、公認会計士の行う監査証明業務に該当しないものである。したがって、政治資金監査報告書は、国会議員関係政治団体の収支報告書や会計帳簿等の適正性・適法性について、意見表明を求めるものではない。

10. 政治資金監査は、会計事務に対して外形的・定型的に行われるものである。
- 政治資金監査は、政治資金規正法及び政治資金監査に関する具体的な指針（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき、国会議員関係政治団体が管理すべき会計帳簿等の関係書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する業務である。また、政治資金監査を行うに当たっては、いうまでもなく国会議員関係政治団体の政治活動の自由を尊重することが求められるものであり、政治資金の使途の妥当性を評価するものではない。
  - 登録政治資金監査人は、第三者に対する調査や資料要求を行う権限を付与されていないことから、もっぱら会計責任者の責任において作成、提出された資料及び会計責任者の説明に基づき、支出及び翌年への繰越しの状況を確認することが期待される。この場合、政治資金監査の適正さを確保するため、政治資金監査は当該国会議員関係政治団体の事務所において行い、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類は現物を確認しなければならない。
11. 政治資金監査は、当事者間の相互信頼に基づき行われるものである。
- 政治資金監査は、登録政治資金監査人と国会議員関係政治団体との双方の当事者間の契約に基づいて行われる業務であり、政治資金監査マニュアルに基づく政治資金監査を効率的かつ効果的に行うためには、一連の政治資金監査手続において会計責任者の協力が不可欠であり、また、円滑な政治資金監査の実施は当該国会議員関係政治団体にとっても有益である。
  - 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、登録政治資金監査人の政治資金監査を受けなければならない。他方、登録政治資金監査人は、政治資金監査を行ったときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない。各当事者は、相互信頼に基づいて、それぞれの義務を果たすことが期待される。

#### 形式的な審査との違い

政治資金監査においては、

- 外部性を有する第三者、かつ職業的専門家である登録政治資金監査人が、国会議員関係政治団体の内部書類である会計帳簿や領収書等を含め確認を行うこと。
- 会計帳簿及び収支報告書と支出の裏付けとなる全ての領収書等とを突合する全数調査により実施すること。
- 翌年への繰越しの金額が預金又は貯金の口座の残高の額と一致しているかどうか等を残高確認書及び差額説明書に基づいて確認すること。
- 原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で実施するとともに、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類については、写しでなくその現物を確認すること。

等により、収支報告書を提出する前の段階で支出内容及び翌年への繰越しの状況の不明確さを

排除することが可能となるものであり、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることができるものと期待されている。

さらに、政治資金規正法上、記載が求められていない領収書等のあて名、収支報告書に明細を記載することを要しない人件費の支出の状況、書面監査（政治資金規正法第19条の13第2項各号に掲げられた事項についての収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の確認）において発見した関係法令上の問題点の確認等、政治資金監査マニュアルに基づき、政治資金監査の信頼性を高めるため、形式的チェックにとどまらない内容についても踏み込んで確認することとしている。

#### 4. 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の位置付け

12. 政治資金監査マニュアルは、登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての具体的な指針を示すとともに、登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るものであり、登録政治資金監査人は、この政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行うことが求められる。

#### 政治資金監査マニュアルの政治資金規正法上の位置付け

##### 【参照条文】

◎政治資金規正法（昭和23年法律第194号）（抄）

（登録政治資金監査人による政治資金監査）

第19条の13（略）

2 前項の政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。
- 二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。
- 三 第12条第1項又は第17条第1項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。
- 四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。
- 五 第12条第1項又は第17条第1項の報告書は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていること。

3～6（略）

◎政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）（抄）

第31号様式（第16条関係）

（備考）

3 政治資金監査報告書は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、作成すること。

---

## Ⅱ. 登録政治資金監査人

---

### 1. 登録政治資金監査人の資格

#### (1) 資格

1. 弁護士、公認会計士及び税理士は、登録政治資金監査人名簿に、氏名、生年月日、住所等の事項の登録を受けて、登録政治資金監査人となることができる（政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の18第1項）。ただし、以下のいずれかに該当する者（以下「欠格要件該当者」という。）は、登録政治資金監査人となることができない（法第19条の18第2項）。
  - ・ 法第26条の6（政治資金監査報告書への虚偽記載）又は第26条の7（秘密保持義務違反）の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から3年を経過しない者（法第19条の18第2項第1号）
  - ・ 法第19条の22第1項の規定により登録政治資金監査人の登録を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者（法第19条の18第2項第2号）
  - ・ 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの（法第19条の18第2項第3号）
2. 登録政治資金監査人の登録を受けようとする者は、登録申請書を、弁護士、公認会計士又は税理士のいずれかに該当する者であることを証する書面を添えて、政治資金適正化委員会に提出しなければならない（法第19条の20第1項）。なお、登録の際には、登録免許税法（昭和42年法律第35号）に規定された税額により登録免許税を納めなければならない。
3. 登録政治資金監査人は、弁護士、公認会計士若しくは税理士のいずれかに該当する者であること又は欠格要件該当者に該当しないことについて、記載すべき事項を記載せず又は虚偽の記載をして登録申請書を提出し、その申請に基づき当該登録を受けた者であることが判明したときは、登録を取り消される（法第19条の22第1項）。
4. 登録政治資金監査人は、以下のいずれかに該当するとき又は登録政治資金監査人から登録の抹消の申請があったときは、登録を抹消される（法第19条の23第1項）。
  - ・ 弁護士、公認会計士又は税理士のいずれにも該当しなくなったとき（法第19条の23第1項第1号）。

- ・ 法第26条の6（政治資金監査報告書への虚偽記載）又は第26条の7（秘密保持義務違反）の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から3年を経過しない者に該当するに至ったとき（法第19条の23第1項第2号）。
  - ・ 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているものに該当するに至ったとき（法第19条の23第1項第2号）。
  - ・ 法第19条の22第1項の規定により登録政治資金監査人の登録を取り消されたとき（法第19条の23第1項第3号）。
5. 登録政治資金監査人は、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了しなければ政治資金監査を行うことができない（法第19条の13第1項・第19条の27第1項）。なお、研修を受けるときは、手数料を支払う必要がある（法第19条の27第3項）。

## （2）業務制限

6. 登録政治資金監査人が、以下のいずれかに該当する場合には、当該登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできない（法第19条の13第5項）。
- ① 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者（以下「国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等」という。）
  - ② 国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等の配偶者
  - ③ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
  - ④ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体（2号団体）にあつては、当該団体が推薦し、若しくは支持する国会議員に係る公職の候補者（現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）又はその配偶者
  - ⑤ 法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体（3号団体）にあつては、当該団体を主宰する国会議員若しくは当該団体の主要な構成員である国会議員（以下「3号団体関係国会議員」という。）又は3号団体関係国会議員の配偶者
  - ⑥ 政治資金監査対象年の最初の日から政治資金監査の最初の日の前日までの期間内に国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等であった者

## 「役職員」とは

役員 の 範囲は、規約等の定めや役員会に参画しているかどうかなどそれぞれの団体の実態に応じて判断されることとなる。役職員には、事務局の職員も含まれるが、単に国会議員関係政治団体に入会し、会費等を支払っているだけの会員は、役職員には該当しない。

## 「公職の候補者」とは

公職とは、公職選挙法第3条に規定する公職、すなわち、衆議院議員、参議院議員（並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職）をいい、公職の候補者には、これらの候補者のほか、候補者となろうとする者及び現職の国会議員も含まれる。

### 【参照条文】

◎政治資金規正法（昭和23年法律第194号）（抄）

（定義等）

第3条（略）

2・3（略）

4 この法律において「公職の候補者」とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の規定により候補者として届出があつた者、同法第86条の2若しくは第86条の3の規定による届出により候補者となつた者又は同法第86条の4の規定により候補者として届出があつた者（当該候補者となろうとする者及び同法第3条に規定する公職にある者を含む。）をいう。

5（略）

◎公職選挙法（昭和25年法律第100号）（抄）

（公職の定義）

第3条 この法律において「公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいう。

7. 業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であることから、登録政治資金監査人は、政治資金監査を行う時期だけではなく、政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間は、上記6. ①から⑤までの業務制限に該当してはならない。

また、自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類（当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書をいう。以下同じ。）について自ら政治資金監査を行うことになるため、上記6. ⑥に該当する場合には、政治資金監査を行うことはできない。

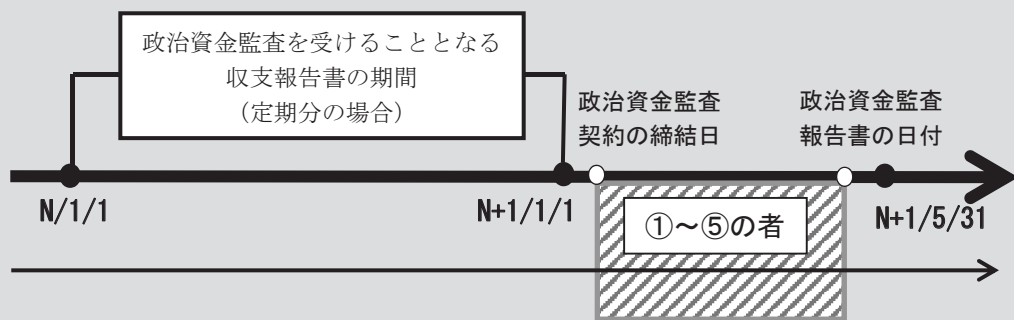
なお、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は、政治資金監査報告書において明らかとなる。

## 業務制限の対象範囲（イメージ）

### 【上記 6. ①から⑤の場合】

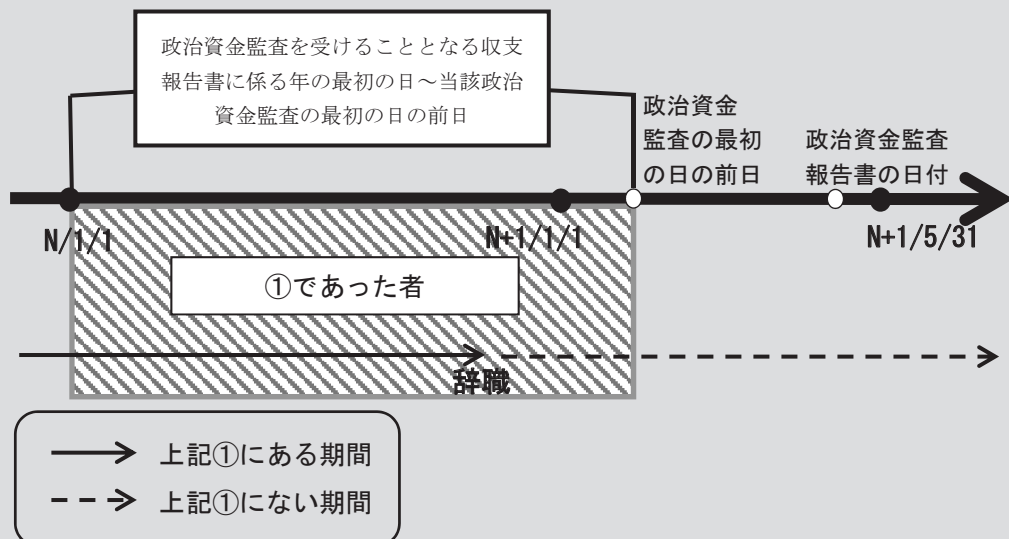
政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間（下図の斜線部分）において、以下の①から⑤のいずれかに該当する場合は、政治資金監査を行うことはできない。

- ① 国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等
- ② ①の配偶者
- ③ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者
- ④ 2号団体に係る公職の候補者又はその配偶者
- ⑤ 3号団体に係る当該団体を主宰する国会議員若しくは当該団体の主要な構成員である国会議員（3号団体関係国会議員）又は3号団体関係国会議員の配偶者



### 【上記 6. ⑥の場合】

下図の場合（政治資金監査を受けることとなる収支報告書に係る年の最初の日から当該政治資金監査の最初の日の前日までの間（下図の斜線部分）に上記①であった者）について、政治資金監査を行うことはできない。



## 2. 登録政治資金監査人の職務

8. 登録政治資金監査人は、政治資金監査マニュアルに基づき、以下に掲げる事項について政治資金監査を行う（法第19条の13第2項）。
  - ・ 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。
  - ・ 会計帳簿には国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。
  - ・ 収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。
  - ・ 領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。
  - ・ 収支報告書は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていること。
9. 登録政治資金監査人は、政治資金監査を行ったときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない（法第19条の13第3項）。
10. 登録政治資金監査人の職務は、国会議員関係政治団体の会計責任者が作成した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、法及び政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することにある。したがって、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を作成する義務、収支報告書が法に従って作成されていることについて代表者に対し説明する義務及び政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務を登録政治資金監査人が負うものではない。

## 3. 登録政治資金監査人の責任

11. 登録政治資金監査人の責任については、法において以下のとおり規定されている。
  - ・ 登録政治資金監査人又は登録政治資金監査人であった者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（法第19条の28第1項）。また、登録政治資金監査人の使用人その他の従業者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らしてはならない（法第19条の28第2項）。
  - ・ 法第19条の28の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられる（法第26条の7）。

- ・ 政治資金監査報告書に虚偽の記載をした者は、30万円以下の罰金に処せられる（法第26条の6）。

12. なお、各士業法においても、以下のとおり責任の定めがある。

- ・ 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たって弁護士、公認会計士又は税理士としての信用を傷つけ、品位を害するような行為をした場合には、弁護士法（昭和24年法律第205号）、公認会計士法（昭和23年法律第103号）又は税理士法（昭和26年法律第237号）上の信用失墜行為として懲戒処分の対象となり得る（弁護士法第56条第1項・公認会計士法第26条・税理士法第37条）。

---

## Ⅲ. 国会議員関係政治団体

---

### 1. 国会議員関係政治団体の定義

1. 国会議員関係政治団体とは、以下に掲げる政治団体（政党本部、みなし1号団体に該当する政党支部以外の政党支部及び政治資金団体を除く。）をいう。

**【1号団体】**

国会議員に係る公職の候補者が代表者である資金管理団体その他の政治団体（法第19条の7第1項第1号）

**【2号団体】**

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18第1項第4号に該当する政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける団体）のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（法第19条の7第1項第2号）

**【3号団体】**

法第5条第1項第1号に掲げる団体（政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの）（いわゆる派閥・政策研究団体）（法第19条の7第1項第3号）

**【みなし1号団体】**

政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるもの（法第19条の7第2項）

2. 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党本部、みなし1号団体に該当する政党支部以外の政党支部及び政治資金団体を除く。）のうち、各年中において以下のいずれかに該当する寄附の金額が1,000万円以上となった政治団体は、その年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなされ、国会議員関係政治団体の特例に係る規定（これに係る罰則を含む。）が適用される（法第19条の16の3第1項）。
- ① 同一の国会議員関係政治団体（3号団体を除く。）から受けた寄附の金額（数回にわたってされたときは、その合計金額。②において同じ。）（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である2以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあっては、その金額の合計額）
- ② 同一の3号団体から受けた寄附の金額

## 2. 国会議員関係政治団体の金銭の保管

3. 国会議員関係政治団体は、その有する金銭については、国債証券等又は金銭信託による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預金又は貯金の方法により保管するものとする（法第19条の8の2）。

## 3. 国会議員関係政治団体の代表者の責務

4. 国会議員関係政治団体の代表者には、主に、以下に掲げる責務が課せられている。
  - ・ 収支報告書の記載に係る会計責任者の職務が法の規定に従って行われるよう、当該国会議員関係政治団体の会計責任者を監督すること（法第19条の12の2）。
  - ・ 随時又は定期に、以下に掲げる事項を確認すること（法第19条の12の3）。
    - ① 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。
    - ② 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係る収入及び支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。
  - ・ 随時又は定期に行った確認の結果及び当該国会議員関係政治団体の会計責任者が行った説明の内容並びに政治資金監査報告書に基づき、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付すること（法第19条の14の2第2項）。

## 4. 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務

5. 国会議員関係政治団体の会計責任者には、主に、以下に掲げる責務が課せられている。
  - ・ 会計帳簿を備え、これに当該国会議員関係政治団体に係る全ての収入、支出及び金銭等の運用について、所定の事項を記載すること（法第9条第1項）。
  - ・ 全ての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」という。）を徴すこと（法第11条第1項・第19条の9）。
  - ・ 毎年12月31日現在で、当該国会議員関係政治団体に係るその年における収入、支出等を記載した収支報告書を、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出すること（法第12条第1項・第19条の10）。
  - ・ 会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、残高確認書及び差額説明書を、これらに係る収支報告書が公表された日から3年を経過する日まで保存すること（法第16条第1項・第19条の11の3）。
  - ・ 国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったもの

については、政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徴し難かった支出の明細書等を作成すること（法第19条の11）。

- ・ 政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、残高確認書に記載された残高の額（当該国会議員関係政治団体が2以上の口座を有する場合には、その合計額。以下同じ。）と一致しているかどうかを確認すること（法第19条の11の2第1項）。
- ・ 上記確認により収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が残高確認書に記載された残高の額と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、差額説明書を作成すること（法第19条の11の2第2項）。
- ・ 収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、登録政治資金監査人の政治資金監査を受けること（法第19条の13第1項）。
- ・ 収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該国会議員関係政治団体の代表者に対し、収支報告書が法の規定に従って作成されていることについて、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面（以下の書面）を示して説明すること（法第19条の14の2第1項）。
  - ① 領収書等の写し（領収書等を徴し難かった支出がある場合は、②又は③も併せて提出）
  - ② 領収書等を徴し難かった支出の明細書
  - ③ 振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書の写し
  - ④ 政治資金監査報告書

6. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、政治資金監査報告書を当該収支報告書に併せて提出するとともに、当該国会議員関係政治団体の代表者が交付した確認書を当該収支報告書に添付しなければならない（法第19条の14・第19条の14の2第4項）。なお、法第19条の14の規定に違反して、政治資金監査報告書の提出をしなかった者は、5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられるが、政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務を負っているのは会計責任者であり、登録政治資金監査人ではない（法第25条第1項第1号の2）。

## 収支報告書の提出先及び提出期限

政治団体の会計責任者が提出すべき収支報告書の提出先は、以下のとおりである。

(1) 1つの都道府県の区域において主としてその活動を行う政治団体（政党支部を含み、政党本部及び政治資金団体を除く。(2)において同じ。)

→ 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会

(2) 2以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う政治団体

→ 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣

(3) 政党本部及び政治資金団体

→ 主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣

また、収支報告書の提出期限は、以下のとおりである。

	国会議員関係政治団体 (※1)	国会議員関係政治団体 以外の政治団体
通常の場合（12月31日現在で提出する場合）	翌年5月末まで	翌年3月末まで
選挙の場合（※2）	翌年6月末まで	翌年4月末まで
政治団体が解散等した場合	解散等した日から 60日以内	解散等した日から 30日以内

(※1) 収支報告書に記載すべき収入又は支出があった年において国会議員関係政治団体であったものを含む。

(※2) 翌年1月から通常の場合の提出期限までの間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合をいう。

### 【参照条文】

◎政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の10による読替後の同法第12条（報告書の提出）

第12条 政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から5月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第20条第1項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、6月以内）に、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一～三 （略）

2～4 （略）

◎政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の10による読替後の同法第17条（解散の届出等）

第17条 政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたときは、その代表者及び会計責任者であつた者は、その日から60日以内に、その旨及び年月日を、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に文書で届け出るとともに、その日現在で、第12条第1項の規定の例により報告書を提出しなければならない。

2～4 （略）

### 収支報告書に併せて提出しなければならないもの

国会議員関係政治団体の会計責任者が収支報告書に併せて提出しなければならないものは、以下のとおりである。

- ① 領収書等の写し（領収書等を徴し難かった支出がある場合は、②又は③も併せて提出）
- ② 領収書等を徴し難かった支出の明細書
- ③ 振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書の写し
- ④ 政治資金監査報告書

①～③については、いずれも収支報告書に支出の明細を記載すべき支出に係るものを提出する。

③については、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による追記も差し支えない。）は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。

なお、残高確認書及び差額説明書は、いずれも都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出すべき書類とはされていない。

7. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、上記 6. による収支報告書及び政治資金監査報告書の提出並びに確認書の添付については、オンラインにより行うものとする（法第19条の15）。

### 会計帳簿・収支報告書作成ソフト

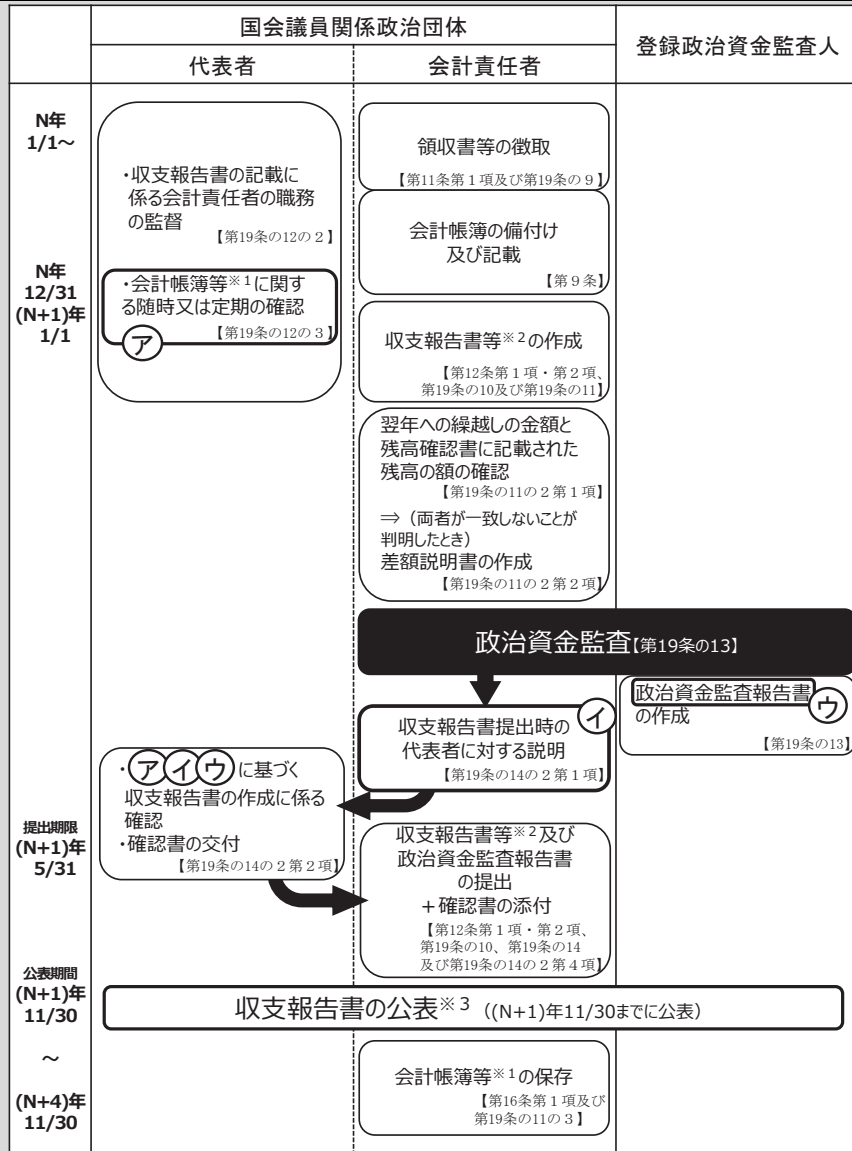
国会議員関係政治団体の会計責任者は、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に収支報告書の提出を「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」を使用して行うものとされている。その際、総務省が無償で提供している「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」を使用して収支報告書を作成することとなる。当該ソフトの自動計算機能やエラーチェック機能により計算誤り等を防ぐことができる。

さらに、会計帳簿の作成に当たっても、当該ソフトを活用して日々の会計データを入力することにより、会計帳簿に係る電磁的記録を作成するとともに、それをもとに自動的に収支報告

書等を作成でき、計算誤り等を防ぐことができる。

このソフトは、総務省が開設している「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」のサイトからダウンロードすることができる。

## 国会議員関係政治団体の収支報告に関するフローチャート



※1 「会計帳簿等」:

- ・会計帳簿
- ・明細書
- ・領収書等
- ・領収書等を徴し難かった支出の明細書
- ・振込明細書に係る支出目的書
- ・振込明細書
- ・残高確認書
- ・差額説明書

※2 「収支報告書等」:

- ・収支報告書
- ・領収書等の写し
- ・領収書等を徴し難かった支出の明細書
- ・振込明細書に係る支出目的書
- ・振込明細書の写し

※3 収支報告書が公表されている期間中は、収支報告書のデータベースを用いた公表((N+1)年12/31までに公表開始)も行われる。

【初年分(令和8年分)は令和10年4月1日までに公表開始】

## 5. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項

8. 以下の政治団体においても、政治資金監査を受ける必要がある。
- ① その年の途中で国会議員関係政治団体となり、12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当する政治団体
  - ② 12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当しない政治団体のうち、年の途中において国会議員関係政治団体であった期間がある政治団体
  - ③ 法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体の特例に係る規定（これに係る罰則を含む。）が適用される政治団体
- これらの場合、国会議員関係政治団体であった期間についてのみならず、その年（③の場合、国会議員関係政治団体から一定の寄附を受けた年及びその翌年）の全期間の支出に係る収支報告書及び会計帳簿等の関係書類並びに翌年への繰越しの状況に係る残高確認書及び差額説明書について政治資金監査を受けなければならないことに留意すること。
9. 会計責任者に法令上求められる収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の作成・徴取義務は、国会議員関係政治団体、国会議員関係政治団体には該当しない資金管理団体、又は国会議員関係政治団体若しくは資金管理団体のいずれにも該当しない政治団体（以下「その他の政治団体」という。）のそれぞれの政治団体の区分によりその対象となる支出の範囲が異なるものであること。

10. 支出に係る政治資金監査は、政治団体の区分に応じて法令上求められる収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の作成・徴取義務の対象となる支出の範囲で確認を行うことで足りるものであること。なお、政治団体の区分ごとの政治資金監査の対象となる支出の範囲は、以下のとおりであること。

	国会議員関係 政治団体	資金管理団体	その他の政治団体
会計帳簿	全ての支出		
明細書	全ての支出		
領収書等	全ての支出	1件5万円以上の支出	
振込明細書	全ての支出	1件5万円以上の支出	
領収書等を徴し 難かった支出の 明細書	全ての支出	人件費以外の経 費で1件5万円 以上の支出	経常経費以外の 経費で1件5万 円以上の支出
振込明細書に係 る支出目的書	全ての支出	人件費以外の経 費で1件5万円 以上の支出	経常経費以外の 経費で1件5万 円以上の支出
収支報告書	人件費以外の経 費で1件1万円 を超える支出	人件費以外の経 費で1件5万円 以上の支出	経常経費以外の 経費で1件5万 円以上の支出

11. 国会議員関係政治団体以外の政治団体であった期間について政治資金監査を行う場合、以下の支出については、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すれば足りること。
- ・ 1件5万円未満の支出（領収書等の徴取義務がないため）
  - ・ 領収書等がない支出のうち、資金管理団体にあつては1件5万円以上の人件費に係る支出、その他の政治団体にあつては1件5万円以上の経常経費に係る支出（いずれも領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書の作成義務がないため）
12. 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間及び資金管理団体の指定の期間は、収支報告書（様式その1）により確認すること。

## IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針

### 1. 一般的な留意事項

1. 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての一般的な留意事項は、以下のとおりである。
  - ・ 登録政治資金監査人は、政治資金制度を十分に理解するとともに、実務経験等から得られる知識の蓄積に努めること。
  - ・ 登録政治資金監査人は、公正かつ誠実に職責を果たすとともに、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係を有してはならないこと。
  - ・ 登録政治資金監査人は、予断や予見を持つことなく職業的専門家として政治資金監査を行わなければならないこと。
  - ・ 登録政治資金監査人は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと（法第19条の28第1項）。
  - ・ 登録政治資金監査人は、使用人等（使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）に対して、その職務の遂行上適切な指示、指導及び監督を行わなければならないこと。
  - ・ 国会議員関係政治団体の代表者による収支報告書の確認は、会計帳簿等の関係書類に係る随時又は定期的確認、会計責任者の説明及び政治資金監査報告書に基づき行われることを念頭に、登録政治資金監査人は、適確に政治資金監査を行い政治資金監査報告書を作成しなければならないこと。
  - ・ 政治資金監査の適確な実施に疑義が生じるような収支報告書や政治資金監査報告書の記載誤り等があると、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図るという政治資金監査制度への信頼を損なうことから、登録政治資金監査人は、適確に政治資金監査を行わなければならないこと。

#### 「密接な身分関係」とは

密接な身分関係とは、政治資金規正法第19条の13第5項に規定する関係をいい、具体的には、「II. 1. (2) 業務制限」に該当する場合をいう。

### 2. 調査方法

2. 政治資金監査の調査方法については、会計帳簿等の関係書類から一定数を抽出するのではなく、全数を調査しなければならないこと。したがって、会計帳簿と領収書等との突合については、会計帳簿と全ての領収書等とを突合することが必要であること。

## 全数調査

領収書等の調査方法については、費用対効果の観点から一定金額以下の支出については抽出調査とすることも考えられるところであるが、全ての支出について領収書等の徴取が義務付けられ、領収書等の保存や会計帳簿との整合性を確認すべきとされている以上、全ての支出を確認することが政治資金規正法の要請と考えられる。

また、抽出調査とした場合には、会計帳簿と領収書等との突合がされていない支出内容の不明確な支出が残ってしまうため、政治資金をめぐる不適正な事例を受けて、政治資金監査を国民の期待に応え得る制度とするためにも、全数調査とすることとしたところである。

3. 政治資金監査は、原則として、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行わなければならないこと。

## 国会議員関係政治団体の主たる事務所

国会議員関係政治団体の主たる事務所とは、政治資金規正法第6条第1項の規定により、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届出があったものである。

## 国会議員関係政治団体の主たる事務所での実施

政治資金監査は、その適正さを確保するため、原則として国会議員関係政治団体の主たる事務所で行わなければならないこととしている。

これは、会計帳簿や領収書等が主たる事務所にある場合、それらを移動させることによる紛失等の事故を防止するためのものであるが、他方、政治資金の使途に関する一連の問題の中で、特に、事務所費、光熱水費等の経常経費が問題となったことから、国会議員関係政治団体の主たる事務所での活動実態を踏まえて経常経費を確認することとしたものである。

なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられる。

- ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ③ 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合

## 主たる事務所以外の実施場所の政治資金監査報告書への記載方法

主たる事務所とは、政治団体の政治活動の中心となる場所とされており、通常は関係書類が整理して保存されているなど、政治資金監査を効率的に実施できると想定される。したがって、主たる事務所以外の場所で政治資金監査を行った場合には、主たる事務所では実施しなかった理由について、例えば、単に「効率的な実施のため」という記載のみではなく、「Ⅶ. 2. (1) (※2)」の(例)のように主たる事務所では政治資金監査を実施しなかった理由を明らかにした上で、実施場所については住所を併記することにより具体的に特定して、政治資金監査報告書の「1 監査の概要(4)」に記載すること。

4. 政治資金監査においては、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、その現物を確認しなければならないこと。したがって、領収書等についても、領収書等の写しではなく、領収書等の現物を確認しなければならないこと。

## 現物の確認

平成19年の政治資金規正法改正の契機となった、政治資金をめぐる一連の問題の中で、領収書等を改ざんした上で複写し、経費を多重計上する事例等があったことから、政治資金監査においては、領収書等を含め、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の現物を確認することとしたものである。

## 3. 政治資金監査契約の締結

5. 政治資金監査を受けるに当たっては、円滑に政治資金監査を行うため、国会議員関係政治団体と登録政治資金監査人との間で、書面により政治資金監査の実施に関する契約を締結するものであること。
6. 政治資金監査契約の締結の時期は、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中であっても差し支えないものであること。
7. 円滑な政治資金監査を行う上で必要がある場合には、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中において、必要な助言等を行うため、政治資金監査の事前準備として、領収書等の整理・保存状況を確認する予備的契約や、領収書等の整理方法を指導・助言する契約を締結することも差し支えないものであること。

## 政治資金監査の事前準備としての契約

政治資金監査を円滑に行うためには、国会議員関係政治団体の側において、領収書等を支出項目別及び年月日順に整理するなど、政治資金監査を受ける体制を事前に整備しておく必要が

あるため、領収書等の整理・保存状況を事前に確認する契約や、領収書等の整理段階から指導・助言する契約を必要に応じて締結することができる。

#### 4. 政治資金監査契約書において規定すべき事項

8. 政治資金監査の実施に関する契約の締結に際して、契約に盛り込むことが想定される事項としては以下のものが考えられること。なお、契約書において規定すべき事項は、以下の事項に限定されるものではなく、法令及び政治資金監査マニュアルの規定に反しない限りにおいて、政治資金監査の実施に必要な範囲内で契約当事者の合意に基づき定めるものであること。

##### (1) 一般的事項

#### 9. 政治資金監査の目的

収支報告書が法に基づき適切に作成されているかを外部性を有する第三者が専門的な立場から確認し、もって収支報告の適正の確保に資することを目的として、政治資金監査マニュアルに基づき、法第19条の13第2項各号に掲げる事項について確認した結果を報告するものであること。

なお、政治資金監査は、国会議員関係政治団体が管理すべき収支報告書及び会計帳簿等の関係書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する業務であり、政治資金の使途の妥当性を評価するものではないこと。

#### 10. 政治資金監査の体制及び政治資金監査を受ける体制

政治資金監査業務に従事する登録政治資金監査人及び業務従事者並びに登録政治資金監査人との連絡に当たる会計責任者及び担当者の氏名、連絡先、地位、資格等を明らかにすること。

#### 政治資金監査の体制等に係る事項

政治資金監査の体制等に係る事項については、登録政治資金監査人が政治資金監査を円滑に行い、また、国会議員関係政治団体が政治資金監査を円滑に受ける上で必要な範囲で規定すれば足りるものである。

#### 11. 政治資金監査の対象

国会議員関係政治団体から提出された政治資金監査の対象年に係る収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を対象とすること。

12. 政治資金監査の時期、日程及び場所並びに政治資金監査報告書の提出方法及び提出期限

法及び政治資金監査マニュアルに従い、登録政治資金監査人と国会議員関係政治団体との間で協議の上、定めること。

**政治資金監査の時期等に係る事項**

政治資金監査の時期等に係る事項については、あらかじめ合意が必要と判断した事項について規定すれば足り、別途協議の上、定めることとしても差し支えないものである。

13. 報酬の額及び支払の時期

政治資金監査において確認を要する領収書等の枚数や整理状況に応じ、政治資金監査に要する業務量を勘案して定めること。

14. 経費の負担

政治資金監査を実施するために必要な経費の負担について、登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の両方で合意の上、定めること。

**(2) 登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の責任**

15. 登録政治資金監査人の責任

登録政治資金監査人は、外部性を有する第三者の立場において、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成する責任を有すること。

16. 国会議員関係政治団体の責任

- ・ 円滑に政治資金監査を行うため、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を複数の事務所において管理している場合には、これらの書類を法第19条の13第2項各号に掲げられた事項についての書類の確認（以下「書面監査」という。）を行う事務所に政治資金監査が行われるまでの間に集約し、また、会計帳簿等の関係書類を支出項目別及び年月日順に整理すること。
- ・ 登録政治資金監査人が政治資金監査を実施するために必要な全ての記録、書類、その他の情報を提供し、登録政治資金監査人からの書面又は口頭による質問に対しては遅滞なく真実を回答しなければならないこと。

### (3) 秘密保持義務

17. 登録政治資金監査人は、法の規定により、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。使用人等又はこれらの者であった者についても同様であること。

### (4) 使用人等の監督等

18. 登録政治資金監査人は、その業務を遂行する上で使用人等を使用することができること。その際には指揮命令系統、職務分担等を明らかにした上で、使用人等又はこれらの者であった者にも秘密保持義務が課されることを周知徹底し、適切な指示、指導及び監督を行うこと。

#### 使用人等の資格

使用人等とは、登録政治資金監査人の指揮・監督の下で、政治資金監査業務に従事する者をいい、雇用契約の有無を含め、その他の特段の条件、資格を要するものではない。また、政治資金監査に当たって、使用人名等の届出は必要ないが、政治資金監査契約書等において、使用人等の氏名、地位、資格等を国会議員関係政治団体に対して明らかにしておくことが望ましい。

#### 使用人等に対する秘密保持義務の周知

登録政治資金監査人の使用人等に対する秘密保持義務の周知は、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密については、使用人等である期間のみならず、当該政治資金監査が終了し、使用人等としての立場ではなくなった後も、引き続き秘密保持義務が課せられることを理解させるものである。

### (5) 契約の解除

19. 登録政治資金監査人が契約を解除することができる場合として以下の場合が考えられること。
- ・ 国会議員関係政治団体の責めに基づき政治資金監査の実施が不可能になった場合
  - ・ 国会議員関係政治団体の会計責任者又は担当者が登録政治資金監査人の業務遂行に誠実に対応しない場合など、信頼関係が著しく損なわれた場合
20. 国会議員関係政治団体が契約を解除することができる場合として以下の場合が考えられること。
- ・ 登録政治資金監査人の責めに基づき政治資金監査の実施が不可能になった場合

## 5. 政治資金監査契約に係る留意事項

21. 契約の締結に当たっては、国会議員関係政治団体と登録政治資金監査人との間に、「Ⅱ. 1. (2) 業務制限」に掲げる関係を有する場合には、政治資金監査を行うことはできないことに留意すること。
22. 登録政治資金監査人は契約書に明記された政治資金監査の時期までに、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了しておかなければならないこと。
23. 登録政治資金監査人は、個人として、国会議員関係政治団体と政治資金監査の実施に関する契約を締結するものであり、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人又は税理士法人として契約を締結することはできないので留意すること。
24. 政治資金監査契約書は、政治資金監査及び政治資金監査報告書の作成という仕事の完成に対して報酬を支払うということを内容とするものであることから、印紙税法(昭和42年法律第23号)第2条及び同法別表第一課税物件表の番号二に掲げる「請負に関する契約書」に該当し、印紙税が課せられることとなり、契約金額に応じた収入印紙の貼付が必要であること。
25. 登録政治資金監査人が政治資金監査報酬を受領した際に、国会議員関係政治団体に対して作成する領収書等は、営業に関しない受取書に該当するので、印紙税は課せられず、収入印紙を貼付する必要はないこととされていること。

### 政治資金監査報酬に係る領収書等への印紙の貼付について

政治資金監査報酬に係る領収書等への印紙の貼付の詳細については、国税庁ホームページ「登録政治資金監査人が作成する「受取書」に係る印紙税法上の取扱いについて」を参照すること。

26. 政治資金監査報酬は、所得税法(昭和40年法律第33号)第204条第1項第2号に規定する「弁護士、公認会計士、税理士の業務に関する報酬又は料金」に該当することから、政治団体が政治資金監査報酬を支払う場合、所得税を源泉徴収することが必要とされていること。

## 政治資金監査に関するフローチャート

### 監査契約締結

- 業務制限の有無の確認

### 監査事前準備

#### 【登録政治資金監査人】

- 監査日程の協議・決定
- 監査実施体制の確認

#### 【国会議員関係政治団体】

- 会計帳簿、領収書等の集約
- 領収書等の整理（項目別・日付順）

### 現場での監査

- 全数調査
- 監査の実施場所：政治団体の主たる事務所
- 現物の確認
- 政治資金監査チェックリストの活用

#### 書面監査

- ・ 監査事項：1号～5号監査事項

#### 会計責任者等に対するヒアリング

- ・ ヒアリング事項：書面監査では支出の状況が確認できなかったもの等

### 監査報告書作成

- 政治資金監査報告書記載例・政治資金監査報告書チェックリストの活用

## V. 政治資金監査指針② 個別監査指針

### 1. 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項

一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。

1. 保存対象となる会計帳簿等の関係書類について、これらの保存対象書類の一覧表の作成を会計責任者に求め、一覧表と保存対象書類の現物とを照合すること。

なお、一覧表の様式は特に定まっていないが、一覧表に記載することが想定される事項としては以下のものが考えられること。

- ・ 一覧表を作成した日付
- ・ 一覧表を作成した国会議員関係政治団体の名称と会計責任者の氏名
- ・ 保存対象書類の名称及び冊数

保存対象書類の一覧表の例は、以下のとおりであり、実際に作成又は使用した書類を記載すること。

#### 保存対象書類一覧表（例）

当団体が保存すべき政治資金監査対象年に係る会計帳簿等の関係書類は、以下のとおりである。

- ・ 会計帳簿 3冊（①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分）  
※補助簿・日計表を含む。
- ・ 明細書綴り 1冊
- ・ 領収書等綴り 3冊（①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分）  
※振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を含む。
- ・ 領収書等を徴し難かつた支出の明細書 1通
- ・ 残高確認書（添付書類を含む。） 1通
- ・ 差額説明書 1通

令和×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

会計責任者 〇〇 〇〇

2. なお、会計帳簿等の関係書類については、当該年に係る収支報告書が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならないが、政治資金監査においては、その対象となる年に係るものが保存されていることを確認すれば足りることに留意すること。

### 会計帳簿等の保存期間

#### 【参照条文】

◎政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の11の3による読替後の同法第16条

（会計帳簿等の保存）

第16条 政治団体の会計責任者（政治団体が次条第1項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者。次項において同じ。）は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等、第19条の11の2第1項に規定する残高確認書及び同条第2項に規定する差額説明書を、第20条第1項の規定によりこれらに係る報告書が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならない。

2 （略）

## 2. 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項

二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

3. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体の全ての支出について、会計帳簿に必要記載事項を記載するとともに、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならない（法第9条・第11条第1項・第19条の9）。政治資金監査においては、会計帳簿と全ての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認することとなる。

### （1）領収書等の記載事項の確認

4. 法の規定上、領収書等には、支出の目的、金額及び年月日の3事項が記載されていることが必要であるので、領収書等にこれらの事項が記載されているかを確認すること。

5. 一般的な領収書等において支出の目的とは、「但し、〇〇代として」など何に支出されたかが分かるような記載をいい、通常、摘要といわれるものである。また、金額とは当該支出の金額を、年月日とは当該支出の日付をいうものであること。
6. 領収書等に必要記載事項の記載不備がある場合は、その旨を会計責任者に指摘すること。
7. なお、金融機関が作成した振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面にすぎないことから、支出を受けた者からの領収書等には該当しない。したがって、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）を確認する必要があること。

### 振込みの方法により支出をした場合

振込みの方法により支出をし、当該支出の相手方から領収書等が発行されないときは、領収書等を徴し難かった事情に該当することから、国会議員関係政治団体の会計責任者は、領収書等を徴し難かった支出の明細書（金融機関が作成した振込明細書があるときにあっては、振込明細書に係る支出目的書）を作成することとされている。（ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による追記も差し支えない。）は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。）

#### ○払込金受領証の取扱い

公共料金やネット販売の代金などを金融機関（ゆうちょ銀行及び郵便局を含む。）やコンビニエンスストアにおいて払込取扱票等を用いて支払った場合に、金融機関等から受領する書面（以下「払込金受領証」という。）については、まず、支出の目的、金額及び年月日の記載の有無を確認することになる。

支出の目的、金額及び年月日が全て記載されている場合には、政治団体の会計責任者は当該払込金受領証の写しを収支報告書と併せて提出することになる。また、政治資金監査上は、払込金受領証の記載事項と会計帳簿の記載事項を確認することになる。

一方、払込金受領証には、支出の金額及び年月日は記載されているが、支出の目的が記載されていない場合があり、その場合には、受領印を確認し、支払った場所に応じて、以下の①、②のとおり当該書面の取扱いが異なることに留意が必要である。

#### ① 金融機関において支払った場合

金融機関が発行する払込金受領証で支出の目的が記載されていないものは、政治資金規正法上の振込明細書に該当する。

この場合において、会計責任者が当該払込金受領証の余白に支出の目的を追記するか、又は別様で支出目的書を作成の上、当該払込金受領証の写しを提出することになる。また、政治資金監査においては、当該払込金受領証の記載事項と会計帳簿の記載事項を確認することになる。

② コンビニエンスストアなど金融機関以外で支払った場合

コンビニエンスストア等が発行する払込金受領証で支出の目的が記載されていないものは、政治資金規正法上の領収書等には該当しない。また、金融機関が発行したものではないことから、政治資金規正法上の振込明細書にも該当しない。

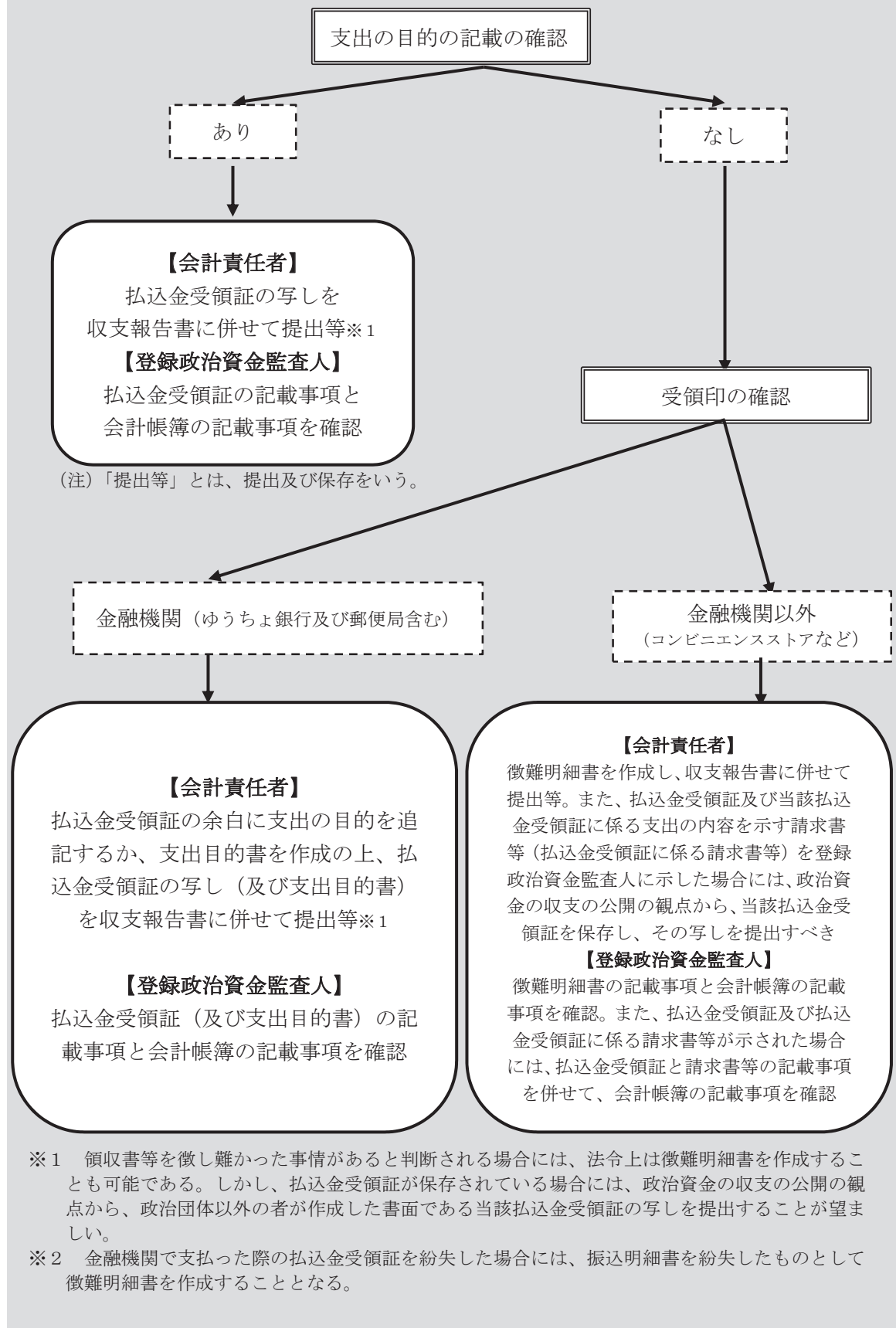
コンビニエンスストアで支払う場合は、定型の様式による収納代行であり、払込金受領証に代えて支出の目的が記載された領収書が発行されることは商慣習上困難であることから、一般的に領収書等を徴し難かった事情に該当すると考えられる。この場合には、領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成することになる。

なお、支出の目的の記載のない払込金受領証については、政治資金監査上は、当該支出の内容を示す請求書等の書類（以下「払込金受領証に係る請求書等」という。）が払込金受領証と一体として保存され、会計責任者等から示された場合には、当該払込金受領証の記載事項と当該払込金受領証に係る請求書等の記載事項とを併せて会計帳簿の記載事項と整合的であるかを確認することになる。

また、上記により確認がなされた払込金受領証について、国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金の収支の公開の観点から、記載不備のない領収書等と同様に保存し、写しを提出すべきである。

払込金受領証の取扱いをまとめると次のフローチャートのとおりとなるので、確認すること。

# 払込金受領証の取扱いに関するフローチャート



## (2) 領収書等亡失等一覧表の作成要求

8. 領収書等又は振込明細書が徴取漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出(人件費以外の経費の支出に限る。)については、これらの支出の一覧表(以下「領収書等亡失等一覧表」という。領収書等亡失等一覧表の様式は、政治資金監査報告書記載例(3)別添を参照。)の提出を会計責任者に求めること。

領収書等亡失等一覧表について
政治資金監査において突合すべき書面がない支出(人件費を除く。)については、会計責任者に領収書等亡失等一覧表の作成を求め、登録政治資金監査人に提出させることになる。
この領収書等亡失等一覧表は、政治資金監査報告書の別添として、政治資金監査報告書の一部を構成するものであり、収支報告書と併せて閲覧又は写しの交付の請求の対象となるものである。
<b>【参照条文】</b>
◎政治資金規正法(昭和23年法律第194号)(抄) (収支報告書等の保存及び閲覧等)
第20条の2 (略)
2 何人も、前条第1項の規定により報告書が公表された日から3年間、総務大臣の場合にあつては総務省令の定めるところにより、都道府県の選挙管理委員会の場合にあつては当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該報告書、第14条第1項の規定による書面、第19条の14の規定による政治資金監査報告書又は第19条の14の2第4項の規定による確認書の閲覧又は写しの交付を請求することができる。
3 (略)

9. 必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出については、「V. 2. (4) 会計帳簿の必要記載事項の確認」の18.により会計帳簿の記載事項と整合的であるかどうかを確認すること。

その結果、当該領収書等及び当該領収書等に係る請求書等の記載事項と、当該支出に係る会計帳簿の記載事項の整合がとれていない場合は、書面監査により支出の状況を確認できないものとして、当該支出を領収書等亡失等一覧表に記載するよう会計責任者に求めること。

なお、領収書等に必要記載事項の記載不備がある旨の指摘を受けて、会計責任者が当該領収書等の発行者に対し記載の追加や再発行を要請するなどして、必要記載事項が記載された領収書等を備えた場合は、領収書等亡失等一覧表に記載するよう求める必要はない。

### 領収書等への追記

領収書等は支出を受けた者が発行するものであり、国会議員関係政治団体に追記することは適当ではないこと。

### (3) 高額領収書等のあて名等の確認

10. 法の規定上、領収書等のあて名は記載事項とされていないが、収支報告書と併せて写しが提出される1件当たりの金額が1万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等（以下「高額領収書等」という。）については、あて名に当該国会議員関係政治団体の名称が記載されているかを確認すること。

### 高額領収書等のあて名の確認

政治資金規正法上、領収書等には、支出の目的、金額及び年月日の3事項の記載を必要としており、あて名の記載は求められていない。しかしながら、①国会議員関係政治団体において、あて名を備えた領収書等の徴取が徹底されれば、平成19年の政治資金規正法改正の契機ともなった一連の領収書問題の防止効果が期待できること、また、②あて名について確認しないとした場合に、国会議員関係政治団体あてに発行されたものとは社会通念上考えられないような領収書等を見逃しているということになれば、政治資金監査の信頼性が確保できないこと等から、高額領収書等のあて名についても併せて確認することとする。

11. あて名のない高額領収書等及びあて名が「上様」の高額領収書等については、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして取り扱うことができるものであるが、今後、当該国会議員関係政治団体の名称を発行者において記載してもらうよう助言すること。

### あて名のない高額領収書等及びあて名が「上様」の高額領収書等

政治資金規正法上、領収書等のあて名の記載が求められていない中で、あて名の記載不備を理由に領収書等として認めないという取扱いとすることは適当ではないため、あて名のないものや「上様」と記載されたものについては、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして認めた上で、今後、当該国会議員関係政治団体の名称を発行者において記載してもらうよう助言することとする。

12. 高額領収書等のあて名が、国会議員関係政治団体の正式名称ではなく、「〇〇事務所」のように国会議員の氏名を用いたものについては、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものとして取り扱うことができるものであること。

13. 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについては、会計責任者等に対するヒアリングにおいて、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求めること。
14. 通常、政党以外の政治団体は法人格がないため、当該政治団体の名において契約することができない場合があり、そのような契約に係る支出の領収書等は、あて名に国会議員関係政治団体の正式名称と異なる名称が記載されていても、やむを得ないものであること。

#### 当該政治団体の名において契約することができない場合

あて名に国会議員関係政治団体の正式名称と異なる名称が記載されていても、やむを得ないものの例としては、以下のものが考えられる。

- ・ 不動産登記や自動車の登録等を要する契約に係るもの
- ・ 携帯電話等について個人が契約者となっているもの

15. 高額領収書等のうち、以下のような領収書等がある場合には、当該領収書等が真正なものであることを会計責任者等に確認すること。

(例)

- ・ 明らかに記載が訂正又は消去された痕跡のある領収書等がある場合
- ・ 同一の発行者で、数種類の様式の領収書等がある場合
- ・ 一般の大法人が発行する領収書等で、市販されている領収書等を使用している場合
- ・ 氏名・名称や住所など発行者に関する事項の記載がない場合又は曖昧（発行企業名が不正確なもの、番地まで記載されていないもの等）である場合

#### 領収書への印紙の貼付漏れについて

領収書等の記載事項を確認する中で、貼付が義務付けられている印紙の貼付漏れを発見した場合は、受け取り金額が5万円以上の領収書を受け取る際には、印紙の貼付の有無を確認するよう指摘することも想定される。

#### 「一般の大法人」とは

一般の大法人とは、資本金や出資金の額にかかわらず、全国的又は当該地域において一般に広く知られた法人をいうものであり、このような法人が自前の領収書等を使用せず、市販の領収書等を使用することは通常考えがたいものであること。

#### (4) 会計帳簿の必要記載事項の確認

16. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これに全ての支出並びに支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならないこととされている（法第9条第1項）。
17. 会計帳簿と全ての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認するとともに、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。

#### 「会計帳簿の必要記載事項」とは

会計帳簿の必要記載事項とは、国会議員関係政治団体に係るその年における全ての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）並びに支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日をいう。

#### 【参照条文】

◎政治資金規正法（昭和23年法律第194号）（抄）

（会計帳簿の備付け及び記載）

第9条 政治団体の会計責任者（会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあっては、その職務を行うべき者。第15条を除き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 （略）

二 全ての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。以下この条、第12条、第19条の11、第19条の12の3、第19条の13、第19条の16及び第19条の16の2において同じ。）並びに支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。次条第1項及び第12条第1項第2号において同じ。）並びにその支出の目的、金額及び年月日

三 （略）

2 （略）

18. 支出の目的が記載されていないなど、必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出については、発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項が整合的であるかどうかを確認すること。

また、必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出について、当該支出の内容を示す請求書等の書類（以下「領収書等に係る請求書等」という。）が領収書等と一体として保存され、会計責任者等から示された場合には、当該領収書等の記載事項と当該領収書等に係る請求書等の記載事項とを併せて、当該支出に係る会計帳簿の記載事項と整合的であるかどうかを確認すること。

なお、上記により確認がなされた必要記載事項の記載不備がある領収書等について、国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金の収支の公開の観点から、記載不備のない領収書等と同様に保存し、写しを提出すべきであること。

また、領収書等に係る請求書等についても、領収書等の記載事項を補足するものとして、保存し、写しを提出することとしても差し支えない。

#### 当該領収書等に係る支出の内容を示す請求書等の書類

領収書等に記載された支出に係る請求書、納品書、見積書、利用代金明細書、クレジットカードの月次利用明細書等、一般的な商慣習上、領収書等に記載された支出に関して発行される書面をいう。これらの書面は、支出を証していないことから、政治資金規正法上の領収書等には該当しないが、必要記載事項の記載不備がある領収書等と併せて、支出の状況について確認することができる。

なお、必要記載事項の記載不備がある領収書等と当該領収書に係る請求書等を併せて確認し、会計帳簿の記載事項と整合的であると判断される場合とは、支出の目的、金額及び年月日の3事項のうち領収書等に記載されていない事項について、当該領収書等に係る請求書等から確認できる場合を指し、例としては以下のような場合が考えられる。

- ・ 領収書等の但書き欄に何も記載されていないが、当該支出に係る請求書に「〇〇代」との記載がある場合
- ・ 領収書等には支出の年月日のうち年が記載されていないが、当該支出に係る納品書に支出の年が記載されている場合

#### 政治資金監査において会計帳簿に記載された支出（人件費を除く。）と突合を行う書面

(1) 当該支出に領収書等を徴し難い事情がない場合は、「領収書等」及び「領収書等に係る請求書等」と突合する。

○領収書等とは

当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面をいう。

国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体の全ての支出について、領収書等を徴さなければならない。

(2) 当該支出に領収書等を徴し難い事情がある場合は、「領収書等を徴し難かった支出の明細

書」と突合する。

なお、振込みの方法による支出であって振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。)がある場合は、これらの書類と突合する。

○領収書等を徴し難かった支出の明細書とは

領収書等を徴し難い事情があった旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面をいう。

国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、その明細書を作成しなければならない。

○振込明細書とは

金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものをいう。

○振込明細書に係る支出目的書とは

振込明細書に併せて提出すべき、当該振込明細書の支出の目的を記載した書面をいう。

19. 人件費については、上記 17. 及び 18. の例による会計帳簿と領収書等との突合により、又は会計帳簿と振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書との突合により支出の状況を確認し、これらの書類で支出の状況が確認できない場合には、貸金台帳、源泉徴収簿等により、支出の状況を確認すること。

## 「人件費」とは

### 【参照条文】

◎政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）（抄）

ア 人件費 政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。

## 政治資金監査において会計帳簿に記載された人件費と突合を行う書面

(1) 当該支出に領収書等を徴し難い事情がない場合は、「領収書等」及び「領収書等に係る請求書等」と突合する。

(2) 当該支出に領収書等を徴し難い事情がある場合で、振込みの方法による支出であって振込明細書があり、振込明細書に係る支出目的書が作成されているときは、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書と突合する。

それ以外のときは、「貸金台帳や源泉徴収簿等の人件費を支払う使用者が通常備えておくべき帳簿等」と突合する。

○貸金台帳とは

労働基準法上、使用者に調製が義務付けられているもので、貸金計算の基礎となる事項及び貸金の額等を記入したものをいう。

○源泉徴収簿とは

所得税の源泉徴収や年末調整等の事務を正確かつ能率的に行うために、一人一人の申告された扶養親族等の状況や月々の給与の金額、その給与から徴収した税額等を各個人ごとに記録しておくために国税庁が示しているものをいう。

【参照条文】

◎労働基準法（昭和22年法律第49号）（抄）

（貸金台帳）

第108条 使用者は、各事業場ごとに貸金台帳を調製し、貸金計算の基礎となる事項及び貸金の額その他厚生労働省令で定める事項を貸金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

人件費については、収支報告書への明細の記載等の対象とはされていないところではあるが、人件費への不適切な支出の計上を防止するため、領収書等や振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況を確認できない場合には、貸金台帳や源泉徴収簿等の人件費を支払う使用者が通常備えておくべき帳簿等を利用して、支出の状況を確認することとしている。

なお、これらの突合すべき書面がない人件費については、その件数と総額を政治資金監査報告書に記載することとなる。

20. 会計帳簿に必要記載事項の記載不備がある場合は、その旨を会計責任者に指摘すること。

なお、支出を受けた者の住所の記載について、以下に掲げる場合は、政治資金監査においては記載不備とは扱わないこと。

- ・ 支出を受けた者の住所の記載が領収書等がないなど、事実上又は社会通念上、当該住所の特定が困難であり、会計帳簿の備考欄に住所不明である旨又は一部を省略した住所が記載されている場合
- ・ 支出を受けた者が団体であり、会計帳簿の備考欄に記載された住所が当該団体の主たる事務所（本社）の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されている場合
- ・ 会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されており、支出を受けた者の住所が記載された当該支出に係る領収書等又は当該領収書等に係る請求書等の書面が、会計帳簿と併せて保存されている場合。ただし、この場合であっても、会計帳簿の備考欄には別添の書面に記載された支出を受けた者の住所を転記しておくよう指摘すること。

**支出を受けた者の住所に関する政治資金監査上の取扱い**

支出を受けた者の住所に関する政治資金監査上の取扱いについては、以下の点について留意すること。

(1) 住所の特定が困難な場合について

領収書等に支出を受けた者の住所の記載がない等の理由により、会計帳簿の備考欄に記載すべき住所が外形的に明らかでない場合であっても、政治団体の会計責任者は、政治資金規正法に基づき、可能な範囲で調査の上、住所の記載に努めることが求められている。

しかし、コインパーキングや個人タクシーに係る支出など、会計帳簿の備考欄に記載すべき住所が事実上又は社会通念上、特定することが困難であると客観的に判断される場合には、住所不明である旨又は一部を省略した住所を記載することもやむを得ず、この場合政治資金監査においては記載不備とは扱わない。

(2) 主たる事務所の所在地について

支出を受けた者が団体である場合には、会計帳簿の備考欄に主たる事務所（本社と解されている）の所在地を記載することとされているが、政治資金監査の外形的・定型的な性質を踏まえると、会計帳簿の備考欄に記載された住所が主たる事務所の所在地であるかどうかを登録政治資金監査人が判断することは困難であるため、当該記載された住所が主たる事務所（本社）の所在地であるか否かにかかわらず、いずれかの住所が記載されていれば記載不備とは扱わない。

(3) 住所は別添の書面に記載されている旨が記載されている場合について

会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されており、支出を受けた者の住所が記載された当該支出に係る領収書等又は当該領収書等に係る請求書等の書面が、会計帳簿と併せて保存されている場合には、当該書面に記載された支出を受けた者の住所を確認できたときは、政治資金監査においては記載不備とは扱わない。

ただし、政治資金規正法上、会計帳簿の備考欄には、全ての支出について、当該支出を受けた者の住所が記載されていることが必要であるから、別添の書面に記載のある場合であっても、当該支出を受けた者の住所を会計帳簿の備考欄に転記しておかなければならない。

(例)

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費					
⋮					
(2) 光熱水費	ガス料金	8,800	RO. 5. 24	〇〇ガス	住所は別添書面に記載 東京都千代田区麹町〇-〇-〇
(3) 備品・消耗品費	事務用品代	1,100	RO. 11. 30	〇〇ストア	
⋮					
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	コインパーキング駐車代	1,320	RO. 6. 20	〇〇パーク	東京都港区赤坂以下不明
⋮					
	タクシー代	1,980	RO. 10. 21	〇〇タクシー	住所不明（個人タクシーのため）
⋮					
(4) 調査研究費	書籍購入費	4,180	RO. 2. 3	〇〇 Book Store	アメリカ合衆国ニューヨーク州以下不明
⋮					
支出の総額					

21. 会計帳簿の必要記載事項の確認に当たっては、必要に応じて、補助簿、日計表の類を含めて確認すること。

## 会計帳簿の種類、様式及び記載要領

会計帳簿の種類、様式及び記載要領は、総務省令で定めるとされており（政治資金規正法第9条第2項）、政治資金規正法施行規則において、補助簿、日計表の類を使用することも認められている。

### 【参照条文】

◎政治資金規正法（昭和23年法律第194号）（抄）

（会計帳簿の備付け及び記載）

第9条（略）

2 前項の会計帳簿の種類、様式及び記載要領は、総務省令で定める。

◎政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）（抄）

2 支出簿

(1) 支出簿には、この様式に定める区分に従い、全ての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。

22. 会計帳簿が、当該国会議員関係政治団体の会計責任者の管理の下におかれているかどうかを確認すること。

### 3. 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項

三 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。

23. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、全ての支出について、その総額及び支出項目別の金額を、また、人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）については、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した収支報告書を提出しなければならないこととされている（法第12条第1項・第17条第1項・第19条の10）。

24. 会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。））が漏れなく転記されているかどうかを確認すること。

なお、会計帳簿の備考欄に住所は別添の書面に記載されている旨が記載されている場合は、当該書面に記載された住所が収支報告書に転記されているかどうかを確認すること。

25. 収支報告書（支出に係る分に限る。）に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。

### 「収支報告書の必要記載事項」とは

収支報告書の必要記載事項とは、国会議員関係政治団体に係るその年における全ての支出について、その総額及び支出項目別の金額並びに人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日をいう。

#### 【参照条文】

◎政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の10による読替後の同法第12条（報告書の提出）

第12条 政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から5月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第20条第1項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、6月以内）に、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一 （略）

二 全ての支出について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費以外の経費（第19条の7第1項に規定する国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費）の支出（1件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が1万円を超えるものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日

二の二・三 （略）

2～4 （略）

### 前払式電子マネーを利用した場合

Q1 前払式電子マネーを利用した場合、会計帳簿や収支報告書にはどのように記載すればよいですか。

A1 収入及び支出に関する事実関係に即して収支報告していただく観点から、以下のような記載方法をお示ししています。

- ① まず、電子マネーに現金をチャージした時点で、その分を支出に計上して下さい。

② その後、電子マネーを利用した場合には、

- ・ 当該支出相当分を支出に計上するとともに、
- ・ 同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上して下さい。

なお、このような記載の理由を明らかにするために、当該支出の内訳の記載にあたっては、備考欄に「電子マネーによる購入」である旨を記載することが望ましいと考えられます。

Q 2 なぜ、Q 1のような複雑な記載になるのですか。「Suica」などでも同じですか。

A 2 政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が、

- ・ 基本的に現金の流れを記載しつつ、
- ・ 政治資金の収支の状況を明らかにする

という2つ目的を有しているためです。

具体的に言えば、Q 1 ①の時点では、現金が支出されていますが、一方で、このQ 1 ①の時点のみでは、支出の相手方が前払式電子マネーの運営会社であるため、最終的に政治資金が何に使われたのか分からず、収支の公開の観点が悪くなるおそれがあります。

そのため、Q 1 ②の時点でも支出として記載することとなりますが、この場合、支出の相手方に財産上の利益は発生するものの現金による支出ではないことから、経理上の処理として同額の収入を計上し、金額としては相殺するという取扱いが必要となります。

なお、総務省の提供する会計帳簿作成ソフトの「収入・支出同額計上」機能（次ページ参照）を用いて、簡便に会計帳簿を作成することが可能です。このソフトで会計帳簿を作成した場合、収支報告書も自動で作成されます。

「Suica」などについては、次のQ 3をご覧ください。

前払式電子マネーによる支払いにおける記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6) その他の経費	電子マネーの チャージ	10,000	○. 1. 10	○○電子マネー 運営会社	
	合計	10,000			
2 政治活動費 (1) 組織活動費	乗車券	300	○. 1. 20	○○旅客鉄道 株式会社	電子マネーによる購入
	茶菓	200	○. 1. 30	○○(コンビニ)	電子マネーによる購入
(4) 調査研究費	乗車券	500	○. 2. 10	○○旅客鉄道 株式会社	電子マネーによる購入
	(略)				
	合計	10,000			
支出の総額		20,000			

(便宜上日付順で記載しています。)

収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
6 その他の収入	金銭以外のものによる支出相当分	300	○. 1. 20	自動的に太字部分を挿入
	金銭以外のものによる支出相当分	200	○. 1. 30	
	金銭以外のものによる支出相当分	500	○. 2. 10	
	(略)			
	合計	10,000		
収入の総額		10,000		

差し引き 10,000 の支出

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合

下線部分…自ら記入、太字部分…ワンクリックで挿入、網掛け部分…自動計算

Q 3 「Suica」などを利用した場合に、簡便な記載はできないですか。

A 3 収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会の見解として、

- ・ 「Suica」など交通事業者系の前払式電子マネーに
- ・ 現金でチャージし、
- ・ 電車の利用など交通費に限定して使用

するという場合は、1回の支出金額が少額であること、利用目的が限定され支出の目的が明確であることから、現金をチャージした時点、Q 1 で言えば①の時点のみの記載でも差し支えないとされています（下記載例参照）。

いずれにしても、

- ・ 基本的に現金の流れを記載しつつ、
- ・ 政治資金の収支の状況を明らかにする

という2つの目的が達成可能であるのであれば、他の記載方法も取り得るものと考えられます。

「Suica」などの利用における簡便な記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6) その他の経費	Suicaチャージ	10,000	〇. 1. 10	東日本旅客鉄道株式会社	
	合計	10,000			
支出の総額		10,000			

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合  
下線部分…自ら記入、網掛け部分…自動計算

総務省政治資金課作成「国会議員関係政治団体の収支報告の手引」より

## クレジットカードを利用した場合

Q 1 クレジットカードの利用により物品を購入した場合、会計帳簿や収支報告書にはどのように記載すればよいですか。

A 1 収入及び支出に関する事実関係に即して収支報告していただく観点から、以下のような記載方法をお示ししています。

- ① まず、物品を購入した時点で、
  - ・ 当該支出相当分を支出に計上するとともに、
  - ・ 同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上して下さい。
- ② その後、カード会社に支払った時点で、その分を支出に計上して下さい。

なお、このような記載の理由を明らかにするために、当該支出の内訳の記載にあたっては、備考欄に「クレジットカードによる購入」である旨を記載することが望ましいと考えられます。

Q 2 なぜ、Q 1 のような複雑な記載になるのですか。もっと簡易な記載はできないのですか。

A 2 政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が、

- ・ 基本的に現金の流れを記載しつつ、
- ・ 政治資金の収支の状況を明らかにする

という2つ目的を有しているためです。

具体的に言えば、Q 1 ②の時点で、現金が支出されていますが、一方で、このQ 1 ②の時点のみでは、支出の相手方がカード会社であるため、最終的に政治資金が何に使われたのか分からず、収支の公開の観点が弱まるおそれがあります。

そのため、Q 1 ①の時点でも支出として記載することとなりますが、この場合、

現金による支出ではないことから、経理上の処理として、同額の収入を計上し、金額としては相殺するという取扱いが必要となります。

なお、総務省の提供する会計帳簿作成ソフトの「収入・支出同額計上」機能（以下参照）を用いて、簡易に会計帳簿を作成することが可能です。このソフトで会計帳簿を作成した場合、収支報告書も自動で作成されます。

また、一定の要件を満たした場合には、簡易な記載方法でも差し支えないと考えられますので、詳しくは、次のQ3・Q4をご覧ください。

### クレジットカードによる支払いにおける記載例（会計帳簿：一部記載省略）

#### 支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	打ち合わせ食事代	50,000	〇. 1. 20	〇〇(飲食店)	クレジットカードによる購入
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	打ち合わせ用会議室借上費	30,000	〇. 1. 25	〇〇ホテル	
	合計	80,000			
2 政治活動費					
(6) その他の経費	クレジットカード代金支払い	80,000	〇. 3. 10	〇〇カード	
	合計	80,000			
支出の総額		160,000			

会計帳簿作成ソフトの「収入・支出同額計上ボタン」をクリック  
自動的に太字部分を挿入

#### 収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
6 その他の収入	金銭以外のものによる支出相当分	50,000	〇. 1. 20	←
	金銭以外のものによる支出相当分	30,000	〇. 1. 25	
	合計	80,000		
収入の総額		80,000		

差し引き 80,000の支出

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合  
下線部分…自ら記入、太字部分…ワンクリックで挿入、網掛け部分…自動計算

Q3 ETCカードを利用した場合に、簡易な記載はできないですか。

A3 収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会の見解として、「ETCカード」の利用の場合は、利用目的が限定されていることから、カード会社に支出した時点の記載でも差し支えないとされています（下記載例参照）。

### ETCカードによる支払いにおける記載例（会計帳簿：一部記載省略）

#### 支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費					
(6) その他の経費	ETCカード代金支払い	80,000	〇. 3. 10	〇〇カード	
	合計	80,000			

Q4 ETCカード以外のクレジットカードを利用した場合に、簡易な記載はできない  
 ですか。

A4 収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化  
 委員会の意見を踏まえ、「一括払い」の場合には、

- ・ 現金と同等に広く利用されていること
- ・ クレジットカードの利用から支払いまでの期間が短期間であること

から、クレジットカードにより、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的  
 ごとに支出額を計上するだけで差し支えないと考えられます。

なお、クレジットカードを利用した際に発行される書面（支出の目的、金額及び  
 年月日が記載されたもの）を領収書等として取り扱うこととしても差し支えないも  
 のと考えられます。

総務省政治資金課作成「国会議員関係政治団体の収支報告の手引」より

○平成21年度第1回政治資金適正化委員会資料「収支報告書等の記載方法について（クレジ  
 ットカードを利用した場合）」（抜粋）

当委員会では、(中略)以下のとおり簡易な記載方法を認めることが適当であると考えて、  
 所管庁においては、その取扱いを検討されたい。

- ・ クレジットカードにより、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出額を  
 計上する。
- ・ 実際の現金の流れを補足するため、「備考」欄にクレジットカード支払である旨、口座振替時  
 点等の情報を記載するのが望ましい。
- ・ なお、口座振替の利用は「領収書等を徴し難い事情」に該当するものであるが、この場合、  
 「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に記載する扱いとはせず、クレジットカードを  
 利用した際に発行される書面を領収書等として取り扱うこととしても差し支えないものと思  
 える。

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受 けた者の 氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	打ち合わせ食事代	50,000	H21. 1. 20	〇〇店	クレジットカードによる支 払H21. 3. 10 〇〇カード
(3) 機関紙誌の 発行その他の 事業費	打ち合わせ用会議室借上費	30,000	H21. 1. 25	〇〇ホテ ル	クレジットカードによる支 払H21. 3. 10 〇〇カード
	合計	80,000			

26. 収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること。

#### 収支報告書の「支出に係る分」とは

収支報告書の支出に係る分とは、以下に掲げるものをいう。

- ・ 様式（その2） 収支の状況の「1 収支の総括表」の「支出総額」欄
- ・ 様式（その13） (1) 支出の総括表
- ・ 様式（その14） (2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳
- ・ 様式（その15） (3) 政治活動費の内訳
- ・ 様式（その16） (4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

#### 政治団体の区分に異動があった場合の収支報告書の突合に関する留意事項

年の途中で、国会議員関係政治団体又は国会議員関係政治団体には該当しない資金管理団体から国会議員関係政治団体若しくは資金管理団体のいずれにも該当しない政治団体（以下「その他の政治団体」という。）に政治団体の区分が異動した場合（その他の政治団体から国会議員関係政治団体又は国会議員関係政治団体には該当しない資金管理団体に区分が異動した場合も同様）は、様式（その13）と様式（その14）の金額が一致しないことがある。これは、様式（その14）は、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間又は資金管理団体として指定されていなかった期間に行った支出については記載を要しないためである。

「Ⅲ. 5. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項」を参照すること。

#### 4. 法第19条の13第2項第4号に掲げる事項

四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

##### (1) 一般的事項

27. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体の全ての支出について、領収書等を徴さなければならないが、領収書等を徴し難い事情があるときは、例外的に領収書等を徴することを要しない（法第11条第1項・第19条の9）。

28. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書等を徴し難かつた支出の明細書（振込明細書があるときにあっては、当該支出の目的を記載した書面。以下「領収書等を徴し難かつた支

出の明細書等」という。)を作成しなければならないこととされている(法第19条の11)。

#### 領収書等を徴し難い事情がある場合の提出書面

国会議員関係政治団体の会計責任者は、領収書等を徴し難い事情があったもののうち、収支報告書に支出の明細を記載した支出については、当該支出に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書(振込明細書に係る支出目的書を作成した場合は、振込明細書に係る支出目的書及び当該振込明細書の写し。ただし、振込明細書に支出の目的が記載されている場合(会計責任者による追記も差し支えない。)は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要。)を収支報告書に併せて提出する必要がある。

29. 領収書等を徴し難かった支出の明細書等と会計帳簿とを突合し、記載不備がないかどうかを確認すること。なお、一度発行された領収書等の亡失は、領収書等を徴し難い事情には含まれないことに留意すること。
30. 領収書等を徴し難かった支出の明細書等に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。

#### (2) 領収書等を徴し難い事情の具体例

31. 「領収書等を徴し難い事情」とは、事実上又は社会通念上、客観的に領収書等を徴することが困難な場合をいい、具体的には以下のような場合が考えられること。
  - ・ 香典・祝儀  
領収書等を徴しないことが社会通念上、一般的なものとして認識されているため。
  - ・ 金銭以外の支出  
物品の無償提供等の金銭を伴わない支出については、領収書等を発行してもらうことが事実上困難であるため。
  - ・ バス・電車等の交通機関の利用や、自動販売機での購入  
自動券売機等による領収書等が発行されない形での利用又は購入が想定されるため。  
なお、定期券の購入等、領収書等が発行される形での利用又は購入については、領収書等を徴し難い事情には該当しない。
  - ・ 振込みの方法による支出  
振込みの方法による支出については、支出の相手方が領収書等を発行しない場合が想定されるため。  
なお、金融機関が作成した振込明細書(振込金受領証を含む。)がある場合は、振込明細書に係る支出目的書を作成することで、領収書等の写しに代えることができる。

ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による追記も差し支えない。）は、当該振込明細書の写しの提出のみで足り、振込明細書に係る支出目的書を別様にて作成・提出することは不要である。

- ・ 口座振替の利用

公共料金等の口座引落しの場合、支出の相手方によっては、領収書等が発行されない場合が想定されるため。

なお、翌月分の請求書に前月分の口座引落しの案内が添付されているものについては、口座引落しの案内は前月分の領収書等に該当する。

32. 登録政治資金監査人は、上記以外の場合でも会計責任者等に対するヒアリングにおいて、領収書等を徴し難い事情と合理的に判断できる場合には、認めることとして差し支えないものであること。なお、ヒアリングにおいても判断がつかない場合は、政治資金適正化委員会に照会するものとする。

## 5. 法第19条の13第2項第5号に掲げる事項

五 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていること。

### （1）一般的事項

33. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体の収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、収支報告書に記載すべき年の12月31日（解散等した場合にはその日）における残高確認書に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認しなければならないこととされている（法第19条の11の2第1項）。また、この確認により、翌年への繰越しの金額が残高の額と一致しないことが判明したときは、差額説明書を作成しなければならないこととされている（法第19条の11の2第2項）。
34. 政治資金監査においては、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が残高確認書に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認すること。その際、残高確認書に記載された内容が、残高確認書の添付書類（金融機関が作成する残高を証する書面等）により示された内容と一致しているかどうかについても併せて確認すること。

## 残高確認書の添付書類

(4) 残高確認書には、次のいずれかを添付して下さい。

- ・ 預金又は貯金の残高を証する書面であって当該預金又は貯金の口座に係る金融機関が作成するもの（残高証明書）
- ・ その他の当該国会議員関係政治団体の預金又は貯金の状況を示す書類

【よくあるご質問】「残高証明書」と「預金又は貯金の状況を示す書類」

Q1 「預金又は貯金の状況を示す書類」とは、どのようなものですか。

A1 以下の書類が考えられます。

- ・ 翌年1月1日以降（※1）に記帳した預貯金通帳の写し（※2）
- ・ 翌年1月1日以降（※1）に照会した入出金明細（12月31日が照会対象期間に含まれるものに限ります。）（及び現在残高の結果を示す書類）

※1 12月31日以前に記帳した預貯金通帳の写しや照会した入出金明細及び現在残高の結果については、その記帳・照会后から12月31日までの間に預貯金残高が変動している可能性があるため、12月31日における「国会議員関係政治団体の預金又は貯金の状況を示す書類」としては適当ではありません。

※2 翌年1月1日以降に記帳したものであっても、同日以降の入出金記録がない場合には、預金通帳の写しに、

- ・ 同日以降に記帳した旨
- ・ 会計責任者の記名押印又は署名

を付記してください。

総務省政治資金課作成「国会議員関係政治団体の収支報告の手引」より

35. 翌年への繰越しの金額と残高の額が一致しない場合には、差額説明書において、差額の全額分について差額の理由が記載されているかどうかを確認すること。

36. 収支報告書（翌年への繰越額に係る部分に限る。）に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること。

## 収支報告書の「翌年への繰越額に係る部分」の検算方法について

収支報告書の翌年への繰越額に係る部分について、様式（その2）の「翌年への繰越額」欄の金額が、「収入総額」欄の金額から「支出総額」欄の金額を引いた金額になっているかどうかを検算して確認することとなる。

37. 収支報告書に翌年への繰越しの金額が0円と記載されている場合であっても、当該金額が残高確認書に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認する必要があること。

## (2) 差額の理由の具体例

38. 差額説明書に記載される差額の理由の具体例としては、主に以下のような場合が考えられること。

- ・ クレジットカードを利用した場合

クレジットカードにより物品やサービス等を購入する場合、購入時点で支出の目的ごとに支出額を計上する簡易な記載方法が認められているところであるが、この場合には、購入時点とクレジットカード利用の口座振替時点にずれが生じることから、購入時点が年内、口座振替時点が翌年となると、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額と預金又は貯金の口座の残高の額との差額が生じることとなる。

- ・ 手持ち資金を現金で保有している場合

国会議員関係政治団体が必要な範囲内において預金又は貯金の口座から現金を引き出して保有することは禁じられておらず、この場合には、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額と預金又は貯金の口座の残高の額との差額が生じることとなる。

39. 差額の理由がクレジットカードの利用であった場合には、当該理由のとおり会計帳簿や収支報告書にクレジットカードの利用による支出である旨が記載されているかどうかを確認すること。

## VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング

### 1. 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的

1. 会計責任者等に対するヒアリングは、職業的専門家である登録政治資金監査人が会計責任者本人に対しヒアリングを行うことにより、書面監査では国会議員関係政治団体の支出の状況又は翌年への繰越しの状況が確認できなかったものについて、支出の実体又は翌年への繰越しの実体を確認するとともに、書面監査で確認した支出の状況又は翌年への繰越しの状況について、一定の支出に係る適法性等も含め、その詳細を確認し、さらなる収支報告の適正の確保を図るものである。
2. あわせて、国会議員関係政治団体の会計処理方法や会計帳簿の支出項目の区分の分類等を確認することにより、国会議員関係政治団体の会計処理の適正化も期待できるものである。

### 2. ヒアリング事項

3. 会計責任者等に対するヒアリングにおいては、以下に掲げる事項について、ヒアリングを行うものとする。
  - (1) 会計処理方法
  - (2) 支出項目の区分の分類
  - (3) 書面監査では支出の状況が確認できなかったもの
  - (4) 書面監査では翌年への繰越しの状況が確認できなかったもの
  - (5) 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの
  - (6) 書面監査に加えて、翌年への繰越しの状況の詳細を確認する必要があるもの
4. 会計責任者等に対するヒアリングは、原則として、会計責任者本人に対し行わなければならないこと。
5. なお、会計責任者の職務を補佐する者が、会計責任者等に対するヒアリングに同席し、登録政治資金監査人からの質問に回答することは差し支えないものであること。
6. 会計責任者等に対するヒアリングについては、必ず登録政治資金監査人が行わなければならないが、使用人等のみで行ってはならないこと。

## 会計責任者等に対するヒアリングの対象者

会計責任者等に対するヒアリングは、書面監査では国会議員関係政治団体の支出の状況又は翌年への繰越しの状況が確認できなかったもの等について、支出の実体又は翌年への繰越しの実体を国会議員関係政治団体側に確認するものである。

したがって、これらの支出の状況及び翌年への繰越しの状況について最終的な責任を有する会計責任者本人に対してヒアリングを行うことを原則とし、会計責任者の職務を補佐する者が登録政治資金監査人からの質問に回答する際にも、会計責任者本人の立会いが求められるものである。

なお、会計責任者が病気であるなど、会計責任者本人へのヒアリングが現実的に困難な事情がある場合等は、会計責任者の職務代行者に対してヒアリングを行うこともやむを得ないものである。

### (1) 会計処理方法

7. ヒアリングでは、まず、国会議員関係政治団体の会計処理方法についてヒアリングを行い、当該国会議員関係政治団体の会計処理の現状について把握すること。
8. 国会議員関係政治団体の会計処理方法については、以下に掲げる事項をヒアリングで確認すること。
  - ・ 国会議員関係政治団体の支出手続（支出伺い・決裁・支払方法等）について聴取し、会計責任者が会計処理を管理しているかどうか。
  - ・ 会計帳簿への記帳については、支出の都度行っているのか、ある程度の期間ごとに行っているのか。
  - ・ 会計処理に関してどのような書類を作成しているのか。
  - ・ 会計帳簿や領収書等について、どのように保管しているのか。
  - ・ 会計責任者の交代があった場合、どのように事務の引継ぎを行っているのか。

## 会計責任者の事務の引継ぎ

会計責任者の事務の引継ぎとは、政治団体の会計責任者の責務の重要性にかんがみ、前任者から後任者への事務の引継ぎが確実に行われるように、前任の会計責任者に対し引継義務を課し、政治団体の会計経理の恒常性と責任の一貫性を保持し、もって会計経理の公明と公正を図ろうとするものである。

#### 【参照条文】

◎政治資金規正法（昭和23年法律第194号）（抄）

（会計責任者の事務の引継ぎ）

第15条 政治団体の会計責任者の更迭があつた場合においては、前任者は、退職の日から

15日以内に、その担任する事務を後任者に引き継がなければならない。

2 （略）

3 前2項の規定により引継ぎをする場合においては、引継ぎをする者において引継書を作成し、引継ぎの旨及び引継ぎの年月日を記載し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者においてともに署名捺印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継ぎをしなければならない。

9. 国会議員関係政治団体の会計処理方法についてのヒアリングの結果、会計処理を改善できるものがあつた場合には、必要に応じて、会計責任者等に対し助言等を行うこと。

#### （2）支出項目の区分の分類

10. 会計帳簿の支出項目の区分の分類については、省令で定める分類基準に照らし、支出項目の区分の分類に誤りがないことの確認を会計責任者等に求めること。

#### 支出項目の区分の分類の確認

政治資金監査において確認を求めることとしている支出項目の区分の分類とは、国会議員関係政治団体に係る支出が政治資金規正法施行規則で定める分類基準に照らし、適切に分類されているかどうかであり、支出がそもそも国会議員関係政治団体に係る支出であるかどうかや、政治資金の用途として妥当かどうかの確認を求めるものではない。

#### 支出項目の区分の分類

政治団体の支出には、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費と政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費とがあるが、前者を経常経費、後者を政治活動費とし、経常経費としては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費の4項目に、また、政治活動費としては、組織活動費、選挙関係費、機関誌紙の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費の6項目に分類することとされている。

政治資金規正法施行規則においては、各支出項目について、例示も含め、以下のとおり分類基準が示されている。

経常経費	政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費
人件費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類
光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等
備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費
事務所費	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるもの
政治活動費	政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費
組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類
選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類
機関紙誌の発行その他の事業費	（ア）機関紙誌の発行事業費 機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費 （イ）宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類 （ウ）政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類 （エ）その他の事業費 上記の（ア）、（イ）及び（ウ）以外の諸事業に要する経費
調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類
寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類
その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費

### （３）書面監査では支出の状況が確認できなかったもの

11. 書面監査では支出の状況が確認できなかったものには、以下のものが該当する。

- ・ 領収書等の徴取漏れ又は亡失により、領収書等がないもの
- ・ 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないもの
- ・ 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているもの
- ・ 「V. 4.（２）領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事情で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているもの

12. 領収書等の徴取漏れ又は亡失により支出の状況の確認ができないもの（人件費以外の経費の支出に限る。）については、領収書等亡失等一覧表のとおり当該経費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めること。

#### 領収書等亡失等一覧表の性格

領収書等亡失等一覧表は、領収書等を亡失等した事実を確認するものに過ぎず、登録政治資金監査人において亡失等した事情が正当かどうかを判断する性格のものではない。

13. 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、貸金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについては、その事情を聴取し、人件費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めること。
14. 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについては、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求めること。
15. 「V. 4.（2）領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事情で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものについては、その事情を会計責任者等に確認すること。

#### （4）書面監査では翌年への繰越しの状況が確認できなかったもの

16. 収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額、残高確認書の記載事項及び差額説明書の記載事項が整合的でない場合には、会計責任者等に確認を求めること。
17. 差額の理由がクレジットカードの利用であった場合において、当該理由のとおり会計帳簿や収支報告書にクレジットカードの利用による支出である旨が記載されていることが書面監査で確認できなかった場合には、会計責任者等に確認を求めること。

#### （5）書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの

18. 収支報告の適正を確保するため、書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるものは、以下のとおりである。なお、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものであること。

- ・ 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費（光熱水費、家賃等）
- ・ 他の政治団体に対する支出
- ・ 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党本部、みなし1号団体に該当する政党支部以外の政党支部及び政治資金団体を除く。以下同じ。）に対する寄附
- ・ 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出

#### 「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」とは

登録政治資金監査人によるヒアリングを妨げないものとされている「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」として政治資金適正化委員会において議論となったものは、以下のとおりである。

- ・ 領収書への印紙の貼付漏れ  
受け取り金額が5万円以上の領収書への貼付が義務付けられている印紙の貼付漏れを発見した場合（印紙の貼付漏れは領収書の発行者側の問題であり、政治団体側の問題ではないが、政治資金監査において指摘することも想定される。）
- ・ 人件費関係の書類の不備  
使用者に調製が義務付けられている賃金台帳の不備のほか、源泉徴収簿における税額計算の誤り等を発見した場合
- ・ 事務所の借料損料の取扱い  
会計帳簿等の事務所費に借料損料（地代、家賃）が記載されていない場合
- ・ 政治資金監査報酬の取扱い  
政治資金監査報酬が記載されていない場合

#### 【参照条文】

◎政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）（抄）

- エ 事務所費 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

19. 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費について、当該国会議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認すること。
20. 他の政治団体に対する支出の有無を聴取し、該当する支出がある場合には当該支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることの確認を会計責任者等に求めること。

21. 国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附の有無を聴取し、該当する寄附がある場合には、法第19条の16の3第2項に基づき、当該政治団体に対し、文書で国会議員関係政治団体からの寄附である旨等の通知を行っているかどうかの確認を会計責任者等に求めること。
22. 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出については、これらの支出に公職選挙法（昭和25年法律第100号）に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めること。

### 「公職選挙法に抵触する支出」とは

公職の候補者は、当該選挙区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、名義を問わず、原則として寄附をしてはならない（公職選挙法第199条の2第1項）。

また、公職の候補者以外の者であっても、公職の候補者を寄附の名義人として当該選挙区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、原則として寄附をしてはならない（公職選挙法第199条の2第2項）。

一般に国会議員関係政治団体は、当該国会議員関係政治団体が推薦等する公職の候補者の選挙区又は選挙の行われる区域内にある者に対し、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされる寄附をすることは禁止されている（公職選挙法第199条の5第1項）。

#### 【参照条文】

◎公職選挙法（昭和25年法律第100号）（抄）

（公職の候補者等の寄附の禁止）

第199条の2 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。以下この条において同じ。）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会（参加者に対して饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）が行われるようなもの、当該選挙区外において行われるもの及び第199条の5第4項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間内に行われるものを除く。以下この条において同じ。）に関し必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。以下この条において同じ。）としてする場合は、この限りでない。

2 公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附については、当該公職の候補者等以外の者は、いかなる名義をもつてするを問わず、これをしてはならない。ただし、当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上

の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてする場合は、この限りでない。

3・4 (略)

(後援団体に関する寄附等の禁止)

第199条の5 政党その他の団体又はその支部で、特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの(以下「後援団体」という。)は、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)に対し寄附をする場合及び当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附(花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び第4項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内にされるものを除く。)をする場合は、この限りでない。

2～4 (略)

## (6) 書面監査に加えて、翌年への繰越しの状況の詳細を確認する必要があるもの

23. 収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額と残高確認書に記載された残高の額が一致しない理由(差額の理由)については、差額説明書に記載されたとおりであることの確認を会計責任者等に求めること。
24. 差額の理由が手持ち資金の現金での保有であった場合において、当該理由のとおり12月31日(解散等した場合にはその日)時点で手持ち資金を現金で保有していたことの確認を会計責任者等に求めること。
25. 「V. 5. (2) 差額の理由の具体例」以外の理由を差額説明書に記載しているものについては、その状況の詳細を会計責任者等に確認すること。

---

## Ⅶ. 政治資金監査報告書

---

1. 登録政治資金監査人は、政治資金監査を行ったときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない（法第19条の13第3項）。
2. 政治資金監査報告書は、国会議員関係政治団体の会計責任者が都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に収支報告書を提出するときに、併せてオンラインで提出されるものであること（法第19条の14・法第19条の15）。
3. 都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出された政治資金監査報告書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、当該政治資金監査報告書に係る収支報告書が公表された日から3年を経過する日まで保存されるとともに、何人も、この期間、政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができるものであること（法第20条の2第1項・第2項）。

### 1. 政治資金監査報告書の記載事項

4. 政治資金監査報告書には、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の概要及び結果並びに業務制限に該当するか否かを簡潔明瞭に記載することとし、具体的な記載事項は、以下のとおりである。
  - ・ 表題（「政治資金監査報告書」）
  - ・ 日付
  - ・ あて先
  - ・ 登録政治資金監査人の氏名、登録番号及び研修の修了年月日
  - ・ 監査の概要
  - ・ 監査の結果
  - ・ 業務制限
5. 政治資金監査報告書の用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
6. 政治資金監査報告書の表題は、「政治資金監査報告書」とすること。

7. 政治資金監査報告書の日付は、登録政治資金監査人の責任の範囲に関わる重要事項であり、登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断したときの日付とすべきであり、通常の場合には、書面監査及び会計責任者等に対するヒアリングの終了した日となること。
8. 政治資金監査報告書のあて先は、政治資金監査を受けた国会議員関係政治団体の代表者あてとすること。  
なお、政治資金監査報告書に記載する国会議員関係政治団体の名称は、当該団体の正式名称を記載すること。
9. 登録政治資金監査人の登録番号及び研修修了年月日については、登録政治資金監査人名簿への登録番号及び政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修の修了年月日を記載すること。
10. 国会議員関係政治団体に係る収支報告書及び政治資金監査報告書については、会計責任者が都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣にオンラインで提出するものとされており、登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書に自身の電子署名を行うこと。

## 電子署名

登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書は、国会議員関係政治団体の会計責任者が、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に収支報告書を提出するときに、併せてオンラインで提出されるものである。このオンライン提出に当たって、登録政治資金監査人においても、政治資金監査報告書に係る電磁的記録を作成し、当該政治資金監査報告書を国会議員関係政治団体に電磁的方法で交付する必要がある。この場合、登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書に自身の電子署名を行うこととなる。

政治資金監査報告書に電子署名を行う手順については、(参考資料 IV.)「電子署名の付与に関する手順」を参照すること。

Q1 登録政治資金監査人は、必ず電子署名を付与した政治資金監査報告書を交付しなければなりませんか。

A1 令和9年1月1日以降に提出する収支報告書から、会計責任者は、オンラインにより収支報告書、政治資金監査報告書及び確認書を提出又は添付するものとされています。

そのため、登録政治資金監査人は、会計責任者がオンラインにより政治資金監査報告書を提出できるよう、できる限り電子署名を付与した政治資金監査報告書を交付することが望ましいです。

総務省政治資金課作成「国会議員関係政治団体の収支報告の手引」より

## 政治資金監査報告書の「登録政治資金監査人」欄について

Q 3 政治資金監査報告書の省令様式（政治資金規正法施行規則別記第 31 号様式）の（備考）において、「2 「登録政治資金監査人」欄は、登録政治資金監査人が自署すること。」と記載されていますが、電子署名を付与した場合であっても、登録政治資金監査人の氏名を自署する必要がありますか。

A 3 電子署名が付与された政治資金監査報告書をオンラインにより提出する場合、法令上、登録政治資金監査人の氏名を自署する必要はありません。

一方で、政治資金監査報告書（及び確認書）は、収支報告書と併せてインターネットを利用する方法により公表されるため、分かりやすさの観点から、登録政治資金監査人の氏名は記載するようにして下さい。

総務省政治資金課作成「国会議員関係政治団体の収支報告の手引」より

### （１）監査の概要

11. 政治資金監査報告書の監査の概要は、以下に掲げる事項を記載すること。
  - ・ 政治資金監査の根拠規定
  - ・ 政治資金監査の対象期間と対象書類
  - ・ 実施した基準
  - ・ 責任の所在と範囲
  - ・ 政治資金監査の実施場所
12. 政治資金監査の根拠規定については、当該政治資金監査が「法第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づく」ものである旨を記載すること。
13. 政治資金監査の対象期間については、政治資金監査の対象とした年を記載し、あわせて当該年の収支報告書による報告の対象となった全ての期間について政治資金監査を実施した旨を記載すること。

また、対象書類については、書類の有無も含めて政治資金監査の対象としたことを明確にするため、保存を確認した書類だけではなく、「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、残高確認書及び差額説明書」と記載例どおり全て列記すること。
14. 実施した基準については、「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）」に基づき、政治資金監査を実施した旨を記載すること。

15. 責任の所在と範囲については、国会議員関係政治団体の会計責任者と登録政治資金監査人との関係や役割分担を明確にするため、政治資金規正法によりそれぞれが負う責任の範囲を記載すること。

## (2) 監査の結果

16. 監査の結果については、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の結果を、記載例に従って記載すること。

- ・ 政治資金監査の対象となった事項について全て確認できた場合、記載例（１）の例によること。ただし、収支報告書に支出が計上されていない場合、記載例（４）の例によることが望ましいものであること。
- ・ 会計帳簿に記載不備がある場合、支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等、記載不備がある記載事項の種類を明らかにした上、記載例（２）の例によること。
- ・ 政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合、以下に掲げる区分に従い、その内容を明らかにした上、記載例（３）の例によること。

① 領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されず、書面監査において支出の状況が確認できなかったもの（人件費以外の経費の支出に限る。）については、会計責任者から提出された領収書等亡失等一覧表を添付の上、記載例（３）の（別記）（１）の例によること。

② 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについては、件数及び総額を明らかにした上、記載例（３）の（別記）（２）の例によること。

③ 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているもので、会計責任者等に対するヒアリングを行った結果、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたとは認められないと判断されるものについては、支出の日付、支出項目の区分の分類及び金額を明らかにした上で、記載例（３）の（別記）（３）の例によること。

また、上記①～③に加え、政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出として、記載例（３）の（別記）（１）～（３）以外の記載が必要と判断した事項がある場合は、政治資金適正化委員会に照会すること。

## 会計帳簿等の関係書類の記載方法について

記載例（１）～（３）のいずれかの例による場合、政治資金監査報告書中「２ 監査の結果」は、政治資金監査において確認した会計帳簿等の関係書類の保存の実態に応じ、以下に基づき記載すること。

- ・ 「２ 監査の結果（１）」については、政治資金監査において保存されていることを確認した書類のみを記載すること。  
なお、当該国会議員関係政治団体の支出及び翌年への繰越しの状況により、政治資金規正法上、保存又は作成する必要がなかった書類がある場合は、当該書類は存在しなかった旨を記載しても差し支えないこと。
- ・ 「２ 監査の結果（３）」については、政治資金監査において、収支報告書に支出の状況が表示されていることを確認した際に基礎となった書類のみを記載すること。
- ・ 「２ 監査の結果（４）」については、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみを記載すること。また、政治資金規正法上、いずれの書類も作成する必要がなかった場合は、当該書類は存在しなかった旨を記載すること。
- ・ 「２ 監査の結果（５）」については、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が残高確認書に記載された残高の額と一致している場合は、政治資金規正法上、差額説明書を作成する必要がないことから、政治資金監査において、収支報告書に翌年への繰越しの状況が表示されていることを確認した際に基礎となった書類（残高確認書）のみを記載すること。

（例）領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）及び差額説明書が存在しなかった場合

### ２ 監査の結果

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等及び残高確認書が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。また、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が残高確認書に記載された残高の額と一致しており、差額説明書は存在しなかった。

（２）略

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった

支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

(5) 法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、残高確認書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。

### (3) 業務制限

17. 政治資金監査報告書の業務制限は、登録政治資金監査人が法第19条の13第5項に規定する一定の関係を国会議員関係政治団体と有していないことを記載するものであること。また、政治資金監査の業務を補助した使用人等についても、同様の関係を有しない場合には、その旨を記載することが望ましいものであること。

#### 政治資金監査報告書の「業務制限」における使用人等の取扱い

政治資金規正法は、登録政治資金監査人本人について業務制限を設けているのみであって、政治資金監査業務を補助する使用人等については、何ら制限を設けていないところである。

しかしながら、政治資金監査においては、「I. 3. 政治資金監査の基本的性格」にあるように、外部性の確保が重要であり、使用人等についても登録政治資金監査人が業務を制限される場合と同様の関係を有しない場合は、その旨も明らかにすることにより、政治資金監査の外部性がより明確に示されるものであるため、これを政治資金監査報告書に記載することが望ましいとしたものである。

### (4) その他

18. 登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書の作成において、記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合は、政治資金適正化委員会に照会すること。
19. 政治資金監査報告書の作成に当たっては、政治資金適正化委員会のホームページに掲載されている政治資金監査報告書の様式をダウンロードし、これを活用することが望ましいものであること。

#### 政治資金監査報告書の様式

政治資金適正化委員会のホームページにおいて、政治資金監査報告書の様式が以下の8つの類型で掲載されており、同様の類型別に「政治資金監査報告書チェックリスト・政治資金監査報告書記載例対照表」も掲載されている。

○政治資金規正法第12条第1項に基づく収支報告書（定期分）

- (1) 政治資金監査の対象となった事項について全て確認できた場合
- (2) 会計帳簿に記載不備がある場合
- (3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合
- (4) 収支報告書に支出が計上されていない場合

○政治資金規正法第17条第1項に基づく収支報告書（解散分）

- (1) 政治資金監査の対象となった事項について全て確認できた場合
- (2) 会計帳簿に記載不備がある場合
- (3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合
- (4) 収支報告書に支出が計上されていない場合

## 2. 政治資金監査報告書記載例

### (1) 政治資金監査の対象となった事項について全て確認できた場合

#### 政治資金監査報告書

令和×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇

登録番号 第××××号

研修修了年月日 ×年×月×日

#### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）の全ての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、残高確認書及び差額説明書について、支出及び翌年への繰越しに関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

#### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収

書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書が保存されていた。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。
- (5) 法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。

### 3 業務制限

〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である(※3)。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。

(注) 政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。

- ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ③ 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合

(例) 上記①により、主たる事務所以外で実施した場合

1 監査の概要

(1)～(3) 略

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると〇〇〇〇(登録政治資金監査人名)が判断したため、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の従たる事務所(〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地)において行った。

(※3) 使用人その他の従業者がいない場合は、「また、」以下は記載しないこと。

(※4) その他の留意事項

- ・ 「1 監査の概要」(1)及び(3)には、記載例どおり全ての書類を列記すること。
- ・ 「2 監査の結果」(1)、(3)及び(5)には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

## (2) 会計帳簿に記載不備がある場合

### 政治資金監査報告書

令和×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇

登録番号 第××××号

研修修了年月日 ×年×月×日

#### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）の全ての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、残高確認書及び差額説明書について、支出及び翌年への繰越しに関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

#### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書が保存されていた。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、〇〇(※3)の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。
- (5) 法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。

### 3 業務制限

〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である(※4)。

以 上

- (※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。
- (※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。
- (※3) 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。
- (※4) 使用人その他の従業者がない場合は、「また、」以下は記載しないこと。

(※5) その他の留意事項

- ・ 「1 監査の概要」(1) 及び (3) には、記載例どおり全ての書類を列記すること。
- ・ 「2 監査の結果」(1)、(3) 及び (5) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合

政治資金監査報告書

令和×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇

登録番号 第××××号

研修修了年月日 ×年×月×日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）の全ての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、残高確認書及び差額説明書について、支出及び翌年への繰越しに関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、（別記）を除き、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書が保存されていた。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。
- (5) 法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。

(別記)(※3)

(1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」

(2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××円)

(3) ○○○○(国会議員関係政治団体名)に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの

(××月××日・××費・××××円)

- ・ 領収書等のあて名に記載されていた名称

○○○○○○

### 3 業務制限

○○○○(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、○○○○(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である(※4)。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、

政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例（１）（※２）の（注）を参照のこと。

（※３）（２）及び（３）については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。

（※４） 使用人その他の従業者がいない場合は、「また、」以下は記載しないこと。

（※５） その他の留意事項

- ・ 「１ 監査の概要」（１）及び（３）には、記載例どおり全ての書類を列記すること。
- ・ 「２ 監査の結果」（１）、（３）及び（５）には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金額	年月日	備考
項目	摘要			
何々				
	1 何々	5,000	○. 1. 1	
	2 何々	50,000	〃. 3. 1	A山一郎・東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

※ 本表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものである。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）を記載すること。
- 3 収支報告書に支出の明細を記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行った支出にあつては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出）にあつては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。
- 4 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴取漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。

#### (4) 収支報告書に支出が計上されていない場合

収支報告書に支出が計上されていない場合であっても、支出が計上されていないことを明確にしておくため、当該団体の支出に係る書類として、会計帳簿を備え、収支報告書を提出することとされており、その場合の政治資金監査報告書は、以下の例によることが望ましいものであること。

### 政治資金監査報告書

令和×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇

登録番号 第××××号

研修修了年月日 ×年×月×日

#### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）の全ての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、残高確認書及び差額説明書について、支出及び翌年への繰越しに関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、残高確認書及び差額説明書が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

(5) 法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。

## 3 業務制限

〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である(※3)。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。

(※3) 使用人その他の従業者がいない場合は、「また、」以下は記載しないこと。

(※4) その他の留意事項

- ・ 「1 監査の概要」(1) 及び (3) には、記載例どおり全ての書類を列記すること。
- ・ 「2 監査の結果」(1) 及び (5) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

## VIII. その他の留意事項

### 1. 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用

1. 収支報告の適正の確保と透明性の向上を図るといふ政治資金監査制度への信頼を損なわないようにするため、チェックリストの活用により、適確に政治資金監査を行い政治資金監査報告書を作成すること。

#### (1) 政治資金監査チェックリスト

2. 政治資金監査を行うに当たっては、必要に応じて、政治資金監査チェックリストを活用し、監査事項の確認を行うこと。

#### (2) 政治資金監査報告書チェックリスト

3. 政治資金監査報告書を作成するに当たっては、必要に応じて、政治資金監査報告書チェックリストを活用すること。

#### 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリスト

(参考資料 I.)「政治資金監査チェックリスト」及び(参考資料 II.)「政治資金監査報告書チェックリスト」を参照すること。なお、関係士業団体においてもチェックシートが示されているところであること。

### 2. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応

4. 領収書等の再発行等又は収支報告書の訂正により、会計責任者等が政治資金監査時に登録政治資金監査人に対して示した書類又は説明した内容に変更が生じた場合には登録政治資金監査人に連絡するよう、予め会計責任者等に伝えておくこと。

#### 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応

収支報告書の提出後に生じた事情とは、以下のとおりである。

- ・ 会計責任者が政治資金監査報告書とともに収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後、領収書等亡失等一覧表に記載されていた支出に係る領収書等が再発行された場合等、収支報告書自体には変更がないものの、支出の内容を証する書面に変更が

生じる場合

- ・ 会計責任者が政治資金監査報告書とともに収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後、収支報告書の支出の内容に係る訂正がある場合

また、収支報告書の提出後に生じた事情により、事情変更後の支出全体の状況又は収支報告書の訂正内容について、会計責任者等から登録政治資金監査人が確認を求められた場合は、通常の政治資金監査と同様の方法により確認を行い、その結果については「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」又は「訂正に係る政治資金監査報告書」を作成し、国会議員関係政治団体に報告することが適当である。

### 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応に関する見解等

(参考資料 Ⅲ.) 「収支報告書の提出後に生じた事情とその対応」を参照すること。



## 參考資料



# I . 政治資金監査チェックリスト



## 政治資金監査チェックリスト

番号	項 目	Yes	No	該当 なし
<b>法第19条の13第2項第1号に掲げる事項</b>				
1	<b>【会計帳簿の保存】</b> 会計帳簿の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/
2	<b>【明細書の保存】</b> 明細書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	<b>【領収書等の保存】</b> 領収書等の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	<b>【領収書等を徴し難かった支出の明細書の保存】</b> 領収書等を徴し難かった支出の明細書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	<b>【振込明細書の保存】</b> 振込明細書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	<b>【振込明細書に係る支出目的書の保存】</b> 支出の目的が記載されていない振込明細書がある場合には、振込明細書に係る支出目的書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	<b>【残高確認書の保存】</b> 残高確認書（添付書類を含む。）の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/
8	<b>【差額説明書の保存】</b> 収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が残高確認書に記載された残高の額と一致しない場合には、差額説明書の現物が保存されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>法第19条の13第2項第2号に掲げる事項</b>				
9	<b>【領収書等の記載事項】</b> 領収書等には、必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）が記載されていることを確認したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	<b>【高額領収書等のあて名】</b> 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものはあるか。	<input type="checkbox"/> ↓ 41	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	Yes	No	該当 なし
11	<b>【会計帳簿の記載事項】</b> 会計帳簿には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	<b>【明細書の記載事項】</b> 明細書には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	<b>【会計帳簿と明細書との突合】</b> 明細書のある支出について、会計帳簿の「支出の目的」、「金額」、「年月日」、「支出を受けた者の氏名」及び「備考」の各欄は、明細書の記載と整合的であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	<b>【会計帳簿と領収書等との突合】</b> 必要記載事項の記載された領収書等に係る支出について、会計帳簿の「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の各欄は、領収書等の記載と整合的であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	<b>【会計帳簿と領収書等に係る請求書等との突合】</b> 必要記載事項の記載不備がある領収書等に係る支出について、発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項は整合的であるか。 また、当該領収書等に係る請求書等が領収書等と一体として保存され、会計責任者等から示された場合には、当該領収書等の記載事項と当該領収書等に係る請求書等の記載事項を併せると、当該支出に係る会計帳簿の記載事項と整合的であるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ↓ 17	<input type="checkbox"/>
16	<b>【人件費】</b> 領収書等（当該領収書等に係る請求書等と併せて確認する場合を含む。）又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、貸金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものはあるか。	<input type="checkbox"/> ↓ 40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	Yes	No	該当 なし
17	<p><b>【領収書等亡失等一覧表の記載事項】</b>            人件費以外の経費の支出のうち以下に掲げるものについて、領収書等亡失等一覧表が作成されており、当該一覧表には、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所（収支報告書に支出の明細を記載すべき支出に限る。）並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書等の徴取漏れ又は亡失により、領収書等がなく、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出</li> <li>・必要記載事項に記載不備のある領収書等に係る支出で、15による確認の結果、会計帳簿の記載事項と整合的でないと判断されるもの</li> </ul>	<input type="checkbox"/> ↓ 39	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	<p><b>【領収書等亡失等一覧表と会計帳簿との突合】</b>            領収書等亡失等一覧表の「支出の目的」、「金額」、「年月日」及び「備考」の各欄は、会計帳簿の記載と一致するか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	<p><b>【会計帳簿を備えていること】</b>            会計帳簿は、当該国会議員関係政治団体の会計責任者の管理の下におかれているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	/
20	<p><b>【事務所】</b>            政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められるか。</p>	<input type="checkbox"/> ↓ 43	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21	<p><b>【他の政治団体に対する支出】</b>            他の政治団体に対する寄附その他の支出はあるか。</p>	<input type="checkbox"/> ↓ 44 ・45	<input type="checkbox"/>	/
22	<p><b>【寄附等】</b>            花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出はあるか。</p>	<input type="checkbox"/> ↓ 46	<input type="checkbox"/>	/

番号	項 目	Yes	No	該当 なし
<b>法第19条の13第2項第3号に掲げる事項</b>				
23	<b>【収支報告書の記載事項】</b> 収支報告書には、人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）について、必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24	<b>【収支報告書と会計帳簿との突合】</b> 領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。）との突合による確認を行った会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。））が漏れなく転記されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25	<b>【収支報告書の検算】</b> 収支報告書（支出に係る分に限る。）に計算誤りはないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>法第19条の13第2項第4号に掲げる事項</b>				
26	<b>【領収書等を徴し難かった支出の明細書の記載事項】</b> 領収書等を徴し難かった支出の明細書には、必要記載事項（領収書等を徴し難い事情並びに当該支出の目的、金額及び年月日）が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27	<b>【領収書等を徴し難かった支出の明細書と会計帳簿との突合】</b> 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等のないものについて、領収書等を徴し難かった支出の明細書の「支出の目的」、「金額」及び「年月日」の各欄は、会計帳簿の記載と一致するか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28	<b>【振込明細書の確認】</b> 振込明細書は、金融機関が作成した振込みの明細書であって当該支出の金額及び年月日を記載したものであるか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29	<b>【振込明細書に係る支出目的書の記載事項】</b> 支出の目的が記載されていない振込明細書がある場合には、当該振込明細書に対応する振込明細書に係る支出目的書には、支出の目的が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	Yes	No	該当 なし
30	<p><b>【振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書と会計帳簿との突合】</b>            会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等がなく、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されないものについて、振込明細書の金額及び年月日並びに振込明細書に係る支出目的書の「支出の目的」欄又は支出の目的が記載された振込明細書の支出の目的は、会計帳簿の記載と一致するか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
31	<p><b>【領収書等を徴し難い事情】</b>            「V. 4. (2) 領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものはあるか。</p>	<input type="checkbox"/> ↓ 42	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>法第19条の13第2項第5号に掲げる事項</b>				
32	<p><b>【収支報告書と残高確認書との突合】</b>            収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が残高確認書に記載された残高の額と一致するか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ↓ 34	
33	<p><b>【残高確認書と残高確認書の添付書類との突合】</b>            残高確認書に記載された内容が残高確認書の添付書類（金融機関が作成する残高を証する書面等）により示された内容と一致するか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
34	<p><b>【差額説明書の確認】</b>            翌年への繰越しの金額が残高の額と一致しない場合には、差額説明書において、差額の全額分について差額の理由が記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/> ↓ 48	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35	<p><b>【差額の理由（クレジットカードの利用）】</b>            差額の理由がクレジットカードの利用であった場合には、当該理由のとおり会計帳簿や収支報告書にクレジットカードの利用による支出である旨が記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ↓ 49	<input type="checkbox"/>
36	<p><b>【収支報告書の検算】</b>            収支報告書（翌年への繰越額に係る部分に限る。）に計算誤りはないか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

番号	項 目	Yes	No	該当 なし
<b>会計責任者等に対するヒアリング</b>				
37	<b>【会計処理方法】</b> 会計処理方法について、会計責任者等に確認したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
38	<b>【支出項目の区分の分類】</b> 会計帳簿の支出項目の区分の分類について、省令で定める分類基準に照らし、支出項目の区分の分類に誤りがないことの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
39	<b>【領収書等の徴取漏れ又は亡失】</b> 領収書等の徴取漏れ又は亡失により支出の状況の確認ができないもの（人件費以外の経費の支出に限る。）について、領収書等亡失等一覧表のとおり当該経費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
40	<b>【人件費】</b> 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、貸金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについて、その事情を聴取し、人件費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
41	<b>【高額領収書等のあて名】</b> 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについて、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
42	<b>【領収書等を徴し難い事情】</b> 「V. 4. (2) 領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徴し難かった支出の明細書に記載しているものについて、その事情を会計責任者等に確認したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
43	<b>【経常経費のあん分】</b> 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費について、当該国会議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	Yes	No	該当なし
44	<b>【他の政治団体に対する支出】</b> 他の政治団体に対する支出について、支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
45	<b>【国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附】</b> 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党本部、みなし1号団体に該当する政党支部以外の政党支部及び政治資金団体を除く。）に対する寄附について、当該政治団体に対し、文書で国会議員関係政治団体からの寄附である旨等の通知を行っているかどうかの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
46	<b>【公職選挙法に抵触する支出】</b> 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出について、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
47	<b>【収支報告書、残高確認書及び差額説明書】</b> 収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額、残高確認書の記載事項及び差額説明書の記載事項が整合的ではない場合には、会計責任者等に確認を求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
48	<b>【差額の理由の確認】</b> 差額の理由について、差額説明書に記載されたとおりであることの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
49	<b>【差額の理由（クレジットカードの利用）】</b> 差額の理由がクレジットカードの利用であった場合において、当該理由のとおり会計帳簿や収支報告書にクレジットカードの利用による支出である旨が記載されていることが書面監査では確認できなかったものについて、会計責任者等に確認を求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
50	<b>【差額の理由（手持ち資金の現金での保有）】</b> 差額の理由が手持ち資金の現金での保有であった場合において、当該理由のとおり12月31日（解散等した場合にはその日）時点で手持ち資金を現金で保有していたことの確認を会計責任者等に求めたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
51	<b>【差額の理由（その他）】</b> 上記49・50以外の理由を差額説明書に記載しているものについて、その状況の詳細を会計責任者等に確認したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



## Ⅱ. 政治資金監査報告書チェックリスト



## 政治資金監査報告書チェックリスト

番号	項 目	確認	該当 なし
<b>基本的な確認</b>			
1	<b>【日付】</b> 登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断した日付が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
2	<b>【国会議員関係政治団体の名称】</b> 国会議員関係政治団体の正式名称が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
3	<b>【代表者の氏名】</b> 国会議員関係政治団体の代表者の氏名が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
4	<b>【登録政治資金監査人の氏名】</b> 登録政治資金監査人の氏名が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
5	<b>【登録番号】</b> 登録番号が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
6	<b>【研修修了年月日】</b> 研修修了年月日が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	/
7	<b>【登録政治資金監査人の電子署名】</b> 登録政治資金監査人の電子署名が政治資金関係申請・届出オンラインシステム上で行われているか。	<input type="checkbox"/>	/
<b>1 監査の概要</b>			
8	<b>【(1) 定期分の根拠条文】</b> 定期分の収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	<b>【(1) 解散分の根拠条文】</b> 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書について政治資金監査を行った場合は、「令和×年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書」と記載されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	確認	該当なし
10	<p><b>【(1) 政治資金監査対象書類】</b> 政治資金監査対象書類は、「当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、残高確認書及び差額説明書」と記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	
11	<p><b>【(3) 登録政治資金監査人の責任】</b> 登録政治資金監査人の責任において政治資金監査の結果を報告する書類は、「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書」と記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	
12	<p><b>【(4) 政治資金監査の実施場所】</b> 政治資金監査を主たる事務所以外で行った場合は、具体的な場所と住所を併記し、その理由を明らかにした上で、実施場所を特定しているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

① 政治資金監査の対象となった事項について全て確認できた場合（記載例（1））

2 監査の結果			
13	<p><b>【(1) 保存対象書類】</b> 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、残高確認書及び差額説明書のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	
14	<p><b>【(3) 収支報告書の支出状況】</b> 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、収支報告書に支出の状況が表示されていることを確認した際に基礎となった書類のみが記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	

番号	項目	確認	該当 なし
15	<p><b>【(4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等】</b>  領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	
16	<p><b>【(5) 翌年への繰越しの状況】</b>  残高確認書及び差額説明書のうち、収支報告書に翌年への繰越しの状況が表示されていることを確認した際に基礎となった書類のみが記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	
<b>3 業務制限</b>			
17	<p><b>【業務制限】</b>  記載例に従って業務制限について記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	

② 会計帳簿に記載不備がある場合（記載例（2））

<b>2 監査の結果</b>			
13	<p><b>【(1) 保存対象書類】</b>  会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	
14	<p><b>【(2) 会計帳簿に記載不備が見られた場合の記載】</b>  支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等のうち、会計帳簿に記載不備があった事項が明記されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	
15	<p><b>【(3) 収支報告書の支出状況】</b>  会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、収支報告書に支出の状況が表示されていることを確認した際に基礎となった書類のみが記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	

番号	項 目	確認	該当 なし
16	<p><b>【(4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等】</b>  領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	/
17	<p><b>【(5) 翌年への繰越しの状況】</b>  残高確認書及び差額説明書のうち、収支報告書に翌年への繰越しの状況が表示されていることを確認した際に基礎となった書類のみが記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	/
<b>3 業務制限</b>			
18	<p><b>【業務制限】</b>  記載例に従って業務制限について記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	/

③ 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合（記載例（3））

<b>2 監査の結果</b>			
13	<p><b>【(1) 保存対象書類】</b>  会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	/
14	<p><b>【(3) 収支報告書の支出状況】</b>  会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、収支報告書に支出の状況が表示されていることを確認した際に基礎となった書類のみが記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	/

番号	項目	確認	該当 なし
15	<p><b>【(4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等】</b>  領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	
16	<p><b>【(5) 翌年への繰越しの状況】</b>  残高確認書及び差額説明書のうち、収支報告書に翌年への繰越しの状況が表示されていることを確認した際に基礎となった書類のみが記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	
17	<p><b>【領収書等亡失等一覧表が作成されている場合の記載】</b>  領収書等又は振込明細書が徴取漏れ又は亡失により存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されていない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）が存在する場合は、記載例（3）に従って、（別記）が記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	<p><b>【支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費の記載】</b>  領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況を確認できない人件費で、貸金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類が存在しない場合は、記載例（3）に従って、（別記）が記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	<p><b>【高額領収書等のあて名等に不備がある場合の記載】</b>  収支報告書と併せて写しが提出される1件当たりの金額が1万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等について、あて名等が当該国会議員関係政治団体に対して発行されたものと認められないものがある場合は、記載例（3）に従って、（別記）が記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>3 業務制限</b>			
20	<p><b>【業務制限】</b>  記載例に従って業務制限について記載されているか。</p>	<input type="checkbox"/>	

④ 収支報告書に支出が計上されていない場合（記載例（４））

番号	項 目	確認	該当 なし
<b>2 監査の結果</b>			
13	【（１）保存対象書類】 会計帳簿、残高確認書及び差額説明書のうち、保存を確認した書類のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
14	【（３）収支報告書の支出状況】 収支報告書に支出が計上されていない状況が表示されていることを確認した際に基礎となった書類として会計帳簿のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
15	【（４）領収書等を徴し難かった支出の明細書等】 領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった旨が記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
16	【（５）翌年への繰越しの状況】 残高確認書及び差額説明書のうち、収支報告書に翌年への繰越しの状況が表示されていることを確認した際に基礎となった書類のみが記載されているか。	<input type="checkbox"/>	
<b>3 業務制限</b>			
17	【業務制限】 記載例に従って業務制限について記載されているか。	<input type="checkbox"/>	

# 政治資金監査報告書チェックリスト・政治資金監査報告書記載例対照表

※以下の①、②…は、政治資金監査報告書チェックリスト表頭の「番号」に対応する。

(1) 政治資金監査の対象となった事項について全て確認できた場合

政治資金監査報告書	
	令和×年×月×日 <span style="float: right;">①</span>
〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名） <span style="float: right;">②</span>	氏名を記載するとともに、政治資金関係申請・届出オンラインシステム上で電子署名を行うこと。
代表 〇〇 〇〇 殿 <span style="float: right;">③</span>	登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 <span style="float: right;">④、⑦</span>
	登録番号 第××××号 <span style="float: right;">⑤</span>
	研修修了年月日 ×年×月×日 <span style="float: right;">⑥</span>
<b>1 監査の概要</b>	
<p>(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収 支報告書（※1）の全ての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に 係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、 振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下 同じ。）、残高確認書及び差額説明書について、支出及び翌年への繰越しに関する政治資 金監査を行った。 <span style="float: right;">⑧、⑨、⑩</span></p>	
<p>(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化 委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」 という。）に基づき行った。</p>	
<p>(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作 成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、 領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残 高確認書及び差額説明書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行 った結果を報告することにある。 <span style="float: right;">⑪</span></p>	
<p>(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2） において行った。 <span style="float: right;">⑫</span></p>	

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書が保存されていた。 ⑬
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。 ⑭
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。 ⑮
- (5) 法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。 ⑯

## 3 業務制限 ⑰

〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である(※3)。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」⑨とすること。 ⑫

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。

(注) 政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。

- ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ③ 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合

(例) 上記①により、主たる事務所以外で実施した場合

1 監査の概要

(1) ~ (3) 略

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると〇〇〇〇（登録政治資金監査人名）が判断したため、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の従たる事務所（〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地）において行った。

(※3) 使用人その他の従業者がいない場合は、「また、」以下は記載しないこと。

(※4) その他の留意事項

・ 「1 監査の概要」(1) 及び (3) には、記載例どおり全ての書類を列記すること。

・ 「2 監査の結果」(1)、(3) 及び (5) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

(2) 会計帳簿に記載不備がある場合

政治資金監査報告書

令和×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）  
代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇  
登録番号 第××××号  
研修修了年月日 ×年×月×日

氏名を記載するとともに、政治資金関係申請・届出オンラインシステム上で電子署名を行うこと。

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）の全ての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、残高確認書及び差額説明書について、支出及び翌年への繰越しに関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書が保存されていた。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、〇〇(※3)の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。 ⑭
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。 ⑮
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。 ⑯
- (5) 法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。 ⑰

### 3 業務制限 ⑱

〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である(※4)。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。 ⑲

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。 ⑳

(※3) 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。 ㉑

(※4) 使用人その他の従業者がいない場合は、「また、」以下は記載しないこと。 ㉒

(※5) その他の留意事項

⑩、⑪

- ・ 「1 監査の概要」(1) 及び (3) には、記載例どおり全ての書類を列記すること。

- ・ 「2 監査の結果」(1)、(3) 及び (5) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

⑬、⑮、⑰

(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合

政治資金監査報告書

令和×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）  
代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇  
登録番号 第××××号  
研修修了年月日 ×年×月×日

氏名を記載するとともに、政治資金関係申請・届出オンラインシステム上で電子署名を行うこと。

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）の全ての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、残高確認書及び差額説明書について、支出及び翌年への繰越しに関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、（別記）を除き、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書が保存されていた。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。
- (5) 法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。

(別記)(※3)

- (1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」
- (2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××円)
- (3) 〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの  
(××月××日・××費・××××円)  
・ 領収書等のあて名に記載されていた名称  
〇〇〇〇〇〇

### 3 業務制限

〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である(※4)。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、

政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例（１）（※２）の（注）を参照のこと。

（※３）（２）及び（３）については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。

（※４） 使用人その他の従業者がいない場合は、「また、」以下は記載しないこと。

（※５） その他の留意事項

・ 「１ 監査の概要」（１）及び（３）には、記載例どおり全ての書類を列記すること。

・ 「２ 監査の結果」（１）、（３）及び（５）には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

⑩、⑪

⑬、⑭、⑯

(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金額	年月日	備考
項目	摘要			
何々				
	1 何々	5,000	○. 1. 1	
	2 何々	50,000	〃. 3. 1	A山一郎・東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

※ 本表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものである。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）を記載すること。
- 3 収支報告書に支出の明細を記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行った支出にあつては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出）にあつては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。
- 4 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴取漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。

(4) 収支報告書に支出が計上されていない場合

政治資金監査報告書

令和×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）  
代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇  
登録番号 第××××号  
研修修了年月日 ×年×月×日

氏名を記載するとともに、政治資金関係申請・届出  
オンラインシステム上で電子署名を行うこと。

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）の全ての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、残高確認書及び差額説明書について、支出及び翌年への繰越しに関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書、残高確認書及び差額説明書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、残高確認書及び差額説明書が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。⑭

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。⑮

(5) 法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。⑯

### 3 業務制限<sup>⑰</sup>

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である(※3)。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。⑨

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。⑫

(※3) 使用人その他の従業者がいない場合は、「また、」以下は記載しないこと。

(※4) その他の留意事項

- ・ 「1 監査の概要」(1)及び(3)には、記載例どおりに全ての書類を列記すること。⑩、⑪

- ・ 「2 監査の結果」(1) 及び (5) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

⑬、⑭



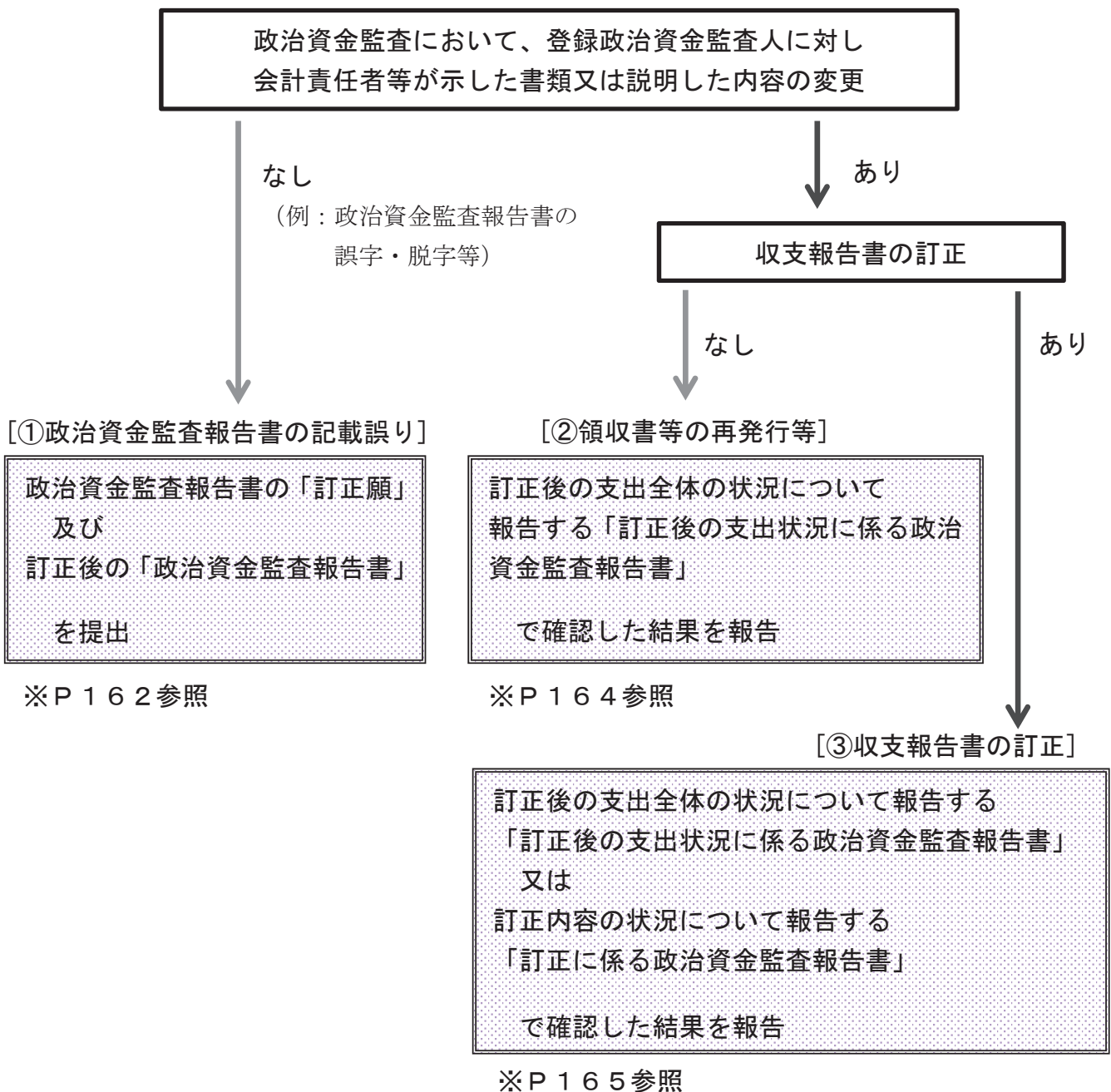
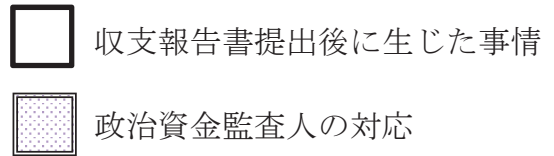


### Ⅲ. 収支報告書の提出後に生じた事情 とその対応



# 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応（フローチャート）

会計責任者が政治資金監査報告書とともに収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後に、政治資金監査報告書を訂正すべき事情が生ずる場合や収支報告書の訂正が行われる場合等の対応については、以下のとおりであることから、留意すること。



(注) 領収書等亡失等一覧表は、政治資金監査報告書の一部をなす書面であり、「政治資金監査において、登録政治資金監査人に対し会計責任者等が示した書類」に該当しない。

## ①政治資金監査報告書の記載誤り

政治資金監査の対象となった事実に変更はないが、政治資金監査報告書の記載誤り等により、登録政治資金監査人が政治資金監査報告書の訂正を行おうとする場合、会計責任者において政治資金監査報告書の見え消し・追記等による訂正を行うことは適当ではない。

この場合、登録政治資金監査人が訂正理由及び訂正箇所を明らかにした訂正願に訂正後の政治資金監査報告書を添えて、国会議員関係政治団体に提出し、当該訂正願の提出を受けた会計責任者が総務省又は都道府県選挙管理委員会に訂正後の政治資金監査報告書を提出することが適当である。

(参考)

平成22年12月8日開催 平成22年度第5回委員会資料

### 政治資金監査報告書の訂正について

会計責任者が政治資金監査報告書を提出した後、政治資金監査時点の政治資金監査の対象となった事実に変更はないが、政治資金監査報告書の記載誤り等により、登録政治資金監査人が政治資金監査報告書の訂正を行おうとする場合の取扱いについて登録政治資金監査人等から問い合わせが寄せられている。

この場合、会計責任者が政治資金監査報告書の見え消し・追記等により訂正を行うことは適当ではなく、登録政治資金監査人は訂正理由及び訂正箇所を明らかにした訂正願を訂正後の政治資金監査報告書を添えて、国会議員関係政治団体に提出し、当該訂正願の提出を受けた国会議員関係政治団体の会計責任者が、総務省又は都道府県選挙管理委員会の所定の手続きによって訂正を申し出、訂正後の政治資金監査報告書を提出する取扱いとすることが適当であると考えられる。

訂正願の例は別添のとおりであるので、参考にされたい。

(別紙)

## 訂正願

令和×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇

令和〇年分の収支報告書に係る令和〇年〇月〇日付けの政治資金監査報告書について、下記理由により訂正の必要が生じたことから、別添のとおり訂正したいのでよろしくお願ひします。

### 記

訂正理由	
訂正箇所	別添政治資金監査報告書の下線部分のとおり。

[参考] 規制改革実施計画 (令和2年7月17日閣議決定) 等に基づく、行政手続等における押印義務の見直しに係る政府全体の方針を踏まえ、令和3年9月に押印義務が廃止された。

## ②領収書等の再発行等

会計責任者が政治資金監査報告書とともに収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後、領収書等亡失等一覧表に記載されていた支出に係る領収書等が再発行された場合等、収支報告書自体には変更がないものの、支出の内容を証する書面に変更が生じる場合、政治資金監査の時点の政治資金監査の対象となった事実に変更はないため、政治資金監査報告書の訂正を行うことはできない。

しかしながら、通常の政治資金監査に準じて登録政治資金監査人の確認を受け、確認を受けたことを証する書面を提出することは差し支えない。

この場合、当該確認の結果については、その確認した日付で、政治資金監査マニュアルの記載例に準じて、表題を「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」とした書面を作成し、国会議員関係政治団体に報告することが適当である。

また、この「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」は、既に提出された政治資金監査報告書とともに収支報告書と併せて閲覧又は写しの交付の対象となる。

(参考)

平成23年1月28日開催 平成22年度第6回委員会資料

VII-10 政治資金監査報告書の内容変更	
Q	領収書等亡失等一覧表に記載していた支出に係る領収書が再発行された等、収支報告書を提出した後の事情変更によって当該収支報告書自体には変更はないものの支出の内容を証する書面に変更が生じる場合、政治資金監査報告書の内容を変更するにはどうしたらよいか。
A	お尋ねの場合は、政治資金監査時点の政治資金監査の対象となった事実に変更はないので、政治資金監査報告書を訂正することはできませんが、政治資金監査を受けた収支報告書の訂正の場合に準じて、登録政治資金監査人の確認を受け、確認を受けたことを証する書面を提出することは差し支えありません。なお、当該確認は、事情変更後の支出全体の状況について、登録政治資金監査人が通常の政治資金監査に準じた方法により行い、その結果については、その確認した日付で、政治資金監査マニュアルの記載例に準じて、表題を「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」とした書面を作成し、国会議員関係政治団体に報告することが適当です。 また、この「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」は、既に提出された政治資金監査報告書とともに収支報告書と併せて閲覧又は写しの交付の対象となります。

### ③収支報告書の訂正

会計責任者が政治資金監査報告書とともに収支報告書を総務省又は都道府県選挙管理委員会に提出した後、収支報告書の支出の内容に係る訂正がある場合、国会議員関係政治団体が当該訂正内容について、登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが適当である。

この確認は、収支報告書の訂正の時点又はその後において、当該訂正後の支出全体の状況又は当該訂正内容について、通常の政治資金監査と同様の方法により実施することが適当である。

その結果については、

- ・訂正後の支出全体の状況について確認した場合、政治資金監査マニュアルの記載例に準じて、表題を「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」とした書面
- ・訂正内容について確認した場合、「訂正に係る政治資金監査報告書」

のいずれかを作成して国会議員関係政治団体に報告することが適当である。

なお、政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書の対応関係を明らかにするため、登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書の一部を構成するものとして政治資金監査で確認した収支報告書の写し（支出に限る。）を添付することとして差し支えない。

## 政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について

### 1. 収支報告書提出後の訂正における問題の所在

政治資金監査制度の導入に伴い、国会議員関係政治団体は、収支報告書の提出にあたっては、すべての支出について登録政治資金監査人による政治資金監査を受け、政治資金監査報告書を併せて提出することとされたところである。

一方、収支報告書提出後における政治団体の申出による訂正については、政治資金規正法上、特段の定めはなく、総務省及び各都道府県選挙管理委員会の判断で運用上認める取扱いとされているが、政治資金監査制度が導入された趣旨に照らすと、国会議員関係政治団体に係る収支報告書の訂正については、以下のような点が指摘されている。

#### (1) 登録政治資金監査人による確認を受けていない支出の存在

収支報告の適正の確保のため、登録政治資金監査人による政治資金監査が導入されたが、提出後の収支報告書について、政治団体の申出のみで収支報告書の支出に係る訂正が行われる場合は、登録政治資金監査人による確認を受けていない支出が収支報告書に記載されることとなり、また、そのことが国民の目に明らかにされないこととなる。

#### (2) 政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書の対応関係の明確性

政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書とは、政治資金監査報告書の日付における記載内容において一対一の対応関係に立つものである。しかし、政治資金監査報告書の日付以降に収支報告書の支出に係る訂正が行われる場合は、政治資金監査報告書と収支報告書の対応関係に齟齬を生じさせることとなる。

### 2. 収支報告書提出後の訂正における登録政治資金監査人による確認について

収支報告書提出後の訂正における政治資金監査の取扱いについては、政治資金規正法上規定されていないが、支出の内容に係る訂正がある場合には、国会議員関係政治団体が、収支報告書の訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図る観点から適当であると考えられる。

しかしながら、現状では、国会議員関係政治団体が登録政治資金監査人の確認を自主的に受けたことを証する書面を提出しようとしても、その場合の方法や取扱いが明らかでないことから、従来どおりの手続きにより収支報告書の訂正が行われている状況にある。

今後、1(1)の問題意識を踏まえ、支出内容に係る訂正がある場合に、国会

議員関係政治団体から、収支報告書の訂正の時点又はその後において、当該訂正後の支出全体の状況又は当該訂正内容について、登録政治資金監査人による確認を受け、確認を受けたことを証する書面が提出された場合には、訂正の申出先である総務省又は都道府県選挙管理委員会においては、既に提出された政治資金監査報告書と同様に、収支報告書と併せて閲覧・写しの交付の対象とすることが適当である。

登録政治資金監査人においては、この確認は、政治資金監査と同様の方法により実施することとし、その結果については、訂正後の支出全体の状況について確認した場合は、政治資金監査マニュアルの記載例に準じて、表題を「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」とした書面を作成し、訂正内容について確認した場合は、別紙の記載例に従って、「訂正に係る政治資金監査報告書」を作成し、国会議員関係政治団体に対して、報告することとすることが適当である。

なお、上記の確認を行う場合、訂正後の関係書類の記載状況の確認結果が、通常の記載例に当てはまらない場合には、「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」又は「訂正に係る政治資金監査報告書」の記載方法について、政治資金適正化委員会に確認すること。

また、1(2)の問題意識を踏まえると、政治資金監査報告書と政治資金監査の対象となった収支報告書の対応関係を明らかにするため、登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書の一部を構成するものとして政治資金監査で確認した収支報告書の写し(支出に限る。)を添付することとして差し支えないものとする。

上記の取扱いについて総務省自治行政局選挙部においては、各都道府県選挙管理委員会にも周知を図りたい。

(参考：総務省選挙部通知文書)

事 務 連 絡

平成22年12月20日

各都道府県選挙管理委員会 御中

総務省選挙部政治資金課

総務省選挙部収支公開室

政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について

標記について、平成22年12月8日開催の政治資金適正化委員会において、別添のとおり決定されたので、通知します。

※平成22年12月8日政治資金適正化委員会決定資料添付

訂正に係る政治資金監査報告書記載例

(1) 支出に係る訂正箇所があった場合に、当該訂正に係る支出について全て確認できる場合

(別紙)

訂正に係る政治資金監査報告書

令和×年×月×日

(※1)

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇

登録番号 第××××号

研修修了年月日 ×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) の令和×年に係る政治資金規正法第12条第1項に規定する報告書(※2)に係る下記(※3)の訂正内容及び当該訂正に伴う合計の増減額については、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。)に基づいて支出の状況が表示されていることを確認しました。

記

訂正箇所	訂正前	訂正後

※1 訂正に係る政治資金監査報告書の日付は、登録政治資金監査人が自らの責任において訂正内容の確認が終了したと判断したときの日付を記載すること。

※2 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「政治資金規正法第17条第1項に規定する報告書」とすること。

※3 「記」の表に代えて、別紙として訂正箇所を明らかにした収支報告書の写しを添付することも可能であり、この場合は「下記」ではなく「別紙」とすること。

訂正に係る政治資金監査報告書記載例

(2) 支出に係る訂正箇所があった場合に、当該訂正に係る支出について、  
会計帳簿に記載不備がある場合

(別紙)

## 訂正に係る政治資金監査報告書

令和×年×月×日

(※1)

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇

登録番号 第××××号

研修修了年月日 ×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) の令和×年に係る政治資金規正法第12条第1項に規定する報告書(※2)に係る下記(※3)の訂正内容及び当該訂正に伴う合計の増減額については、当該訂正に係る支出について、会計帳簿には、〇〇(※4)の記載不備が一部に見られたものの、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。)に基づいて支出の状況が表示されていることを確認しました。

### 記

訂正箇所	訂正前	訂正後

- ※1 訂正に係る政治資金監査報告書の日付は、登録政治資金監査人が自らの責任において訂正内容の確認が終了したと判断したときの日付を記載すること。
- ※2 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「政治資金規正法第17条第1項に規定する報告書」とすること。
- ※3 「記」の表に代えて、別紙として訂正箇所を明らかにした収支報告書の写しを添付することも可能であり、この場合は「下記」ではなく「別紙」とすること。
- ※4 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。

訂正に係る政治資金監査報告書記載例

(3) 支出に係る訂正箇所があった場合に、当該訂正に係る支出について、領収書等の徴取漏れ又は亡失等がある場合

(別紙)

## 訂正に係る政治資金監査報告書

令和×年×月×日

(※1)

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名)

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇

登録番号 第 ×××× 号

研修修了年月日 ×年×月×日

〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) の令和×年に係る政治資金規正法第12条第1項に規定する報告書(※2)に係る下記(※3)の訂正内容及び当該訂正に伴う合計の増減額については、(別記)を除き、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。)に基づいて支出の状況が表示されていることを確認しました。

### 記

訂正箇所	訂正前	訂正後

(別記) (※4)

(1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」(※5)

(2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××円)

(3) 〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの

(××月××日・××費・××××円)

- ・ 領収書等のあて名に記載されていた名称  
○○○○○○

- ※1 訂正に係る政治資金監査報告書の日付は、登録政治資金監査人が自らの責任において訂正内容の確認が終了したと判断したときの日付を記載すること。
- ※2 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「政治資金規正法第17条第1項に規定する報告書」とすること。
- ※3 「記」の表に代えて、別紙として訂正箇所を明らかにした収支報告書の写しを添付することも可能であり、この場合は「下記」ではなく「別紙」とすること。
- ※4 (2)及び(3)については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。
- ※5 訂正に係る支出について、領収書等の徴取漏れ又は亡失により支出の状況が確認できなかったものがある場合、これらの支出の一覧表(「領収書等亡失等一覧表」)の提出を会計責任者に求め、訂正に係る政治資金監査報告書に添付すること。





[参考] 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)等に基づく、行政手続等における押印義務の見直しに係る政府全体の方針を踏まえ、令和3年9月に押印義務が廃止された。



## IV. 電子署名の付与に関する手順



# 電子署名の付与に関する手順

<b>手順</b> (括弧内の数字は右QRコードのページの数字です。)		政治資金関係申請・届出オンラインシステムに係るQRコード及びURL
<b>事前準備</b>	<b>① 電子証明書が付与されたマイナンバーカード又は税理士認証カード及びICカードリーダーの用意【01-1・01-2】</b> 	<b>STEP01準備</b>  <a href="https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020202_3">https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020202_3</a>
	<b>② 右QRコードのページの表示</b> 右QRコードのページを開いた上で、以下 <b>③</b> ～ <b>⑤</b> の操作等を行ってください。	
	<b>③ パソコンの確認【01-3】</b> 政治資金関係申請・届出オンラインシステムをご利用になるために必要なパソコンの動作環境や設定内容をご確認ください。 	
	<b>④ 電子署名用アプリのインストール【01-4】</b> 電子署名用アプリをダウンロードの上、画面の指示に従いインストールを行ってください。	
	<b>⑤ JPKI利用者ソフト(利用者クライアントソフト)(※)のインストール【01-5】</b> 公的個人認証サービスポータルサイトからJPKI利用者ソフト(利用者クライアントソフト)をダウンロードの上、画面の指示に従いインストールを行ってください。ただし、税理士認証カードを使用して税理士用電子署名を行う場合は不要です。 <small>※マイナンバーカードに搭載された電子証明書の有効性確認や、パソコンにカードリーダーを認識させる等、公的個人認証サービスを利用した電子申請を行うときに必要となるソフトウェアです。</small>	
<b>電子署名の付与・確認</b>	<b>⑥ 政治資金関係申請・届出オンラインシステムの「電子署名」ページから、画面の指示に従い、電子署名の付与及び確認を行ってください。</b>  <a href="https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GC020301">https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GC020301</a>	

【政治資金関係申請・届出オンラインシステムに関するお問い合わせ先】

**政治資金ヘルプデスク TEL:03-5500-7022**

〔受付時間(※)〕  
平日 9:00～17:00

※ 3月末日の5営業日前～3月末日、5月末日の5営業日前～5月末日に限り、9:00～20:00



## V. 政治資金関係サイト



## 政治資金関係サイト

サイト及びURL	概要	QRコード
<p style="text-align: center;"><b>政治資金適正化委員会 ホームページ</b></p> <p><a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/seiji_tekisei/seiji_tekisei.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/seiji_tekisei/seiji_tekisei.html</a></p>	<p>登録政治資金監査人の皆様に必要な情報を掲載しています。</p> <p><b>【主な掲載情報】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録政治資金監査人の皆様へのお知らせ</li> <li>・登録政治資金監査人の登録・変更等について（申請書類）</li> <li>・政治資金監査に関する各研修について</li> <li>・委員会資料</li> </ul>	
<p style="text-align: center;"><b>政治資金監査実務に関する 各種資料・様式 (政治資金監査マニュアル等)</b></p> <p><a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/seiji_tekisei/seiji_materials.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/seiji_tekisei/seiji_materials.html</a></p>	<p>政治資金監査の際に必要な各種資料等についてまとめています。政治資金監査報告書の記載例・様式については、定期分及び解散分収支報告書に係る4種類ずつの計8種類をWord形式で提供しています。</p> <p><b>【主な掲載情報】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政治資金監査マニュアル</li> <li>・政治資金監査に関する研修テキスト</li> <li>・政治資金監査報告書の記載例・様式</li> <li>・政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリスト</li> <li>・政治資金監査に関するQ&amp;A</li> </ul>	
<p style="text-align: center;"><b>なるほど！政治資金 －「政治資金制度」の基本を 知ろう！</b></p> <p><a href="https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/index.html">https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/index.html</a></p>	<p>政治資金制度を紹介しています。</p> <p><b>【主な掲載情報】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国会議員関係政治団体の収支報告の手引</li> <li>・政治団体名簿</li> </ul>	
<p style="text-align: center;"><b>政治資金関係申請・届出 オンラインシステム</b></p> <p><a href="https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020201">https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020201</a></p>	<p>政治資金規正法に基づく各種の届出、収支報告をインターネットから原則24時間365日どこからでも行えるようにするシステムです。政治資金監査報告書への電子署名の付与が可能である他、「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」等のダウンロードができます。</p>	
<p style="text-align: center;"><b>政治資金収支報告書及び 政党交付金用途等報告書</b></p> <p><a href="https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/naruhodo03.html">https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/naruhodo03.html</a></p>	<p>総務大臣届出分の政治団体の政治資金収支報告書等を掲載しています。</p>	



デジタル版の研修テキストは、  
以下QRコードよりご覧ください。



この印刷物は総合評価値 80 の用紙を使用しています。

